

利用せしめるのである。

この制度は明治四十五年に制定されたもので、私設電話を施設し得ない者と雖も本制度により専用通信設備を設け得るので大いに利用されて居る。

### 三、市外専用電話（電話回線専用ニ關スル件）

市外通話區域に屬する地域に於て同一人（原則として）の専用に供する爲政府の施設する電話を謂ふもので、明治三十九年に電話規則中に電話線を専用せしむることある旨の簡単な一條文を設けられたのが最初で、昭和十二年十月の電話規則改正の際には電話規則中より之を除き別に單行省令の制定を見たが、利用條件料金等に付ては依然許可の都度定めることとなつて居る爲明かではないが、從來許可されて居たものは大體に於て官廳とか新聞社、銀行等公共的事業の用に供せられるものに限定せられてゐる申請手續等は市内専用電話に準ずるものと見てよいであらう。

### 四、岸壁電話

岸壁又は棧橋に繫留する船舶と陸上との間の電話連絡の爲に船舶内に設置する電話を謂ふもので大正十五年に制定されたものである。この電話は一般の加入電話と同様市内通話市外通話も自由に出来、繫船期間中の船舶は本制度によつて多大の利便を享けて居るのである。目下本制度を實施して居る所は横濱、神戸、大阪、名古屋の四港である。尙本制度と略々同様の制度である浮標電話は、港灣内の浮標に繫留中の船舶と陸上との電話連絡を認め様とするものであるが、常時波浪や潮流の影響を受け浮標や船舶の位置が變轉するので海底ケーブルの敷設、接続其の他の裝置上非常な困難が伴ひ未だ試験的通話の程度で一般の利用に開放される迄に至つて居ないが、然し其の實現も遠いことではない。

## 口、料、金、關、保

電話料金制度は複雑多岐を極めてゐるが、電話料金の根幹をなす使用料と市外通話料とに付てその沿革を概観するに、先づ使用料は創業當時は都市別に定めたが、暫らく経過した明治二十五年から明治三十年迄は均一制を採用して居た。然し電話は都市の大小、加入数の多寡等によつて享便程度に差異があるので均一制は不適當と認め、明治三十年十二月よりは土地により段階を設け使用料額を異にするこゝし今日に及んで居るのである。ただ段階を定める標準については當初は都市の大小、電話設備の程度及加入者數の多寡等を考慮することゝして現在に至つてゐる。市外通話料は事業創始以來一貫して距離主義によることゝし均一制は全く採用されて居ない。

現行の電話料金は次の如くである。

局種別	一級局	二級局	三級局	四級局
度數料金制施行局	基本料年額（單獨加入） 四五圓	四〇圓	三五圓	三圓
度數料	（共同加入） 三圓	元圓	五圓	三圓
度數料	市内通話一度數每に三錢			

均一料金制施行局	（年額）										
一級局	九〇圓	八三圓	七〇圓	六六圓	六〇圓	五七圓	四八圓	四三圓	三九圓	三五圓	三〇圓
二級局	六〇圓	五五圓	五〇圓	四五圓	四〇圓	三九圓	三五圓	三三圓	三〇圓	二九圓	二五圓
三級局	三〇圓	二五圓	二〇圓	一九圓	一八圓	一七圓	一六圓	一五圓	一四圓	一三圓	一二圓
四級局	一五圓	一三圓	一〇圓	九〇圓	八〇圓	七〇圓	六〇圓	五〇圓	四〇圓	三〇圓	二〇圓

局種別といふのは交換局の階級を局別に定めたものであつて、明治三十九年に始めて採用したときは土地種別と稱し甲乙丙の三種であつたが、四十一年に丁を追加し大正四年には戊己を加へて六種とし大正九年庚辛壬を加へて九種としたが、昭和十年更に二段階を追加するに際し十干による稱呼を廢して一級地より十一級地とし、昭和十三年一月より土地種別を局種別と改め更に一段階を加へ一級局より十二級局迄の十二段階

としたのである。

次に度數料金制度は大正九年四月に實施されたもので、それ迄は同一段階の加入者は同一額の料金を負擔したのであるが、加入数の増加すると共に料金の負擔が不公平となり電話サービスも低下し、従つて電話の普及發達上支障を及ぼすに至つたので、加入数の多い地には度數料金制を施行することとしたのである。當初は六大都市のみであつたが昭和九年には廣島、福岡兩局に及び其の後金澤、札幌、岡山、函館、和歌山を逐次加へ、現在は十三局に達してゐる。

以上略述した通り電話使用料は其の時代に順應して幾多の變遷を見たが、尙此の外の加入電話に關する料金の主なものとしては、明治三十三年創設の加入料（昭和十二年迄は加入登記料と言ふ）電話線設備料（昭和十二年迄は電話線接續料と言ふ）機械移轉料、卓上電話機に對する附加使用料、同三十五年創設の私設電話接續に對する附加使用料、同三十九年創設の名義變更料（昭和十二年迄は電話名義書換料と云ふ）同四十一年創設の電話番號簿掲載料、同四十五年創設の市内專用電話創設に對する附加使用料等がある。之等も電話制度の改變に隨伴して其の内容は漸く複雑化し料金額も幾度か變遷したが、昭和十三年一月より現行の如く改められるに至つたのである。市外通話料は通話區間の料程に應じ局別に定められるのであつて、現行規定に於ては最低は四糀迄五錢で最高は二千四百糀を超えるもの三圓七十五錢となつて居り、全部で三十一段階を置き各段階によつて五錢乃至二十五錢の差を設けて居る。

創業當初は市外回線が局部的であつた爲に、例へば東京横濱間、京都大阪間の如く一々區間別に定めて居たのであるが、市外回線の整備と技術の進歩とに伴ひ漸次通話區域が全國的に擴大されるに至つたので、明治三十九年里程によつて段階を設ける制度としたのである。爾後多少の段階を追加したのと昭和三年の里程を料程に改正したのみで現在に至つたものである。

外地通話は朝鮮及樺太に對するものは、内地との連絡線が海底線であるのでこの海底線部分を連絡料（内鮮

間は一圓、内樺間は七十五錢）とし、陸地部分に付ては首尾料として内地は下關及稚内を朝鮮は釜山、樺太は大泊を基點とし、これより百糀又は百二十糀以内毎に二十五錢を増す所謂帶域料金制度を採用して居る。たゞ臺灣との通話は東京臺北間を無線連絡によるものがあるので一通話時六圓の均一料金制によつて居る。

## 七、電話加入狀況

創業當時の電話加入數は東京電話交換局（東京中央電話局の前身）百七十九名、横濱電話交換局（横濱中央電話局の前身）四十五名に過ぎなかつたが、爾後電話の利用價値一般に認識されるに及び加入希望者は逐年増加し、殊に最近に於ては最も熾烈となり擴張に次ぐ擴張を以てしても之に及ばず、昭和十三年度の特別開通に於ける十日間の全國の申込者は九十六萬名と實に百萬に垂んとする状況にある。

政府に於ても之等の熾烈な要望に副ふべく、第七十議會に於て昭和十二年度以降五箇年間の擴張計畫に於て加入者三十五萬名の増設を決定し、その實施初年度に於ては五萬五千名を増設し得たのであるが、第二年度の昭和十三年度に於ては支那事變の長期化に伴ひ擴張計畫が變更され、百萬に近い空前の電話加入申込も軍事上又は國家總動員上必要とするもの僅かに二萬五千名を開通せしむるの已むなきに至つたのである。昭和十四年度に於ても時局下國策に順應し、一般加入申込を抑制し前年と同じく軍事上又は國家總動員上電話を必要とするもののみに限定した處、其の加入申込九萬三千餘に達したが、之に對し僅か二萬五千名（交換事務開始關係を含む）を増設したに過ぎない状況であつて事變以來毎年の電話増設數は需要に伴はず、需要數は逐年積滞しつゝある現況にある。

現在（昭和十四年度末）加入數は約百三萬千余名で、大體單獨加入百一萬四千名、共同加入一萬八千三百名、連接加入千二百名である。而して共同加入、連接加入が新に設けられたのは明治三十九年のことであるが、連接加入は自動交換方式採用に伴ひ漸減し昭和十三年一月一日より廢止せられたが、工事上の都合にて前記

の如く約千二百の未整理加入を残し其の名残りを止めてゐるのである。

今電話の普及状況を府県別に付てみると、東京府の人口千人當加入數二八・六を筆頭に大阪府二七・二京都府二六・八で之に次ぎ、續いて兵庫縣一一・八、愛知縣一八・五、神奈川縣一七・〇の順で最も普及率の低いのは沖繩縣一・〇にして全國平均は一四・二である。(電話加入數統計三四九、四〇八、四八五頁參照)

八、電話利用狀況

我國の電話は明治二十三年十二月東京及横濱の兩地に交換業務を開始したのに源を發するが、當時此の文明の利器に對する世人に知識は意外に乏しかつた爲、加入者は僅かに東京百七十九名、横濱四十五名に過ぎず、一加入當平均一箇年間の市内通話利用度數も二千度内外にして、創始年度に於ける總度數は二十五萬餘度であつた。然し乍ら日清、日露、歐洲大戰及日支事變を経て我國は戰爭の都度劃期的に飛躍し、政治、産業、文化等の發展に伴ひ電話の利用も漸次增加して來た。

創業以來昭和十四年度迄に於て、明治二十八、九年及大正九年以降大正十四年頃迄の間に於て稍利用度數の減少を見た以外はすべて増勢を辿り、昭和十四年度に於ては前年度に對し一割増加、一加入當り一箇年利用度數は五千二百九十二度（一日平均十四・五度）である。

(卷二)

市内電話通話數は加入者相互間發信、非加入者發信の有無料合計とす。

次に市外通話（時數）は明治二十二年東京熱海間に公衆電話が開始されてより相次いで東京横濱間、京都大阪間等に開始され漸次全國に普及したのであるが、其の利用は市外回線及通話局の増設或は即時通話、準即時通話等の新方式採用に伴ひ逐年激増し、明治二十三年度には僅に八千通話に過ぎなかつたものが同四十三年には九百三十七萬通話となり、二十箇年間に千倍以上の増加であり、更に次の十年後、大正九年には四千百八十六萬通話、昭和五年には一億六千七百十七萬通話と、十年毎に四倍以上の激増振りを示し、昭和十二年には實に三億六千萬通話に達し創業以來今日に至る迄五十年間終始増嵩の一途を辿り、一回も前年度より通話數の減退を見たことがなかつた。即ち大正九年は大戰景氣の反動を受け、凡ゆる經濟統計は前年より低下し、内外電報通數も亦急減したが、市外通話のみは八年度の三千九百萬通話に對し九年度は四千二百萬通話と増加してゐる。又大正十三年度は從來の一通話五分制を三分に改め實質上相當の値上げを行つたにも

拘らず、通話數は前年の六千二百萬通話より七千四百萬通話と約二割の増加を示してゐる。此の一事を以てしても市外電話の増進振りが容易に察知し得られる處である。  
尙最近十箇年間の市外電話の對前年度増加割合を示せば左の通りである。

年 度	市 外 電 話 通 話 數	對 前 年 度 增 加 數	同上割合	
			昭和五	昭和六
一〇九八七六	六千二交、六千六	二千五百四、九八	二、五四、九八	〇・七
一一一〇九八七六	八千〇三、六九	一千六四、五三	二、六四、五三	〇・八
一二一〇九八七六	九千六五、六八	二千六四、五四	一〇、六〇、七九	〇・六
一三一〇九八七六	三二、六四、五四	三二、六四、五四	三〇、六九、一三	一・一
一四一〇九八七六	三六、六九、五四	三六、六九、五四	三五、六四、九四	一・二
	三三、七八、六三	三三、七八、六三	三七、〇〇、九九	一・三
	三七、七八、四九	三七、七八、四九	三四、七八、七七	一・六
	三四、九〇、三三	三四、九〇、三三	三四、八九、九三	一・六
	三一、九〇、三九	三一、九〇、三九	三一、九〇、三九	一・六
	四二、八一、八三	四二、八一、八三	四一、〇二、四三	一・三

(内地通話統計三六二、四一一、四九二頁参照)

### 口、外 地 通 話

#### (一) 内 鮮 通 話

内地朝鮮間の通話は昭和八年一月十五日より開始せられ、其の通話状況は昭和八年度に於ては發著信總通話數八萬餘に過ぎなかつたが、昭和十二年度に於ては十七萬餘となり、更に今次事變の勃發以來大陸との關係密接の度を加ふるを反映して昭和十三年度には一躍二十七萬餘に上り、僅々五箇年間に三倍以上の躍進的

累増となつたが、昭和十四年度は更に激増し三十九萬余を示してゐる。今累年の對前年度増加率を見るに昭和九年度三割四分同十年度一割八分、同十一年度一割九分、同十二年度一割四分、同十三年度五割九分、同十四年度四割一分の増加となつてゐる。(外地通話統計三六五、四一三頁参照、以下内臺、内樺通話も同じ)

### (二) 内 臺 通 話

内地臺灣間の通話は昭和九年六月二十日より開始せられ、昭和十年度に於ては發著信總通話時數二萬八千餘に達し、其の翌年には約七分を増加し三萬を突破した。昭和十二年度に於ては二萬六千餘となり前年度より約一割二分減少を示したが、昭和十三年度に於ては再び増勢に轉じ二萬九千餘となり、前年度に比し一割の増加を示したが昭和十四年度に於ては更に三萬二千餘約一割弱の増加を示してゐる。

### (三) 内 樺 通 話

内地樺太間の通話は昭和九年十二月十二日より開始せられたのである。其の通話状況は昭和十年度發著信總通話時數四萬二千餘であつたが、昭和十一年度には六萬、同十二年度には七萬八千、同十三年度には十萬二千餘、同十四年度には十四萬四千餘と各年共三割乃至四割二分の激増を示してゐる。

## 九、電 話 收 入 狀 況

電信收入状況に於ても述べた通りであるが、大正十二年度以前の資料は關東大震災の際鳥有に歸した爲、大正十三年以前は明らかにされないから大正十三年度以降につき述べることとする。

電話收入の科目別内譯は電信と同じく切手收入と現金で收納する電話收入とに大別され、電話收入は更に市内電話料、市外電話料、外國電話料、專用電話料、公衆電話料、加入料、請願電話費納付金及電話雜收に

細別される。昭和十四年度に於ける切手及現金收入の總額は一億八千八百萬圓に達し通信事業特別會計全收入四億一千萬圓の四割六分を占め、郵便事業の收入額一億四千六百萬圓を凌駕すること四千二百萬圓の多きに昇つてゐる。而して右の中市内電話料は一億七十一萬圓で電話事業全收入の五割三分五厘、市外電話料は八千四百八十萬圓で四割五分一厘、外國電話料は百二十九萬圓で七厘、電話雜收は六十九萬圓で四厘を占め其の他の合計は五十七萬圓で僅かに三厘に該當する。從つて茲では本收入の根幹を成す市内電話料及市外電話料に付て其の略述を試みることとする。

### イ、市内電話料

本收入は切手收入の市内電話料、名義變更料、電話機移轉料並現金收入の電話使用料、度數料、公衆電話に依る市内電話料、市内専用電話料を合計したもので、年々電話加入者の増加及電話通話取扱局並に公衆電話所の増設に伴ひ累増するものである。されば大正十三年度の收入額は三千五百萬圓であつたが、翌年度特別開通制度の創始に因り加入者増設數は一躍五萬二千名に飛躍し、又關東震災の復興に因り漸次電話の開通を見た爲に併ふ收入額は前年度に比して七百五十萬圓増加した。其の後財政上の制肘を受け幾度か擴張計畫の縮小を餘儀なくされ收入割合を低下したとは云へ、收入額は毎年増加の一途を辿つて來たのである。而して昭和六年の滿洲事變以來産業の開發、貿易の殷賑等を來し、又昭和十二年は支那事變突發の爲軍需工業の勃興生産力擴充の具體化を促し、且割期的五箇年擴張計畫の實施初年度でもあつたので收入額は九千五百萬圓を算へ、前年度に對し五百六十萬圓、割合にして六割三分の激増を示したのである。斯の如き目覺しい増勢も支那事變の長期化に伴ひ事變下の財政關係や物資統制等の事情に因り昭和十三年度の中途に至り擴張計畫の縮小變更を餘儀なからしめた爲、收入額は前年度に對し二百四十萬圓、割合にして二分六厘しか増加しなかつた。次いで昭和十四年度は歐洲動亂勃發の影響を受け、度數料に於て二百四十萬圓、臨時電話料其入統計三七四、四一七頁参照)

### ロ、市外電話料

市外電話料は切手に依る市外電話料並に現金收入の市外電話料、公衆電話に依る市外電話料、市外専用電話料を合計したもので、主として市外電話回線の増設に伴ひ年々增加するものであるが、市内電話料と異り景氣の變動に左右されることが多いのを特色とする。

大正十三年度の收入額は千七百萬圓で、それより毎年市外電話回線の増設に伴ひ經濟界の不況にも不拘收入は増加したのであるが、昭和五年頃迄は不振を免れなかつた。然し流石深刻な不景氣も昭和五年度を底として漸次活況を呈し始め且昭和六年度の滿洲事變以來産業の開發、軍需工業の殷賑等に因り昭和十一年度迄は一年平均四百五十萬圓宛を増加したが更に昭和十二年度に至り今次の支那事變が發生した爲一層利用を昂め回線の増設五萬七十糸と相俟つて收入額は六千八百萬圓に達し前年度に對し七百六十萬圓一割三分の增收となつたのである。超えて昭和十四年度は時局の進展と歐洲情勢を反映し經濟界は好況にあつたので發信通話時數も前年度に對し一割四分を増加し、收入額は一割八分即ち千二百八十萬圓を増加し八千四百八十萬圓となつた。增收額の主なものは市外電話料に於ける千百八十萬圓、専用料に於ける四十五萬圓、切手收入に於ける四十萬圓等である。市外電話料の増加原因は回線の増設と相俟ち好景氣を反映した結果と稱すべく、專用料は時局產業方面の新規利用の増加に基き、切手收入は毎年電話通話取扱局數の増加に伴ひ非加入者の

利用が増大した爲である。昭和十五年度に入つても此の情勢に變化なく上半期に於ける収入額は四千七百二十萬圓で前年同期に對して六百九十八萬圓、割合一割七分を増加してゐる。之も主として既設加入者の利用増嵩したが、回線の増設之に伴はざる爲至急電話が相當増加した爲と認められる。(電話収入統計三七四、四一七頁参照)

## 一〇、官廳用及私設電話

### イ、官廳用電話

官廳用電話は官廳用電信と同様明治三十三年八月制定された勅令「官廳用ノ電信電話ニ關スル件」に基いて官廳が事務執行の爲(軍用電氣通信法に依るもの除く)に遞信大臣の定めた規定、即ち同年九月より施行の官廳用電信電話規程に依り施設するもので、從つて施設目的に依る區別も電信の場合と同様である。而して我が國で電話が初めて實用に供せられたのは明治十年十二月本省と宮内省との間であるが、其の後間もなく鐵道警察等の官廳でも施設し、明治十八年電信條例を改正じて電機私設の章を設け取締方針が明かとなるに及び漸次盛んとなつた。

按て昭和十五年三月末現在に於て其の施設状況を見るに、回線數七〇、四二一、線路亘長六〇四、四二六杆、電話機一一七、七一九箇であるが、線路亘長を官廳用電信の夫れに比べると約九倍の長さに當り、各施設の目的別に従ひ其の概況を掲げると次の通りで孰れも昨年より相當増加を示してゐる。尙括弧内は各總數に對する割合を示すものである。(官廳用電話統計三七七頁参照)

#### (1) 事業専用

官廳用電信電話規程第一條第三號に依り施設するもので、此の中には普通の施設の如く許可を要するものと鐵道線路に沿ひ停車場聯絡所又は信號所相互間に施設するものゝ如く許可を要しないものとがあ

#### (2) 警察事務並に刑事訴訟事務用

規程第一條第二號に依り内務省、警視廳、道府縣、裁判所等に於て施設するもので、之等は相互連絡され、鐵道事業用に次いで一大通信網を構成し、其の回線數三二、二一六(四六%)、線路亘長二四〇、五二七杆(四〇%)、電話機五一、三一四箇(四四%)である。

#### (3) 電報送受用

規程第一條第四號に依り電信官署との間に電報送受の爲めに施設するもので、回線數は一三、線路亘長五、七四七杆(一%)、電話機二五箇の僅かであるが、少い理由としては電報送受の爲めには此の外市内專用電話及一般加入電話に依り得る事情にも因るであらう。

#### (4) 近接地連絡用

規程第一條第五號に依り一市區町村内若は隣接市區町村間に施設するもので、回線數八六四(一%)線路亘長五、五五一杆(一%)、電話機二、四〇八箇(一%)である。

### ロ、私設電話

私設電話は私設電信と同一の制度に依り施設するもので、從つて其の施設目的に依る區別も電信の場合と同一であるが、此の施設に關する制度の始まりは明治十八年七月改正の電信條例中に電機私設の章を設け電氣の機器を以て通信傳話及號報を爲すものに付て規定されたに起る。而して同條例に基き私設電線規約の制定、明治二十二年には電信電話線私設條規の制定等あつたが、三十三年に至り現在の制度となつた。

さて昭和十五年三月末に於て此の施設状況を見るに、回線數は二〇、八五二、線路亘長は二七〇、一八〇糸べると百四倍の長遠に達してゐて、以て如何に其の利用が普及してゐるかが窺はれる。次に各施設の目的に従ひ（便宜上電氣工作物規程本則第九十一條に依り電氣施設の保安通信用として施設するものは事業専用と區別す）其の概況を示すと左の通りである。（私設電話統計三七八頁参照）

## (1) 事 業 専 用

電信法第二條第二號に依り鐵道業其の他電話の専用を必要とする事業の爲に施設するもので、其の事業の主なものは軌道（線路亘長に於て八〇%）、鐵道（同一三%）、高壓電氣、水道、索道等で回線數は七二一九五（三五%）、線路亘長は一九〇、〇三七糸（七〇%）、電話機は二一、〇〇八箇（四〇%）である。

## (2) 電氣施設の保安通信用

電氣工作物規程本則第九十一條に依り施設することを要するもので、施設上許可不要であるが、其の同線數は七、三二九（三五%）、線路亘長は七四、六一二糸（一八%）電話機は二〇、五八九箇（三九%）である。

## (3) 近接地連絡用

法第二條第五號に依り一市區町村内若は隣接市區町村間の如く近接地に於て一人又は一營業の爲の專用施設であつて、回線數は六、〇七一（二九%）線路亘長は四、大〇一糸（一%）電話機は一〇、九一四（二一%）であるが、他の施設の如く線路亘長に比較して同線數及電話機數が多いことは近接地相互間を結ぶ施設であることを自ら物語つてゐる。

## (4) 公共團體事務用

法第二條第三號に依り近接地に於て公共團體事務執行の爲に公署等相互間に於て施設するもので極め

て少く、回線數一四〇、線路亘長八七八糸、電話機五五九箇である。

## (5) 電 報 送 受 用

法第二條第四號に依り電信官署との間に電報送受の爲施設するもので、回線數僅か一七、線路亘長五二糸、電話機三五箇で、此の施設の少い理由は官廳用電話の場合と同様の事情に因るものと思はれる。

## ハ、鑄業特設電話

鑄業特設電話とは、鑄業者の申請に依り同一人又は同一組合の經營に係る鑄業及其の直接附帶事業の専用に供する目的を以て、遞信省の施設する特殊の電話利用制度である。本制度は明治三十八年の創設に係るもので、専用を許可せられた者は遞信省の指示に従ひ電話施設に要する機械線路其の他一切の物件を供給し、其の設備維持を爲すもので、外形上は一般の私設電話と殆んど異なるところがない。然し一般の私設電話では充分其の目的を達し得ない實情に鑑み、斯る特殊の制度が創設せられたのである。本制度に依る電話を専用する者は、（一）原則として鑄業の爲に私設電話の併設が認められぬこと、（二）電話機一箇に付月額五十錢の専用料を納付すること、（三）機械線路を濫りに連接又は撤去せざること、（四）施設全般に付遞信省の検査を受けること等の義務がある。

今其の施設の現況を觀るに、電話所數三二六、回線數一四、一四九、線路亘長一〇七、二三六糸にして専用料年額一〇九、〇〇〇餘圓に及ぶ状態である。

採鑄事業の大部分は交通々信に不便な山間僻地に於て行はれてゐる實情よりして、事務の連絡特に非常灾害の突發に際して避難、救護等の應急措置に關する連絡の爲には鑄業特設電話は必要缺くべからざるもので

本制度が鑛業の爲に貢獻する所渺くないのである。特に最近鑛業の勃興に伴ひ鑛業特設電話施設も亦著増し昭和十二年十月（事變直後）より本年九月末迄の三箇年間に開設せられた電話所數は一〇五に及ぶ實況である。（鑛業特設電話統計三七九頁参照）

## 4. 無線電信

### 一、無線電信の起源

本邦に於て無線電信の研究に着手したのは明治二十九年（西暦一八九六年）であつて、即ち「マルコニー」氏が無線電信を發明した翌年である。當時遞信省に無線電信研究部が設けられ、銳意研究の結果一の獨自の方式を考案するに至り、明治三十年東京灣に於て海上一浬を距てゝ本邦最初の無線電信實驗に成功した。其の後種々改良工夫を施して遂に所謂「遞信省式」と稱する優秀な一方式を完成し、明治三十六年には長崎基隆間海上六百三十浬の長距離試験通信に成功するに至つた。

一方陸海軍に於ても遞信省と相前後して研究に着手したが、明治三十三年には軍艦に無線電信機を裝置して移動通信の試験に成功し、斯くて明治三十七年の日露の國交斷絶するに及び始めて實用に供せられ、殊に明治三十八年日本海々戰に於ては哨艦信濃丸が無線電信を以て「敵艦見ゆ」の通信を發して海戰の勝因を爲した。而して明治四十一年には海岸無線局及船舶無線局を設置して、船舶對陸地間に本邦最初の無線電信に依る公衆通信の取扱を開始するに至つた。

### 二、無線電信取扱局所

本邦に於ては當初無線通信事業は凡て之を政府專掌とした爲無線電信に依る公衆通信取扱局所も凡て官設のみとし、明治四十一年銚子に海岸無線局を、又東洋汽船所屬天洋丸に船舶無線局を設置して船舶對陸地間の公衆通信に利用したのを嚆矢とし、漸次海岸無線局及船舶無線局を増設したのであるが、其の後無線電信の進歩發達に伴つて船舶の航行安全上並に船舶對陸地間通信の必要が急激に増大したのに鑑み、政府は之が

普及を圖る爲、大正四年從來の無線事業の國營主義に幾分の修正を加へて無線電信法、私設無線電信規則及私設電信私設無線電信公衆通信取扱規則等を制定實施し、日本郵船所屬豊橋丸及若狭丸に本邦最初の無線電信取扱所を設置したが、其の後漸次普及するに至り、更に大正十四年船舶無線電信施設法の實施並に昭和九年船舶安全法の實施に伴つて船舶無線電信の施設は急激に増加した爲、公衆通信を取扱ふ局所も急増を見るに至つた。又昭和十三年には比較的小型の漁船及貨物船等に對し特に簡易な無線電信取扱所の設置を勧奨して其の普及を圖つた。之が爲船舶無線電信中公衆通信取扱所を設置しあるもの現在約六割に達し、更に漸次增加の趨勢にあるのであるが、未だ十分ではなく更に一段と之が普及を圖る爲對策考究中である。又之等の船舶無線電信局所に對應する海岸無線局も漸次普及し、官設局の外私設、官廳用又は軍用の無線電信を供用したもの等を設置し、更に漁業無線の發達に伴つて漁業通信専用の海岸無線局をも開設した。

陸上相互間の通信には有線電信の代用又は補助として國內主要都市連絡、小島嶼連絡、對外地連絡並對外連絡等に利用することゝし、大正五年本邦最初の固定無線局として海軍軍用無線を供用して船橋無線電信局を設置し、又三重縣鳥羽、答志及神島に所謂小規模無線局を開設したが、越えて大正六年には本邦最初の陸上無線電信取扱所としてラサ島無線電信取扱所を設置し、又舞鶴海軍軍用無線を供用して本邦最初の軍用無線に依る陸上無線電信取扱所を開設した。又航空通信には昭和四年東京外六箇所に航空無線局を開設したのを始めとし、航空路の擴大に隨伴して漸次其の數を増加し、更に昭和十二年には内臺間定期航空の「ふじ」號及「にいたか」號に本邦最初の無線電信取扱所を設置した。航空機の無線電信取扱所の普及率が僅に一割程度に過ぎないのは蓋し船舶通信に比し航空通信の特異性に因るものである。而して昭和十五年九月末現在に於ては海岸無線局二十三（内官設十五、漁業専用三、其の他五）、船舶無線局所千二百十一（内官設二十一、船舶無線電信取扱所千二百九十）、固定無線局六十九（内官設二十三、小規模無線三十三、陸上無線電信取扱所十三）、航空無線局十九、航空機無線電信取扱所五の多きに達した。（無線電信局所統計二八七、三八五、四七三頁參照）

### 三、無線電信通信系統

無線電信に依つて公衆電報を送受する通信系統は次の通りである。

(1) 移動局との通信系統



(2) 國内主要都市相互間の通信系統

國內主要都市間有線通信の輻輳緩和並に非常災害による有線杜絶等の場合の萬全を期し、之等の土地所在の電信官署に夫々無線電信を裝置し一定の連絡系統に從つて通信を爲す外、各航空無線電信局相互間に於ても航空關係通信の取扱を爲すと共に、非常災害時等有線連絡杜絶の場合には一般通信の疏通をも爲すことになつてゐる。

(3) 本土と小島嶼間及小島嶼相互間の通信系統

本土と小島嶼間には十四通信路、又小島嶼相互間には十四通信路があり、有線の代用又は補助として一般通信の疏通を爲してゐる。

(4) 外地との通信系統

内地と外地間に於て有線通信の補助又は有線連絡に代るものとして、主要地間無線電信連絡を爲し其の通信の疏通を爲し居る外、定期航海上の必要に基き兩地の航空無線電信局相互間に於ても關係通信の

疏通を爲してゐる、

#### 四、無線電信機械

明治四十一年事業創始當初に於ける無線電信の機械は、送信機に火花式と稱する減幅電波送信機を用ひ、又受信機にはコヒラー又は水銀検波器と稱する極めて幼稚なものを使用してゐたので、その通達距離も僅々百浬内外に過ぎなかつた。然し間もなく鑛石検波器が發明され受信機の能率は著しく向上し、次いで大正二年瞬滅火花式送信機が發明されるに及び無線通信は急激な進歩を見るに至つた。その後電弧式、發電機式の如き持続電波送信機が發明されるに伴ひ、通信距離は愈々擴大し國際間長距離通信にも利用せられるに至つて、更に無線通信に革命的發展を廣したのは三極真空管の發明に伴ふ真空管式送受信機の實用であつた。殊に放送無線電話の如きは真空管の出現に依て始めて實用の域に進んだと言つても過言ではない。水冷式真空管の發達は大電力送信の可能となり、商用通信に、放送に、受信品質は著しく改善せられ、無線通信の確實性は一段と増進した。次いで四極管、五極管と多極管の出現となり、高度の選擇性と増幅度とを有する優秀な受信機が製作せられるに至つた。更に水晶片を發振子とする水晶式送信機が發明されるに至り、發射電波の安定度、純粹性は愈々高度化された。

現在使用されてゐる機械及其の效用は大體次の通りである。

機械名	實用開始時期	摘要
火花式送信機	明治四十一年	電氣振動回路の一部に間隙を作り之に對する電壓を或る程度以上に高め、該間隙に火花放電を起し、電氣回路に振動流を生ぜしめる送信機で、之により發振する電波は減幅電波である。因に火花式送信機の使用は現在船舶に限られ且使用期限を附せられてゐるのみならず遭難通

機械名	實用開始時期	摘要
真空管式送信機	大正十二年	信等に使用する極めて小電力のもの以外は新に施設することを禁ぜられてゐる關係上其の數は漸次減少しつゝある。
水晶制御式送信機	昭和三年	水晶管の發振作用を應用して振動電流を發生せしめる送信機で、之により發信する電波は持續電波であり自動式と主發振式があるが、前者は發信器を直接空中線に結合せしめたもので後者は發振器の後に增幅器を接続して發振周波數を安定且純粹ならしめた送信機である。
オートダイン式受信機		水晶發振子と真空管とを組合せて高周波電流を發生せしめる送信機との間にビートを増幅して發振周波數を安定且純粹ならしめた送信機である。
スーパー・ヘテロダイン式受信機		局部發振器により振動電流を發生せしめ、之と信号電波との間にビートを増幅して發振周波數を安定且純粹ならしめた送信機である。
超再生式受信機		超再生検波を行ひ受信するものであつて、三十「メガサイクル」以上（波長十米以下）の超短波の受信に適し比較的大なるを以て超短波の簡単なる受信に使用するものである。
無線方位探定機（方 向 探 定 機）		空中線の指向性を利用して電波の來る方向を測る受信裝置である。空中線としては棒型空中線、アドコック空中線等があるが船舶、航空機等では前者を使用して居る。
警急自動受信機		受信裝置と時計仕掛けとの組合せにより警急符號を選択受信して警報を傳へる裝置である。

（無線電信機械統計一九七頁參照）

次に無線電信、無線電話に使用せられる術語につき説明を加へることとする。

標準電波	變調波	超短波	短波	長波
又電波の周波数を正確に知ることは相當複雑な装置を要し困難なので、優良な装置を有する所より正確な周波数の電波即ち標準電波を放送し、各局は之を受け自局の電波計を校正して周波数の偏差に依る混信妨害を少くすることを必要とするものである	A二、A三、A四又はA五電波等の如く或方法により變調せられた電波であつて、搬送波、周波数搬送波とは變調波周波数が未だ變調せられない時發射せられる電波であり、下側帶波とは搬送波、搬送波側と搬送波との差の周波数とその差の周波数を有する電波である、兩側帶波とは上下各側帶波の何れか一方に對する名稱である。搬送波側と搬送波との差の周波数を有する電波であり、上側帶波とは上側帶波と搬送波との差の周波数を有する電波である。	周波数搬送波は實際に占有する周波数の範囲を發射周波数帯と謂ひ、實際發射周波数（變調波の場合は搬送波周波数）と指定せられた周波数との間に許容された最大限の偏差を周波數許容偏差と謂ふ。	波長とは電波の一つの波動の長さを普通「メートル」の単位にて表はしたもので、その長さにより長波又は短波等に區別せられる。電波では波長三千米以上を長波、二百乃至三千米を中波、五十乃至二百米を中短波、十乃至五十米を短波、十米以下を超短波とする。尚電波の速度は周波数又は波長の如何に關せず光の速度に等しく毎秒三十萬軒であるから「キロサイクル」の周波数で三十萬を除すれば「メートル」で現はす波長を求めることが出来る。之を逆にすれば波長より周波数を求める。例へば千米は三百「キロサイクル」の如くである。	發射電波が實際に占有する周波数の範囲を發射周波数帯と謂ひ、實際發射周波数（變調波の場合は搬送波周波数）と指定せられた周波数との間に許容された最大限の偏差を周波數許容偏差と謂ふ。

周波数	B電波	A五電波	A四電波	A三電波	A二電波	A一電波	○電波	振幅
一 解説	真靜止影像の走査に依つて生じた周波数に依り搬送波を變調した場合に生ずる電波（無線寫生する電波の如きもの）を謂ふ。	静止又は移動する事物の迅速な走査に依つて生じた周波数に依り搬送波を變調した場合に生ずる電波（テレビジョンの電波の如きもの）を謂ふ。	真靜止影像の走査に依つて生じた周波数に依り搬送波を變調した場合に生ずる電波（無線寫生する電波の如きもの）を謂ふ。	振幅又は周波数が音聲等の複雑な可聽周波に従つて變化する持續電波（無線電話の電波の如きもの）を謂ふ。	持續振動電流を斷續又は可聽周波数で變調して發生する持續電波を謂ふ。A一電波を檢波するが音響受信には不適當な爲可聽周波数で變調する。又送信機の周波数が多少不安定なときでも受信容易である。	持續振動電流を断續又は可聽周波数で變調して發生する持續電波を謂ふ。A一電波を檢波するが音響受信には不適當な爲可聽周波数で變調する。又送信機の周波数が多少不安定なときでも受信容易である。	持續振動電流を断續又は可聽周波数で變調して發生する持續電波を謂ふ。A一電波を檢波するが音響受信には不適當な爲可聽周波数で變調する。又送信機の周波数が多少不安定なときでも受信容易である。	持續振動電流を断續又は可聽周波数で變調して發生する持續電波を謂ふ。A一電波を檢波するが音響受信には不適當な爲可聽周波数で變調する。又送信機の周波数が多少不安定なときでも受信容易である。

術語	解説	説
高調波	電波は基本波の外に其の二倍又は三倍といふ如き整數倍の倍数關係にある周波数の波を伴ふものとして、之を高調波と謂ふ。	
跳躍距離	送信「アンテナ」より發射された短波長電波は上空の「ヘビーサイド」層に衝突し反射し相當遠方の地點に達する。故に送信所に比較的近接した地點に於て送信所よりの直接波も又この反射波も到達しない受信不能の範囲を生ずる。此の範囲の外端迄の距離を跳躍距離と謂ふ。	
空中線電力	送信機から空中線に供給する電力を謂ひ、空中線に流れる高周波電流の自乘したものと空中線抵抗の積にして「ワット」或は「キロワット」にて之を示す。	
「フェーディング」	無線電信無線電話を遠距離で受信中送信側の電力、電波長が一定であり、受信側に於ても受信機の動作狀態が一定なのに、其の受信音が時々微弱となることがある。之は「フェーディング」(褪勢)現象と謂ひ上空の電離層の運動に基くものである。	
「テリンジヤー」現象	無線電信無線電話の短波に依る遠距離通信中通信が突然に微弱になり或は消失することがある。之を「テリンジヤー」現象と謂ひ米國物理學者 H. Delpinger 氏に依つて發見せられたもので上空電離層の急激な變化に基くものと考へられてゐる。	
「ボーダス」	Voice Operated Device Anti-Singing の略で頭字をとつたもの。四線式の無線回路を二線式の加入電話回路に接続するのに用ひ受話者が再び送話回路に入る結果起る鳴音 (Singing) を防ぐ爲に音聲電流に依り繼電器を働きかしめ受話中は自己の送話回路を、又送話中は受話側回路を遮断せしめる裝置である。	
「コーダン」	Carrier On Device Anti-Noise の略で、送話をすればその音聲電流に依り繼電器が働き送信機より搬送波が出て同時に自己の受信機はその動作を停止し、送話を中止すれば搬送波は出なくなり受信機は動作状態に戻る裝置である。送受信機が近接してゐるときに自己の送信による妨害を避け且電力經濟となる。	

## 五、無線電信從事員

無線電信に依る通信は電波の特性上深遠な學理と高等の技術を會得する通信從事者に依り行はれるのを必要とするのみならず、海上又は空中に於ける人命財貨の安全上重要な責務を帶ぶるものであるから、國際電氣通信條約附屬無線通信規則及我無線電信法規に於ても、當初から無線通信に從事する者は必ず所定の學術技能を有し、且一般私設無線電信の通信に從事する者は政府の交付する資格検定合格證書を有する者たることを要求してゐる。

現在私設又は官廳用無線電信の通信に從事し得る者の資格等級は第一級、第二級、第三級、航空級及聽守員級であつて、夫々其の通信に從事し得る範圍を異にし、又船舶に於ては當該無線電信主任通信士となるには航路、旅客定員等に應じ一定の實務經歷を要することとなつてゐる。

無線通信士の養成は官設無線局の從事員に付ては當初より遞信官吏練習所に於て養成して來たのであるが、其の他の私設、官廳用無線電信の通信從事者に付ては、政府は大正八年以降社團法人電信協會をして無線電信講習所を設置せしめて無線通信士の養成に當らしめ、大正十四年以降毎年補助金を交付して之が事業を助成し、無線通信士の需給調節に資してゐるのである。又世界に誇る我國水產事業の發達を助成する爲漁船に對しては特に簡易な無線施設を極力奨励すると共に、之が通信從事者を各地に於ても養成せしむることゝし、之に對しては講師の派遣並に検定試験の臨時施行等漁船無線通信士の需給調整には特別の措置を講じてゐる。

## 六、無線電信制度

本邦に於ては當初無線事業の國營主義を採用することゝし、明治三十三年電信法中私設に關する事項を除くの外、之を無線電信に準用する旨の遞信省令を公布して無線電信の政府專掌の趣旨を明にした。

次いで大正四年には無線電信法及私設無線電信規則（昭和八年私設無線電信無線電話規則となる）を制定して無線電信私設の制度を設け、更に大正十四年には船舶無線電信施設法を制定して一定船舶には無線電信施設を要することゝし、更に昭和九年には船舶無線電信施設法を廢止して新に船舶安全法を制定し、船舶無線電信施設の強制範囲を擴大した。

之より先明治四十一年には無線電報規則を制定したが、爾來無線電信の利用範囲擴大に伴ひ漸次本規則に改正を加へ、或は船舶氣象觀測報告規則、無線方位測定規則等關係法令の整備を行ひ、又大正九年には一般電報料の値上と同時に無線電報料金制度をも相當改正して今日に及んでゐる。

(1) 氣象通信

船舶又は航空機の航行安全上氣象通信は特に重要なものであつて、海上ニ於ケル人命ノ安全ノ爲ノ國際條約に依り各國は此の種氣象通信設備をなすを要するものである。本邦に於ては明治四十三年中央氣象臺より發する暴風警報を各海岸無線局より海上艦船宛放送したのを嚆矢とし、其の後中央氣象臺、海洋氣象臺其他地方の支臺、測候所等の無線電信に於ても毎日定時に實況氣象報を放送することゝなつた。而して又航行中の船舶は毎日定時に其の觀測した結果を中央氣象臺宛通報することゝなつてゐる。

(2) 報時

明治四十四年東京天文臺より銚子の海岸無線局を通じて毎日本邦標準時に依る午後九時の報時信号の放送を開始し、其の後東京無線局よりも同様の報時放送を開始することゝなり、現在右兩無線局より長波、中波及短波の三周波數に依る同時放送に依り、日本標準時午前十一時及午後九時の二回に亘り日本式及學用式に依る報時信号を放送してゐる。

(3) 放送無線電報

大正十三年には航行中の艦船又は交通不便の離島に在る受信人に宛て、無線電信に依る「ニュース」放送を開始し、現在は長波及短波の同時放送に依り同盟通信社發信の内外重要「ニュース」を日本語及英語を以て一日五回放送してゐる。

(4) 航行警報放送

大正十五年には海上船舶の航行上の危険警戒に備へる爲、暴風警報及水路告示中緊急を要する事項を東京無線局より毎日定時に一般艦船宛に放送し、其の後各海岸無線局に於ても之を取扱ふことゝした。又航空通信に於ても之に倣ひ實施してゐる。

(5) 無線方位測定通信

濃霧等に際して船舶又は航空機の航行安全に資する爲之等の無線施設より電波を發射し、此の電波の到來方向を無線方位測定機に依り探しして船舶又は航空機の位置を測定する無線方位測定通信は、本邦に於ては大正十五年試験的に無線羅針業務を開始したのを嚆矢として漸次普及し、現在無線羅針局十三局に達してゐる。又一方無線標識業務は昭和二年の開始を嚆矢とし、漸次發達して現在其の數三十二局に達してゐる。又無線方位測定機を裝置する本邦船舶數は漸次増加して現在其の數四百隻に達して居る。

(6) 漁業通信

遠洋漁業の發達に伴ひ漁船又は道府縣水產事業指導船の無線施設は漸次増加し、現在其の數八百五十分に達し、又之が對手たる陸上無線電信は道府縣水產試驗場及漁業組合等に於て施設するもの其の數二十五に達してゐる。之等の無線電信は漁業氣象其他一般漁獲に關する通信を行ひ水產事業の發達並に漁船の航行安全に資

するものである。

#### (7) 航空通信

昭和四年我國最初の商業定期航空の開始と同時に東京外六箇所に航空無線局を開設して航空無線通信の取扱を開始したが、更に昭和十五年には現在の發達せる航空事業の圓滑な運行に資し、以て特異性を有する航空通信の基礎的制度を確立する爲航空無線電報規則を制定した。尙現在に於ては航空無線局十九、航空機の無線電信施設五十八に達してゐる。

#### (8) 醫療無線電報

昭和十三年に創始した制度であつて、航行中の船舶内で船員、船客等に傷病者の發生した場合、船長は醫師の乗組んで居る他の船舶又は遞信大臣の指定した陸上病院に對し醫療手當上の指示を求めるもので、之が關係電報は特に優先順位と低額料金を以て取扱ふものである。

#### (9) 同報無線電報

昭和十五年に創始した制度であつて、同盟通信社本社から全國主要都市に在る同社支社局に宛て發する「ニュース」並に中央官廳から全國地方官廳に宛て發する緊急指令通信等を取扱ふ爲、無線電信を以て東京より送信し之を全國同時に受信するものであつて、之が料金は其の特質に鑑み特に低額となつてゐる。

### 七、官廳用及私設無線電信

#### イ、官廳用無線電信

官廳が事務執行の爲施設するものであつて、大正九年官廳用無線電信無線電話に付いては勅令第三百五六號「官廳用ノ電信及電話ニ關スル件」を準用する旨制定せられ、之に基き同年十一月省令を以て其の施設範

圍竝に出願、届出方法等を規定したのであるが、現在主として鐵道事業、氣象事務、警察事務又は水產事業の監督若は指導の爲陸上又は船舶に施設するものが大部分を占め、大學又は專門學校等に於て學術研究の爲にする實驗用施設も亦相當多數ある。

現在其の數は事務用四十七、實驗用三十九、船舶施設のもの四十四に達して居る。（官廳用無線電信統計三二二頁参照）

#### ロ、私設無線電信

大正四年無線電信法及私設無線電信規則を制定して私設を許可することとして以來船舶に施設するもの漸次増加し、殊に大正十四年船舶無線電信施設法並に昭和九年船舶安全法等の實施に伴ひ其の施設は急激に増加して、昭和十五年九月末現在其の數千九百三十七に達し、又航空機に於ては昭和五年日本航空輸送所屬の「しらさぎ」號外六機に施設したのを嚆矢とし現在其の數五十七に達してゐる。

一方陸上に於ては大正六年實驗用として許可したのを嚆矢とし、大正十年には事業用無線電信施設を許可した。而して現在事業用としては道府縣又は漁業組合等に於て施設する水產事業用のものを大多數とし、其他は各種礦工業用のものである。又實驗用の施設を許可せられてゐる者は無線機器製作業者各種工業學校及一般素人研究者（無線機器製作業者の從業員を大多數とす）等である。之等の施設は昭和十五年九月末現在に於て其の數事業用三十六、實驗用三百九に達してゐる。（私設無線電信統計三二二頁参照）

## 5. 無線電話

### 一、無線電話の起源

本邦に於ける無線電話は明治四十年頃より之が研究に着手したのであるが、銳意研鑽の結果明治四十五年二月には遞信省電氣試驗所に於て鳥鴻、横山、北村の三氏に依り所謂T・Y・K式無線電話機が發明せられ、海上三十浬の通話試験に成功するに至り世界の賞讃を博した。その後一層の改良工夫を施して大正五年四月之を伊勢灣口神島及答志とその對岸鳥羽とに裝置し公衆電報の送受を開始したが、之こそ世界に於ける無線電話實用の最初のものであつた。

### 二、無線電話取扱局所

無線電話局所はT・Y・K式無線電話により大正五年四月始めて鳥羽、答志、神島に所謂小規模無線として設置し、相互間電報送受の目的に使用したのを嚆矢とする。

又對船舶通話は大正十二年神戸中央電話局と神戸灣内碇泊船舶との間に開始したのを嚆矢とし臺灣航路及鐵道省關釜連絡船との間に試験的に通話を取扱つたが、昭和三年之を制度化して無線電話に依る公衆通話の取扱を開始した。

又昭和八年には山形縣飛島酒田間に本邦最初の超短波無線電話に依る通話を開始した。

斯くて陸上及船舶に於ける無線電話取扱局所は漸次増加し、昭和十五年九月末現在其の數陸上に於ては固定業務十五局、移動業務三局、又船舶に於ては官設局十二局、取扱所(官廳用を供用せるもの)八に達してゐる。

(無線電話局所統計三二九、四〇五頁参照)

## 二、無線電話通信系統

無線電話によつて公衆通話を爲す通信系統は次の通りである。

- (1) 移動局との通信系統  
イ、船舶局——陸上局(有無線接続局)——電話加入者等  
ロ、船舶局——船舶局
- (2) 本土と小島嶼間及小島嶼相互間の通信系統  
有線連絡に代へて無線電話を施設したものは全國に九回線がある。内六回線は同施設により電話通話と共に電報の取扱も爲してゐる。
- (3) 外地との通信系統  
内地と臺灣及關東州等との間に夫々無線電話連絡を有し、兩地各主要電話官署相互間に通話を行つてゐる。

## 四、無線電話機械

本邦に於ては明治四十五年所謂T・Y・K式と稱する無線電話機即ち特殊の火花間隙を利用した單信方式無線電話が發明せられたが、その後三極真空管發振器の出現を契機として無線電話裝置は飛躍的進歩をなし我國に於ては大正十年神戸中央電話局に裝置し約一年半の實驗を行つた後、大正十二年先づ神戸灣内碇泊船舶と神戸市内電話加入者との間に通話の取扱を開始した。その後大正十五年頃より短波無線電話の實用を見るに及び、長距離無線電話業務の發達を促し、更に秘話裝置を附加することにより通話の秘密を保持し得る

に至つた。本邦に於ける短波無線電話の實用は、昭和五年頃より屢々對外中繼放送等に使用せられたことはあつたが、廣く公衆通話用としては國際電話株式會社の設立後である。尙小島嶼等の連絡用として超短波無線電話の實用を見るに至つたが、更に昭和十五年には青森函館間に海峡横斷超短波に依る搬送式多重無線電話を完成し、一裝置を以て有線電話回線六回路に相當する通信路を設定して多重通信を爲し得るに至つた。尙現今使用的機械及其の性能に付いては無線電信機械の項一六二頁及無線電話機械統計三四六頁を參照されたい。

## 五、無線電話從事員

無線電話に依る通信に從事し得る者は、無線電信に依る通信從事者と同様所定の資格を有する者たることを要し、其の資格等級は無線電信に依る通信從事者と共通資格たる第一級、第二級、第三級及航空級の外、無線電話に依る通信のみに從事し得る電話級の五種とする。(無線電信從事員の項一六七頁参照)

## 六、無線電話制度

大正三年電信法中私設に關する規定を除き、之を無線電話に準用する旨の省令を公布して無線電信と同様政府專掌の趣旨を明にし、又翌大正四年には無線電信法及私設無線電信規則を制定して無線電話の私設許可の途を拓いた。

一方無線電話に依る公衆通話は、大正十二年神戸中央電話局に無線電話を裝置して神戸市内加入者と同港内碇泊中の船舶との間に通話の取扱を開始したのを嚆矢とし、昭和三年無線電話通話規則を制定した。其の後遠洋航路の優秀船舶に無線電話が施設せられたのに伴ひ、昭和十一年新に船舶無線電話通話規則を制定して國際電話と同様の優秀なサービスを提供することゝし、料金も陸地船舶間通話是有無線單一料金制とし、船

船舶の位置に依り一通話三圓、十二圓及二十一圓の帶域料金制を探り、船舶相互間は一通話三十五錢に改正した。次いで神戸、門司の兩無線電話局及近海航路以下の船舶に裝置した中波無線電話設備を短波に改式し、之が通話料金に關し全面的改訂を加へるの必要を生じ、昭和十三年七月船舶無線電話通話規則を改正したのであるが、通話料金は原則として關係船舶の有する航行區域に依り遠洋、近海、沿岸各船舶通話に區別すると共に船舶の移動性を考慮し料金の合理化を圖つた。

### 七、官廳用及私設無線電話

官廳用及私設無線電話は、無線電信と同様大正四年無線電信法及私設無線電信規則の制定並に大正九年「官廳ノ電信及電話ニ關スル件」の勅令の改正に伴ふ官廳用無線電信無線電話規則の制定等に依り、漸次増加した。而して官廳用無線電話事務用としては主として鐵道事業、各種研究所又は警察事務等の爲に利用せられた。實驗用のものは各種學校又は研究所等に於て利用せられてゐる。私設無線電話は事業用としては主として水産事業又は各種礦工業等の爲に利用せられ、實驗用のものは大體無線電信の場合と同様である。之等の施設（放送無線電話聽取用のものを除く）は昭和十五年九月末現在其の數陸上に於て官廳事務用十九、官廳實驗用三十八、私設事業用三十四、私設實驗用三百二十四、又船舶に施設するもの官廳用十七、私設五百三十、又航空機に施設するもの私設四十五に達してゐる。（官廳用及私設無線電話統計三七九頁參照）

## 6. 放送無線電話

### 一、放送無線電話の起源

放送無線電話は西暦一九二〇年（大正九年）十一月、米國ピツツバーグ市ウエスチングハウスマ電氣會社がKDKA放送局より音樂、ニュース等を放送したのを以て濫觴とし、其の偉大な效用は忽ち各國の視聽を惹くに至り佛國、英國、獨逸等相亞で放送を開始するに至つた。我國に於ては大正十四年三月放送を開始した東京放送局を以て嚆矢とする。

### 二、經營主體

我國に於ては大正十年初頭より放送無線電話に關する制度及經營方法等の調査研究に着手したが、大正十二年民營を許可するの方針の下に放送用私設無線電話規則を制定公布したのである。然し乍ら放送事業の機能並に國家的使命に鑑み、營利會社の經營を排し之を公益法人に委ねると共に之が經營は飽く迄不偏公正ならしめ、公共的國家的使命を達成するに努めしむる必要よりして、之を政府の嚴重な監督の下に運営せしむる方針を確立し、大正十三年末より同十四年初頭にかけて社團法人東京放送局、同大阪放送局、同名古屋放送局に對し設立及施設の許可を與へ、同年三月より七月迄の間に於て夫々放送業務を開始せしめたのである。事業創始の當時に於ては、一般にラヂオは娛樂機關視せられ其の經營は相當困難と思考せられたので、先づ地域、人口、文化の程度等を參酌し之を前記三都市に許可したのであるが、放送開始以來僅かに一年有餘の大正十五年九月末迄に聽取者數三十四萬五千餘人に達するの盛況を示した。而して之等聽取加入者の大部

分は放送局所在の大都市市民に限られ、放送局より遠く離れた各地方に對しては其の普及十分ならず、從つて之等各地方に在つては放送局設置に對する要望極めて熾烈なものがあつた。然し乍ら之等地方に對し各別に放送局の獨立經營を許すことは、經濟的に經營困難であるのみならず放送材料にも行詰りを生すること明らかなことであつたので、放送事業は之を全國的に統一し鞏固な基礎の下に經營せしめるのを適當と認め、大正十五年八月既設三放送局を合同し新に社團法人日本放送協會の設立を許可し、茲に内地に於ける放送事業は全く統一せられるに至り今日の隆昌の基礎を築いたのである。其後更に昭和九年五月業務運行に適正な統制を加へ且業務處理の正確と迅速を圖る爲、同協會の劃期的改組を行ひ以て事業の合理的運營を期して來たのである。

### 三、放送施設

放送無線電話は上述の如く大正十四年三月東京放送局の放送開始に引續き同年七月迄に名古屋及大阪放送局が夫々放送を開始したが、大正十五年八月社團法人日本放送協會の設立せられるや、同協會は内地孰れの地に於ても放送を聽取することの出來る放送設備整備に關する遞信大臣の命令に基き、放送局の増設、放送電力の増大、中繼連絡線の整備等の全國的放送施設擴張計畫を樹立して爾來之が達成に努め、昭和三年に廣島熊本仙臺及札幌の四主要局を開設したのを始めとし、續々と主要地に放送局を建設し、昭和十四年度末現在に於ては内地放送局數は三十五の多きに達した。又之が使用電力は最初「キロワット」以下のものを原則としたが其後鑛石式の如き簡易な受信機に依り聽取し得る様感度を増大する爲、昭和三年及四年中に東京大阪名古屋の三放送局の放送電力を「キロワット」に増力すると共に新設の廣島、熊本、仙臺、札幌の各局は何れも「キロワット」とした。更に二重放送實施のため昭和六年には東京中央放送局、同八年には大阪及名古屋中央放送局も夫々「キロワット」の第二放送設備を増設した。然るに近時國際情勢の推移は尙

一段と放送電力の増大を緊要とするに至つたので大電力放送施設計畫を樹立し、既に東京中央放送局は昭和十二年十二月より百五十「キロワット」大電力二重放送を實施するに至り、昭和十四年度末現在に於て放送電力は總計三九五・六「キロワット」に達し、中繼連絡線の整備と相俟つて大放送網を結成してゐる。尙且下建設工事にして昭和十五年度内に開設する地方放送局は青森外七局がある。又大電力放送施設擴張計畫として大阪及福岡の百「キロワット」二重放送設備は近く著工し、昭和十七年度初めには完成の豫定である。

次に放送事業の新分野を開拓する有線放送はラヂオ普及上且又無線放送が敵航空機の誘導を招來するといふ國防上の理由から其の急速實施が要望せられるに至つた。昭和十五年度に於ては重要都市地帶に數箇所を選定して電話回線を利用し試験的施設を行ふ豫定であるが、本格的の有線放送施設は遞信省、日本放送協會提携して目下具體的計畫に付調査研究中である。

又テレビジョンは歐米に於ても搖籃時代を脱せぬが、我が國に於ては日本放送協會が中心となつて數年前より銳意研究に努めた結果、最近は歐米のそれに比肩し得る程度に進歩したもののが出来るようになり、既に數度の公開實驗を試みた。本格的テレビジョン放送施設は著々準備中であるから遠からず之が實現を見ることがあらう。(放送局施設統計三八一、四二一、四九五、五〇四頁参照)

### 四、聽取施設

聽取無線電話施設數即ち放送聽取加入者數は放送開始以來年によつて多少の消長があつたが逐年活潑な増加の一途を辿り、創業七年後の昭和七年二月には百萬に達した。其の後放送局の増設、聽取料の引下げ、受信機の改良等によつて、益々加速度的の増嵩を示し、十年四月には早くも二百萬を突破し、十二年五月には三百萬に到達した。更に支那事變勃發以來はラヂオの機能を最高度に發揚されると共に、積極の方策を講じて聽取施設の普及促進に努めた結果、益々急速に膨脹して、昭和十四年一月四百萬を超え、それより僅々一

年四月を経過した昭和十五年五月遂に五百萬を突破するに至つた。

然し乍ら聴取加入者五百萬と雖もその普及率は内地全世帯數の三割五分（都市五割六分、郡部二割一分）程度に過ぎず、時局下ラジオの擔ふ重大使命に照し到底満足すべき状態ではない、依つて凡ゆる障礙困難を切り抜けラジオの徹底的普及を圖ることが緊要である。

（聴取無線電話施設統計三八一、四二二、四九七、五〇四頁参照）

## 五、放送無線電話制度

### イ、法令關係

大正十二年十二月無線電話施設者に基き放送無線電話の民營を許可する方針の下に、放送施設並に聴取施設に關する出願方法、使用機器裝置、運用方法及料金等を規定した放送用私設無線電話規則が逓信省令を以て制定施行された。其の後放送事業の發展と重要性に鑑み料金の減免、放送從事者の選任及解任、機器裝置の検査等に關する規定が追加せられたが、昭和十四年八月には公益に關する命令放送及標準受信機認定制實施に關する條項を加へた外、同年十一月に聴取施設に對する許可料の減額、施設願書の通信官署取扱、試聽の容認、掲出用許可章の新設等聴取普及獎勵を目的とする劃期的の改正が行はれた。

### ロ、料金關係

#### （一）特許料

特許料は（放送無線電話施設者即ち社團法人日本放送協會が放送無線電話を許可するのに對し政府より課せられる所謂手數料である）創始當時は放送無線電話一施設に付一會計年度毎に五百圓の施設特許料を徵收したが、昭和三年四月より一會計年度毎に當該放送無線電話に對する聴取契約一箇に付二十錢の特許料を徵收することに改められて今日に及んでゐる。

#### （二）許可料

許可料は（聴取無線電話施設者即ち聴取者が放送無線電話を施設することを許可せられるのに對し政府より課せられる所謂手數料である）創始當時一施設に付一會計年度毎に聽取特許料として二圓を課して居たのを其の後一圓に引下げた。更に聴取普及に資する爲昭和三年四月より之を改め許可料として施設許可の際一回限り一圓を課することとして來たが、時局に鑑み一層聴取者の普及促進に寄與する爲昭和十四年十一月より許可料を五十錢に減額し、且之れは特殊のものを除き日本放送協會に於て負擔し代納することに改められた。

#### （三）聴取料

聴取料は（放送無線電話施設者即ち社團法人日本放送協會が放送無線電話を施設することを許可せられるのに對し政府より徵收する料金である）創始當時は東京、大阪及名古屋放送局に於て各個に一定の聴取料を徵收して居た。其の後大正十五年八月日本放送協會の經營に移つてからは一律に聴取契約一箇に付き一圓を徵收して居たが、昭和三年四月より之を七十五錢に、更に昭和十年四月より現在の五十錢に値下げされた。

以上が料金制度變遷の概要であるが、ラジオの公共性に鑑み一面不法聴取施設を嚴重に取締り公平な負擔と其の輕減を期すると共に、他面薄遇者其の他で公益上許可料及聴取料を免除するを適當なりと認められる者に對し、免除の方法を講じて之が施設を獎勵して居り、之等許可料及聴取料を免除せられるものは昭和十五年六月末現在に於て廿二萬二千六百四十四件、聴取料を免除せられるもの廿八萬七千百六十九件に達する。

## 六、放送事項

放送は其の創始當時單なる慰安機關視せられたが、今や報道機關として將又國民の啓發及教養の機關とし

て國民指導上重要な役割を演じつゝある。今次事變以來放送事項も大改革を加へられ、内容的には自由主義的色彩のものを排して國策的講演及演藝が大部分を占めると共に、形式的には從來の型を脱した新しい試みが實施されるに至つた。即ち事變以來設けられたものに早朝ニュース、ニュース解説、今日のニュース、天津及上海よりの定期連絡放送があり、更に昭和十三年七月ラヂオ時局讀本、同年九月時局演藝、昭和十四年七月時局談話を設けた。斯くして正確な戰況の速報、聖戰の意義、日本の使命を知らしめ國民の時局認識に貢獻してゐるが、政府は最近其の政策の周知徹底を放送を通じて行ふに至つた。即ち昭和十一年林内閣の時から總理大臣がラヂオを通じて其の所信を披瀝することは新しい慣例となり、昭和十三年二月には政府の時間が設けられた。更に昭和十四年七月には精勤特報が設けられ、閣議や精勤委員會で決定された諸方策の趣旨を解説して精勤運動の周知徹底に協力してゐる。尙慰安放送も特に清新健全且つ明朗なるを期し、國民士氣の昂揚保持に當つてゐる。

以上の外種々の改革が行はれてゐる。昭和十三年十月開設された店員の時間は閉店後を利用して店員の慰安及智德の涵養を目的としてゐる。昭和十四年七月放送を都市放送と全國放送に分け、都市放送には東京、大阪、名古屋の第二放送を充て、全國放送には從來の第一放送を充てることになつた。この改正は都市放送は都會竝にインテリ向とし、全國放送は地方竝に大衆を對象とするもので、この見地より全國放送と都市放送との間に内容の入れ替へが行はれたのである。

## 七、海外放送

海外放送は、海外に對する宣傳啓發竝に在外同胞の慰籍といふ純然たる國家的使命に立つ、短波長に依る放送である。従つて本放送には相當巨額の經費を要するのであるが、聽取者には聽取料を課することなく、日本放送協會の手に依つて運營せられてゐる。

此の海外放送は國際無線電話用の二十キロワット送信機を利用して昭和十一年六月一日開設したのであつて、當時は布哇、北米西部方面向けに毎日一時間の放送に過ぎなかつたが、専用の五十キロワット送信機が完成し翌十二年一月より歐洲向、北米東部及南米向、海峽殖民地、ジャバ及濠洲向の三方面を増設し本格的放送の基礎を確立した。爾後支那事變勃發に際し放送機能を大いに發揮する爲放送時間の延伸、使用外國語の增加等極力擴充に努めたが、昭和十三年一月より北米東部及南米向を北米東部向と南米向とに分離した外、昭和十五年六月一日より布哇向及西南亞細亞向の二方向を増設した結果、現在は歐洲、北米東部、北米西部、南米、布哇、支那、南洋及西南亞細亞の七方面に對し日、支、廣東、英、獨、佛、蘭、西、葡、泰、ヒンズー、ビルマの十二箇國語を使用して毎日延十二時間の放送を行ひ、異色あるプログラムを以て國際電波戦に華々しい活躍を演じてゐる。

而して最近の國際情勢の進展と列國の宣傳戰の熾烈化に對處して、我が海外放送を一層權威あらしむべく根本的擴充の必要を痛感されるので、新に五十キロワット三臺及二十キロワット一臺の送信機を増設して現状に數倍する大規模放送計畫を樹立し、昭和十六年夏までには完成の豫定を以て、目下著々取運中である。其の收入概況を略述すれば次の通りである。

## 八、放送無線電話收入狀況

放送無線電話收入は、ラヂオ受信施設の許可を申請する際に納付する聽取許可料と放送施設を特許された報償として聽取者數に應じ課せられる放送特許料との兩者から成つて居るもので、現在は何れも日本放送協会が納付することになつてゐる。其の收入概況を略述すれば次の通りである。

### イ、聽取許可料

大正十三年度は創業早々であつた爲收入額は僅かに一萬一千圓足らずであつたが、翌年度には一躍三十三

萬圓となつた。爾來逐年増加して來たが、昭和三年度に至り從來一會計年度毎に二圓宛納付を要した許可料が許可申請の際のみ一圓納付することに改められたので、新規聽取者數は前年度に對し約二倍半に激増したにも拘らず收入額は却て三割を減じ三十萬圓に低減した。其の後昭和七年に一圓であつた聽取料を七十五錢に低減し、昭和十年には更に之を五十錢に改めたので一般的に相當利用を促したが、尙此の間放送局の増設も相次いで實施せられた爲地方的にも聽取者の增加を招き相俟つて增收の原因を成したのである。就中昭和十二年度に於ては好景氣の反映と支那事變の發生とに依り前年度に對じ十八萬圓即ち約三割を増加し八十九萬圓となつた。然し昭和十三年度は之の反動を受け七分の減少を示した。

次いで昭和十四年度は歐洲動亂の勃發及好景氣の影響を受けた爲新規許可件數は前年度に對し一割四分の増加を見たが、十一月に至り從來一件に付一圓であつた本料金を五十錢に低減され、且切手收入から現金收入に變更された爲收入額に於て十二萬圓の減收となつた。

昭和十五年度の上半期も前年度と全く同じで、新規許可件數は一割三分増加してゐるに不拘、許可料は十八萬圓の減少で三割九分を減じてゐる。(放送無線電話收入統計三八四、四二三頁参照)

#### 四、放送特許料

創業當初は一會計年度毎に五百圓宛を徵收する規定であつたが、昭和二年度迄は假放送中であつた爲特に之を免除し、翌三年度より一會計年度毎に前年度末聽取者一名に付二十錢宛と改められ現在に及んでゐる。從つて本收入は昭和三年度に至り始めて生じたのである。而して同年度の收入額は七萬六千圓に過ぎなかつたが其の後聽取者の飛躍的増加に伴ひ躍進を續けてゐる。就中昭和十三年度の收入額は七十萬圓に達し前年度に對し十二萬圓、割合にして二割を増加した。之は聽取許可料の事項に於て述べた如き諸種の事情に因り右の如く增收となつたのである。超へて昭和十五年度の收入額は九十三萬圓となり前年度に對し十三萬圓割合にして一割六分を増加した。(放送無線電話收入統計三八四、四二三頁参照)

## 7. 日満間電氣通信

### 一、日満間電氣通信連絡の沿革及現状

日満間電氣通信連絡は日露戰役中敷設した佐世保大連間海底電信線を以て嚆矢とし、爾來大正八年に至る迄日満間通信は同海底線及朝鮮中繼に依る京城奉天線に依り取扱はれつゝあつたが、同年五月朝鮮經由の東京大連線を開設し、更に逐年激増する日満通信の圓滑な疏通を圖る爲大正十年長崎大連間に海底線を、又其の後東京、大阪、下關の各地と奉天及大連との間に有無線連絡を設定し、我國と關東州及滿鐵附屬地相互間の通信は極めて緊密となつた。而して右地域以外の満洲地方に於ける電氣通信は主として中華民國政府の經營にかかり、同一地域に二箇の同種事業對立し制度及手續に格段の相違があり、公衆の不利不便甚だしいものがあつたが、昭和八年満洲電信電話株式會社の設立に伴ひ爾後同社が満洲國に於ける電氣通信を統一運営することとなつたので、遞信省會社間に於て、帝國政府通信系(日本内地、朝鮮、臺灣、樺太及日本委任統治南洋群島)又は芝罘日本電信局と、満洲會社通信系(關東州及滿洲國)との間に於ける電信電話の取扱に關し協定を締結し、兩國間通信業務は一段と飛躍を見た。當時の連絡線は海底電信三條(芝罘大連線を含む)陸上有線電信四回線(鮮満間を除く)及無線電信三回線(鮮満間を除く)であつたが、其の後満洲國の基礎確立するに伴ひ彼我間通信は増嵩の一途を辿り、之に對應せんが爲有無線電信の増設を圖ると共に東京新京間及東京大連間に無線電話連絡を開設し、更に今次事變勃發により兩國間の通信は激増を見たので、義理に昭和十一年度より建設中の日満長距離ケーブルの完成により昭和十三年大阪奉天に待望の有線電話の開通を見、其の後逐次増設せられたが、昭和十五年九月日滿首都も直通有線電話に依り結ばれることとなつた。尙日満間ケーブルに搬送波を重疊する有線電信も昭和十三年十二月以來續々増設せられつゝあるのである。

## 二、日滿間電氣通信制度

電信

満洲事變前に於ける満洲の電氣通信事業は、關東州及滿鐵附屬地に於けるものは日本政府の、又右地域以外に於けるものは主として中國政府の經營下に在つたことは既述の如くで、前者と内地との間に發著する電報は日華電報と稱し、其の他は全て外國電報として各々異つた取扱をして來たが、昭和八年五月日滿兩國間に締結せられた「滿洲ニ於ケル日滿合辦會社ノ設立ニ關スル協定」に基き、同年九月一日以降満洲全地域に於ける電氣通信の運營は同社に統一せられたので、遞信省は同社との間に於て帝國電信系と會社通信系との間の電信取扱に關し通信線路、料金收得分、連絡線の保守費分擔等の事項を協定し、この通信協定に基き日滿電報制度を採用することとなり、別途省令を以て日滿電報規則の制定公布を見、同年九月一日より實施せられた。その根本的な點は課金制度に語數制を採用したこと、和文電報については三語の最低限語數を定めたこと、これら以外の取扱は原則として内國電報の例によることとしたものにある。日滿電報の料金制度は當初普通私報和歐文とも一語十三錢とし和文は七文字一語制を採用したが、九年三月より和文八錢歐文十錢に低減し、和文は五文字一語、最低限語數を五語と變更して今日に及んで居る。今現行料金制度の概要を述べれば次の如くである。

(1) 本邦(朝鮮を除く)と關東州及滿洲國との間

官私報報歐歐和文文文一語語語十八八錢錢錢

					(2)
朝鮮と關東州及滿洲國との間	新	官私報	聞歐和	文文文文文文	
歐和歐和歐和	歐和	文文文文文文	一語一語一語一語一語	三二八六	四三
錢錢錢錢錢錢	錢錢錢錢錢錢				

尙従來我國と在芝罘日本電信局との間に發著する電報をも本制度中に包含せしめて居たが、昭和十四年一月一日より右は日華電報として取扱はれることとなつた。

次に寫眞電信についてあるが、日満ケーブルの竣工に伴ひ日満間に寫眞電送が可能となつたので、昭和十四年九月一日より日満専用寫眞電信制度を、同十月一日より日満公衆寫眞電信制度を夫々創始實施することとなつた。日満専用寫眞電信は臨時専用と短期及長期専用とに區別し、臨時専用は公衆用電話線を使用し「ポートブル」寫眞電送機に依り、短期及長期専用は日満専用電話線に依る電送を許容するもので、之が利用者は特に許可を受けた新聞通信社に限られ、料金は臨時専用は使用時間に應じ普通通話料の三倍とし、短期及長期専用は月額又は年額の特定料金に依ることとなつて居る。

イ、受付時間  
ロ、大阪奉天間寫眞電送時間  
一般電報の受付時間に同じ  
毎日午後六時より同十時迄

## (2) 料金

イ、甲	號	四十三圓
ロ、乙	號	二十五圓
ハ、丙	號	十五圓

## 電話

日満間の電話に付いては昭和八年締結の遞信省會社間通信協定中に原則規定が設けてあるが、取扱方法の細部に付いては隨時兩當事者間に協定することとなつて居り、昭和九年八月東京新京間に無線電話連絡開設の際、連絡時間を本邦時午前八時より午後十一時迄料金を普通通話一通話時七圓、至急通話一通話時十四圓とし、其の他は大體國內電話と同様の方法に依り取扱ふことに申合せ今日に及んで居る。尙日満「ケーブル」の竣工に依り有線電話線の作成容易となつたので日満間に専用電話制度を創設し、昭和十四年十月一日社團法人同盟通信社、株式會社満洲國通信社間に福岡奉天電話線の專用を認許した。

## 三、日満間電氣通信利用狀況

## 1、日満電報

日満電報制度は昭和八年九月創設、同月一日より取扱を開始した。同年度中に於ける有料電報取扱通數は發著合計約二百萬通であつたが翌年早くも四百八萬通に達した。

其の後滿洲國の基礎確立と日満兩國關係の緊密化に伴ひ兩國間通信は毎年一割程度の増加を示したが、昭和十四年度に於ては七百九十九萬餘通の取扱があり平均一箇月六十六萬餘通に上つた。之を前年度に比較すれば一躍二割五分六厘の激増であり本制度創始以來僅々數年にして當時の約二倍の通信量に達したのである。滿洲に於ける産業五箇年計畫は今や其の半ばを完成し、對日重要資源供給地として我戰時經濟に多大の

貢獻をしつゝあり、邦人の滿洲への進出亦目覺ましく之を昭和八年に比較すれば約二倍に達するの盛況を示し、東亞新秩序建設の下、文字通り日満一體の實を擧げつゝあるを以て、斯る情勢が兩國間通信に反映し右の如き著しい増加を來したものと考へられる。

最近の利用狀況を見るに、本年四月以降七月迄の四箇月間の取扱數は前年同期に比し更に一割八分の増加を示し、東亞共榮圈の擴大進展と共に兩國間の紐帶益々鞏固となり、從つて通信量も亦増嵩の一途を辿るものと思はれる。(日満電報統計三〇八、三九五頁参照)

## 2、日満通話

日満通話は我國最初の對外電話として昭和九年八月取扱を開始せられた。同年度中に於ける取扱通話時數(發著信)は一萬五千であつたが翌年早くも三萬二千に達した。其の後滿洲國に於ける政治、經濟、產業等各方面に於ける急速な發展と日満兩國關係の緊密化に伴ひ毎年著しい増加振を示したが、昭和十四年七月一日満間長距離電話回線の増設に伴ひ更に一層の利用増加を來し、昭和十四年度中に於ける取扱通話時數は十二萬五千に達した。之を前年度に比較して五割三分、創始の翌年即ち昭和十年度に比較し二十九割六分と云ふ驚異的増加振りである。

最近の利用狀況を見るに本年八月中に於ける取扱通話時數は前年同期に比し約二割の増加を示し兩國間通話の利用は我が大陸政策の進展と共に益々増加を見ることであらう。(日満通話統計三六八、四一四頁参照)

## 8. 日支間電氣通信

### 一、日支間電氣通信連絡の沿革及現状

日支兩國間に始めて電氣通信連絡を見たのは明治四年のこと、丁抹大北電信會社の長崎上海間海底線を以て嚆矢とする。明治の初年庶政未だ充分整はなかつた時代に既に斯る高速度通信機關が出現し、單に支那のみならず歐米各國に對しても電氣通信の途が開けたことは我國政治、經濟、文化の發展上甚大な影響を齎したことは云ふ迄もない。然し乍ら其の後同社は英國大東電信會社と提携して東亞の對外電信を獨占し、日支兩國の自主的通信網建設を不可能ならしめた結果日支通信關係は何等進展を見ず、漸く明治三十一年に至り清國電報公司所有の淡水川石山線買收に成功し對支通信の一部を自營するに至つたのである。其の後明治四十二年には大連芝罘線、大正三年には長崎上海線、更に其の翌年には佐世保青島線を敷設し對支通信は稍改善せられたが、之等は何れも局部連絡に過ぎず而かも大北大東兩社の掣肘を受け充分其の機能を發揮し得なかつたのである。仍て我國は昭和五年支那に於ける前記外國會社の獨占權終了を機とし、之等各海底線の將來に關し支那政府と種々協議を重ねたが、支那側の事情に因り遂に正式調印に至らず暫定的に從前の狀態を維持することとなつたのである。然るに昭和十五年五月我國は大北電信會社に對する特許狀の更改を行ひ、同年六月一日より會社海底線の長崎端を遞信省に於て運用すること、會社海底線に依る日滿支相互間電報の取扱は同年末迄を限り之を廢止すること、會社海底線の長崎に於ける陸揚權を昭和十八年四月三十日迄に限ることとし、我が對外通信に一新紀元を劃した。

他方無線通信に付いては昭和九年日支間無線連絡協定成立し、昭和九年六月東京上海國際電臺間及昭和十一年六月東京天津間（後本邦側連絡局を大阪に變更）の直通無線電信連絡並に昭和十一年二月東京上海間無

線電話連絡を開始し、日支間電氣通信は漸く自主獨立の域に達したのである。

尙今次事變の勃發に伴ひ長崎上海線を除くの外總ての有無線連絡は一時通信を中絶するの已むなきに至つたが、支那に於ける皇軍の進出に伴ひ通信連絡の應急的復舊に努め、更に北中支蒙疆の各地域に新政權の樹立せられるに及び之等各地域に於ける通信關係機關と協力し日支間通信の整備擴充に邁進しつゝある。即ち本邦と北支方面との通信に付いては滿洲、蒙疆及華北の各業者と協力し、昭和十二年九月一日以降本邦と北支及蒙疆間に發著する電報を日滿間連絡線經由に依り取扱ひ得ることゝしたが、翌十三年二月大連芝罘線を、次いで四月佐世保青島線を何れも復舊し、同年七月には東京張家口間に無線電信回路及大阪天津間に夫々無線電信回路を新設又は復舊し、更に七月には東京北京間に、翌十四年一月には大阪天津間に夫々無線電信回路を新設又は復舊し、同年七月には東京張家口間に無線電信回路及大阪天津間に有線電話回路を、十一月には東京天津間に有線電信回路を、十二月には大阪北京間に無線電信回路を新設し、尙十五年十月には天津中繼に依り内地蒙疆間の通話取扱を開始する等激増する對北支蒙疆通信に備へ、又本邦と中支方面との通信に付いては昭和十三年四月大阪上海（日本電信局）間無線電信回路を新設、同年五月には大阪上海間無線電信連絡及同年十月には東京上海間無線電話連絡を復舊し、翌十四年十二月には東京上海間に無線電信回路を、十五年六月には大阪上海間無線電話連絡を開始し、同年八月には大阪上海間に歐文專用無線通信回路を増設する等、以て對中支通信疏通の迅速を圖り、更に又南支那方面に對しては廣東、廈門（鼓浪嶼を含む）、汕頭、海口との間に通信連絡の途を開設したのである。

## 二、日支間電氣通信制度

### 1、電 信

從來日支間の電報は芝罘日本局に發著する僅少の例外を除いては總て外國電報として國際電信規則に依り取扱はれ、其の料金も「フラン」建となつて居り、和文電報の取扱はれる地域は上海、青島、芝罘、天津及び北支那に於ける主要都市が新に皇軍占領下に置かれるに及んで、昭和十二年九月一日先づ北支軍用と本邦との間に日滿電報制度に類似した暫行制度に依る和歐文電報の取扱を開始し、逐次之を蒙疆、南支方面にも擴大し、一方上海方面の電報に付ても料金の低減を行ふ等、事態の變遷に對應し漸次其の態様を改めて來たのであるが、昭和十四年一月一日を期し、對北支、蒙疆、中支、南支を通じ日華電報制度なる新制度を實施したのである。

日華電報制度の主要な特色を擧げれば左の如くである。

- (1) 日華電報は和文及歐文を骨子とし華文の電碼は和文、歐文の孰れに依るも差支へない。
- (2) 和文は五字を以て一語とし、歐文は大體外國電報と同様十五字迄を一語とする。
- (3) 日華電報一通の最低限語數は和歐文共五語とする。
- (4) 無線電報は船舶、航空機等の移動體に發著するものに限る。
- (5) 料金は日本圓建とし原則として左の通りである。

### 一般電報

	A、官私報	（和 文 歐 文）	一語	二十錢
B、新聞電報	（和 文 歐 文）	一語	廿五錢	但し日滿支官報に限り和歐文共五錢を減額する
無線電報		九 錢		

尚昭和十四年七月本邦北支那間に日華有線電話開通を機として日華間に専用寫眞電信制度を設定、新聞社又は通信社に於て携帶用寫眞電信機に依り、新聞紙掲載用の寫眞ニュースに限り前記電話線を利用して臨時に寫眞電信の専用を行ひ得ることとした。電送區間は當初は北京又は天津と大阪との間であつたが、昭和十五年九月十一日より北京又は天津と東京との間にも電送を許可することとした。専用料は日華電話(普通)通話料の三倍である。

之等の専用寫眞電信業務に對して昭和十五年二月二十六日より東京上海間に無線連絡に依る公衆寫眞電信業務を開設し、差向き上海發東京著の新聞通信社宛寫眞電報の取扱を開始した。料金は寫眞の大きさに従ひ一通に付五十二圓(甲號)、三十圓(乙號)及十八圓(丙號)の三種とした。

#### 口、電話

日華間の電話通話は昭和十一年二月國民政府交通部を對手方として創始せられたもので、其の取扱は國際電話とし料金は日本圓建で三分時十五圓となつて居た。後昭和十二年八月日支事變の爲一旦休止となり、昭和十三年十月二十日華中電氣通信株式會社を對手方として復舊するに及んで、日華電話通話制度なる全く新装ひを以て再開せられたのである。又昭和十四年七月一日内地北支間及朝鮮北支間に電話通話の取扱が開始せられるに當つても其の制度は均しく日華通話制度に依ることとした。最近開始を見た内地蒙疆間の電話通話も亦本制度に依る。

日華電話通話制度の主な特色は左の如くである。

- (1) 番號通話をも取扱ひ、電話番號の代番號を指定し得る外に通話者の代人をも指定(指名通話の場合に限る)し得る。
- (2) 指定された通話者を呼び出す爲めには、他の電話を呼出す等種々努力する。
- (3) 通話料に付いては三分時以上は一分毎に三分時料金の三分の一を加へることとする。
- (4) 指名通話に對しては通話一回毎に一定額の料金を附加する。

#### A、通話料(最初の三分時に付)

内地	—	北支間	八圓四十錢
内地	—	上海間	七圓五十錢
内地	—	南京間	九圓
朝鮮	—	北支間	五圓四十錢
朝鮮	—	上海間	八圓四十錢
内地	—	張家口	十四二十錢

#### B、指名料(通話一回に付)

内地	—	北支間	二圓
内地	—	上海間	二圓五十錢
内地	—	南京間	二圓五十錢
朝鮮	—	北支間	一圓五十錢
朝鮮	—	上海間	二圓五十錢

内地——张家口間 二圓五十錢

## 三、日支間電氣通信利用狀況

## イ、日 華 電 報

日支兩國は政治上、通商上或は文化上甚だ密接な關係に在るは今更多言を要しない處で、從つて我對支通信の利用も極めて多數に上り對外電信創始以來常に諸外國中最も優位を占めつゝあるの状況である。今昭和元年以降に於ける對支通信の利用状況を概観するに、元年は百萬通を突破し、同年の外國電報總數二百三十萬に對し約四割三分強に當つてゐる。其の後日支兩國の外交關係悪化の影響を受け毎年一萬五千乃至八萬を減じ、五年後には八十六萬三千餘通に減少した。次いで六年九月には滿洲事變勃發し爾來通信數は激減の一途を辿り、他方昭和八年九月新に日滿電報制度制定せられ、滿洲國に發著するものは總て該制度に依ることとなつた爲、九年は五十六萬となり、十年は稍增加して五十八萬七千となつたが十一年は又も五十四萬八千に減少し、僅々十年間に約二分の一の激減振である。

更に十二年には此次事變の影響に因り各直通連絡線は一時中絶の已むなきに至つたが、同年九月より滿洲經由に依り北支との間に低料金による取扱の途を開いた爲、之が取扱數十二萬を加へれば十二年中の取扱數は合計六十一萬通となり、前年に比し稍活況を示すに至つた。次いで十三年に入るや皇軍占領地域の擴大と治安の恢復に伴ひ、邦人の進出日をましく通信利用頓に激増し、同年の總通數は直通線經由のもの八十萬通、滿洲經由のもの六十六萬五千通、計百四十六萬五千通を算し、一日平均約四千通に上り事變前の約三倍に達するの状況であつた。之等通信が事變勃發以來軍事上、政治上乃至經濟上貢獻した處は蓋し大なるものがあつたであらうが、他面第一線將士への激励、慰問或は銃後への報道等各般に亘り演じた役割も亦決して輕視しえない處である。

斯くの如く日華間に於ける通信の需要はまことに熾烈なものがあつたのであるが、電報制度の上に於ては或は外國電報制度によるものあり、或は日滿電報制度に準するものあり、加之其の料金も比較的高額で而も區々に亘つて居た爲、日滿支間電信は凡ゆる角度から之が整理統合の必要急なるものがあつて、遂に昭和十四年一月一日日華電報制度の制定を見るに至つたのである。爾來日華間通信は外國電報制度より離脱し統一した新制度の下に極めて低料金に依り取扱はれることとなつた爲取扱數量も急激に増加を見るに至つた。之を昭和十四年中の實績に徴するに總通數は別表の通り二百五十八萬通で此の中發信は百十六萬通、著信は百四十二萬通、發著一日平均は約七千通に達し之を前年の一日平均四千通に比較すれば約八割増に當る。尙語數は發信一千百八十三萬語、著信一千四百五十三萬語、計二千六百三十六萬語で之が一日平均は約七萬語に上り前年の約六割五分増をなしてゐる。此の外目下外國電報の例外として取扱れて居る大北會社線經由本邦上海間通信數を加ふれば十四年中の日華間通信は更に増加を見ることとなる。次に目を轉じて本年一月の取扱状況を觀察すれば、通數二十三萬通、語數二百三十二萬語で、之を十四年一月に比較すれば約五割の増加となり、右増勢は最近頗に顯著なるものあるを如實に物語つてゐる。

今後南北中支に於ける新秩序建設工作の進展と東亞共榮圈の擴大強化に伴ひ日華間通信は愈々重要性を加ふるに至るべく、之が通信量も更に増嵩の一途を辿ることであらう。(日華電報統計三〇九、三九九頁参照)

## 口、日 華 通 話

日支間通話は昭和十一年二月十五日本邦上海間無線連絡に依り取扱開始、翌十二年八月十三日此次事變が上海方面に擴大されるに及び本連絡は中絶の止むなきに至つたが、翌十三年十月再び同方面との間に從來の國際通話より分離して日華通話なる新制度の下に通話の開通を見るに至つた。昭和十三年度中の利用は接續度數二千七百回、通話時分一萬五千であつたが、十四年七月大阪天津間並に京城天津間に長距離電話回線新設され、北支方面との通話開始されるに至り十四年度中の利用は接續度數一萬八千六百回、通話時分十萬に

達した。今右の中上海方面通話のみを一箇月平均通話時分に依つて前年に比較すれば七割四分の利用増加となりその増加振りには驚嘆すべきものがある。

尙最近の利用状況を見るに本年八月中の利用は前年同期に比し二割六分の増加を示してゐるが、今後日華通話は我が東亞政策の進展に伴ひ益々著しい利用増加を來すものと謂へる。(日華通話統計三六九、四一五頁参照)

## 9. 國際電氣通信

### 一、電信

#### イ、對外電信連絡の沿革及現状

我國の對外電信連絡は、明治三年丁抹の大北電信會社が帝國政府の免許を受け、長崎上海間及長崎浦鹽間に各一條の海底線を敷設して本邦と諸外國との間に發著する電報の取扱を開始したのに其の端を發して居る。其の後明治十六年に至つて右の兩海底線は各一條に増加せられ爾來三十年間我國唯一の對外電信連絡線であつたが、領臺後の三十二年には清國電報公司より淡水川石山間海底線を買收し、又明治三十九年に至つては小笠原島及グワム島を經由する日米間海底線連絡の開通を見、茲に本邦對外通信は一方の活路を見出すに至つた。同線は米國商業太平洋海底電信會社との協定に依り、同社が有する桑港より布哇、ミツドウエー、グワムを経て馬尼刺に至る海底線と、東京より小笠原島までの本邦敷設の海底線とを小笠原島及グワム間を接ぐ前記の海底電信會社の海底線に依つて連絡するものである。

次いで明治四十一年の日清電信協約に依り明治四十二年芝罘大連間海底線、大正三年朝鮮及樺太國境に於ける日ソ連絡陸線の開設を見たが、對支通信に於ては別項に於て詳しく述べるが如く、大北電信會社が日本及支那に於て享有する對外電信の獨占權に妨げられ我國獨自の連絡線建設の機を得ず、永年外國會社の羈絆を脱することを得ざる状態に在つた。然るに明治四十五年大北電信會社へ付與した獨占權が消滅するのを機とし、先づ長崎上海間に政府の海底線を敷設し大正四年より通信を開始した。又同十四年には佐世保青島間海底線の開設に依つて有線連絡に依る對支電信業務は漸次改善せられるに至つたのであるが、世界各國との

自主的通信網の設定は未だ容易に實現の運びに至らなかつたのである。

然るに無線電信の發明發達は別項記述の如く、各國を驅つて此の有力な新通信方法に依る自國電信系の建設に邁進させ國際電信界に一大革新を招來したのであるが、我國も此の機運に乘じ大正四年落石ベトロパブル・ウスク間に最初の國際無線連絡を開設し、次いで大正五年海軍所屬の船橋無線局を利用して布哇との間に無線連絡を開き、之を通じて日米間に新たな通信連絡を設定した。其の後大正九年五月より翌十年三月にかけて、福島縣原ノ町を送信所とし同富岡を受信所とする大規模の磐城無線電信局を新設して對米無線電信を充實し我國對外電信事業は之に依り劃期的躍進を見たのである。

其の後政府は世界の大勢に鑑み、大無線局を建設して我國獨自の國際通信系統を組成し對外通信自主権の伸長を企圖したのであるが、之には巨額の經費を要し、當時の財政狀態を以てしては實現困難とせられたので民間資本に依り此の目的を達する方策を樹て、遂に大正十四年特別法に依り日本無線電信株式會社を設立し無線電信設備は同社をして建設せしめ、政府が之を使用して必要な諸國との間に無線連絡を開始することとした。而して同社は政府の命令に基き創立以來對米、對歐、對極東南洋の通信に充つべき無線設備を建設し政府亦之に並行して諸外國との無線電信連絡開設に努力した爲、今や我國の對外無線電信連絡は對米八回路對歐九回路、對極東南洋十一回路（對滿支通信回路を含まずこれに付ては別掲日滿、日支間電氣通信の項一八五及一九一頁に述べてある）の直通通信路を有するに至り、國際電信界に於て確固たる地位を占むるに至つたのである。

尙昭和十四年九月勃發を見た第二次歐洲大戰は國際電氣通信界に相當深刻な影響を及ぼし、各國共電信電話の取扱に對し嚴重な制限を適用した外、戰禍に因る通信回線の杜絶したものも尠くなく、我國の對歐回線中にも一部中絶の止むなきに至つたものもあり時に疏通上の圓滑を缺くが如きこともあつたが、蓋し戰時に於ける當然の現象であつて、當局としては常に適宜の措置を怠らず戰禍を最小限に止めんことを期し諸種の

對策を講じ來つた次第である。

以下之等對外有無線電信連絡線別に其の概況を述べることゝしよう。

### （一）有線電信

有線電信連絡としては現在對滿支關係（別掲一八五、一九一頁に述べてある）を除き大北電信會社の長崎浦鹽斯德間海底線、朝鮮國境及樺太國境に於ける日ソ連絡線、東京グアム間海底線がある。其の各連絡線別の概況は次の通りである。

#### （1）大北會社の長崎浦鹽斯德間海底線

本線は丁抹國大北電信會社が帝國政府及露國政府より各別に免許を受け、明治四年十月五日敷設を了し同年十一月二十一日より通信を開始したものである。

本海底線は浦鹽斯德に於てロシア横断陸線と連絡し、レニングラードに於て更に同社の海底線と連絡して英國其他歐洲諸國に通ずるもので、歐洲方面と本邦及日支間電氣通信事項に於て述べた中華民國（長崎上海間海底線經由）との間の通信に對する最も古い歴史を有する連絡線の一つである。尤も本線は昭和十五年五月締結の遞信省及大北會社間の約定に基き同年六月一日より長崎端の運用は我が方の長崎電信局に於て行つてゐる。

#### （2）朝鮮國境及樺太國境に於ける日ソ連絡線

本連絡線は大正三年五月一日の各電信連絡に關する日ソ間約定に依り、朝鮮國境に於ける連絡は朝鮮慶興と沿海州ノウオキエフスクとの間に造里山及ボドゴルノエを經由して建設せられ、又樺太國境に於ける連絡は敷香（ナイロ附近）とオノールとの間に建設せられたもので、大正三年十二月一日より通信の取扱を開始した。

日露戰役後の協商に依り兩國間の國交は親密の度を加へ、殊に鐵道の連絡存在する關係上兩國間に發

(一) 無線電信

無線電信連絡としては現在左表の通り多數の直通回線を有して居るが、之等回線の大部分は國際電氣通信株式會社の提供する設備を政府に於て運用して居るものであり、設備及運營共に政府の手に依るものは地方の一部回線に過ぎない。(左表※印を附したのは設備運營共政府の手に依るものである)

(二) 無線電信

尙本線は毎日一定時間東京父島間の通信を取扱ふ爲其の時間中日米直通を休止してゐる。

を接續して東京グアム間直通と爲すものであつて、明治三十九年八月一日より通信の取扱を開始した。本線の開通を見るに至る迄は日本は、對外電信連絡としては僅に大北電信會社の長崎浦鹽斯德線及長崎上海線を有したのみ、而も日露戰役中長崎浦鹽斯德線は不通となり、我對外電信の生命は一に懸つて長崎上海線に存したが、若し不幸にして同線も亦不通となるが如きことあらば我國は全く對外通信の途を失ひ孤立無援の状態に陥るべきにより、他に通信線路を開設するの必要を痛感し、最初の計畫としては東京グアム線を日本の手にて敷設せんとし、グアム島に於ける陸揚権に付米國政府の意嚮を探つた處開戦中の日露兩國は孰れも米國と友好關係に在るので、米國は右の陸揚権を日本に付與することは其の宣言した嚴正中立と一致しないと言ふ點がある爲右計畫實行の可能性なく、遂に之を變更して本線の開設を見るに至つたものである。

(3) 東京タワーミュージアム

著する電報の數も漸次増加し來り、大北電信會社の長崎浦鹽斯德線及支那經由キヤクタ線の外に更に滿洲、朝鮮及樺太等の國境に於て日露陸線の連絡を設け、低廉な料金で通信の出來る途を開くことの必要を痛感するに至つたので、先づ以て露國の免許を有する大北電信會社を說得して其の同意を得た上、露國政府と協議し前記電信連絡に關する日露約定の締結を見た次第であるが、滿洲に於ける連絡に付ては支那政府に於て同意しない爲め遂に實現するに至らなかつた。

(1) 桑港 R C A 社線（電信二回路、寫眞電信一回路）

本連絡は從來のハワイ中繼を直通に改め昭和三年六月送信を、同年九月受信を開始したもので、本邦と南北アメリカ、歐羅巴及アフリカ等との間の通信を取扱つてゐるが、現在北アメリカとの通信の約五十五パーセント迄は本連絡經由で取扱はれて居る。連絡狀態極めて良好で常に一分間百語以上の高速度通信を行ひ得るので電報は著しく速達することとなり、東京桑港間は二十分内外、東京紐育間は三十分内外にて到達して居る。

尙本連絡に依つて昭和十五年四月十五日より日米間に發著する寫眞電報の取扱を開始して居る。

(5)

本連絡は本邦とア

良好であつて本連絡の開設に

桑港プレスワイアレス社線

本連絡は本邦とアメリカ合  
二は地図を用ひて之に

しては他線經由の

對米情報宣傳政策

メキシコ線

本連絡は本邦と

本連絡は本邦と

發著する通信を取扱つ

依り電報料金を相當低

ブエノスアイレス線

本連絡は本邦と南ア

巴を迂回経由した南

巴楚道班經由

らず増大せられ、從前に比し兩地間通商貿易の發展に多大の貢獻を爲しつゝある。

(6) リオデヂヤネイロ線

本連絡は本邦とブラジル間通信は勿論其の他南アメリカ各地發著電報をも取扱ふ。本連絡の開設に依り南米通信は一層速達することとなつたと共に電報料金も相當低減せられたのであつて、對南米貿易の發展に資するところ尠くない。

(7) サンチアゴ線

本連絡は本邦とチリ國及ペルー國間に發著する通信を取扱ふ。

(8) リマ線

本連絡の開設は他の南米各線に比し遙に遅く、昭和十五年七月開設せられたのであるが、電報の取扱範圍は南米回線中最も廣く、南アメリカ地方に發著する通信は勿論中央アメリカ及西印度諸島發著の通信をも取扱ふ。本連絡の開設に依り本邦とペルー、コロンビア、エクアドルとの間の電報料金は約二割方低減せられ我對南米通商貿易の伸張に一層の寄與をすることとなつた。

(9) 倫敦、巴里、柏林、ワルソーの各歐洲線

倫敦線は昭和五年一月二十六日、其の他は何れも昭和四年四月十五日より双方通信を開始したもので主として歐羅巴各地との間の通信を取扱ふ外アフリカ方面に發著する通信をも取扱ふ。之等直通回線の開設前に於ける歐羅巴及亞弗利加方面通信は大部分浦鹽線又は香港線經由にて開通せられた爲我が國は政治、經濟上多大の不利益を被つて來たのであるが、之等各回線の開設に依り、右不利益は克服せられ、本邦と歐羅巴及アフリカとの通信は大いに改善せらるゝに至つた。

尙今日では東京柏林間及東京倫敦間に寫真電信の取扱をも開始してゐる。

(10) 寿府線

本連絡は満洲事變に關して國際聯盟の華かであつた昭和七年二月に開始せられたもので、爾來本邦瑞西國間の通信を疏通して來たのであるが、昭和十五年八月より佛蘭西に發著する通信をも取扱ふこととなつた。

(11) アムステルダム線

本連絡は本邦と歐羅巴各地及蘭領西印度との間に發著する通信を疏通して居る。

(12) オスロ線

本連絡は主として本邦と諾威其他北歐諸國との間に發著する通信を取扱つて居る。

(13) モスコ一線

本連絡は本邦と歐羅巴露西亞との間に發著する通信のみを取扱つてゐる。

(14) マニラ線

本連絡は本邦とヒリツビンとの間の通信の外本邦シアム間通信並にフィリツビンと歐羅巴及西部亞細亞諸國通信の中繼をも取扱つて居り、連絡狀態は甚だ良好である。

(15) バタヴィア線

本連絡は昭和四年開設以來バンドン線と稱せられて來たが、昭和十五年六月バタヴィア線と改稱されたものである。その通信取扱の範圍は本邦と蘭領印度及濠洲との間の通信である。昭和六年五月双方の施設を根本的に改善、以來通信成績は著しく良好となり。其の經過時分の如きも三、四十分となつた。南洋方面に於ける本邦貿易の發展目覺しいものがあるのは本連絡が與つて力あるものと言ふことが出来る。

(16) サイゴン線及バンコック線

本連絡は昭和四年開設以來本邦と佛領印度支那及泰國との間の通信を取扱て居るが東亞共榮圈の確立せられるに伴ひ、前記バタヴィア線と共に其の活躍が期待せられてゐる。

## (17) ボンベイ線

本連絡は本邦と英領印度及アフガニスタンとの間の通信を取扱つて居る。英領印度との通信は從來海底線經由の一途のみで且數中繼を要した爲電報の誤謬率及經過時分の如きも尠くなかつたのである。而も本邦と同地との通商關係特に密接なるに鑑み、本連絡の開始は日印通商貿易に貢獻するところ多大なものがあつた。尙連絡狀態頗る良好で常時高速度通信に依り活潑なる取扱をしてゐる。

## (18) ベルート線

本連絡は昭和八年一月對ボンベイ連絡と同時に開始したもので、主として本邦と西部亞細亞及アフリカ諸國との間の通信を疏通して居る。其後大いに設備を改善し益々良好な通信成績を擧げてゐるので、エジプトを足場として同方面へ發展せんとしつゝある本邦通商貿易に寄與する所尠くない。尙現在では歐羅巴各地發フイリツビン宛通信、歐羅巴各地發中華民國宛通信、シリヤ、レバノン及エジプトと中華民國との通信等の中繼取扱をも行つて居る。

## (19) カブール線

本連絡は本邦アフガニスタン間に發著する電報のみを取扱つてゐる。通信量は未だ些して多くはないが本連絡の開設に依り日ア間通商關係の發展を促進するものと豫想され、從つて電報も漸次增加すべく又一面列強勢力の觸手が近東方面に伸びつゝある際本連絡の開設は一の政治的な意義を有するものと謂へやう。

## (20) 其の他の無線連絡

落石とペトロパウロフスク、臺北と香港及マニラ、南洋トラツクとラバウルとの間の無線連絡は何れも地方的のものであるから取扱電報數は多くないが、當該地方の電報利用者に對しては相當の便益を興へて居る。

以上の如く本邦と世界各國との間に發著する電報は大部分無線電信に依つて送達せられるが、唯アフリカの一部、香港等は海底線に依らなければ到達しない状態に在り、其の他本邦と通商關係深い白耳義、瑞典、中部亞細亞諸國、カナダ並にアルゼンチン、ブラジル、チリ及ベルトを除く南米諸國とは、全經過の一部が無線電信により送達せられるのみであるが、之等各地に對しても無線電信直接連絡を設定すべく交渉中である。

## 四、對外電信制度

外國電信に關する法令制度としては當初海外通信の取扱を大北電信會社に委ね、會社局と各地の發受信人との媒介を爲す程度に止つたが、明治十二年には正式に萬國電信聯合に加盟し萬國電信條約及附屬業務規則を施行するに及んで海外信の取扱は完全に政府の手に收めることとなつた。萬國電信條約は西暦一八七五年即ち明治八年露都聖彼得堡に於ける會議に於て締結せられたもので、爾後明治四十一年のリスボン會議に至るまで六回の會議に我國も參加して其の都度附屬業務規則に修正變改が加へられたが、條約については何等改正を見なかつたが、やがて大正八年ヴエルサイユ條約作成の際に於ける「主たる同盟及聯合國は速に國際會議を召集して陸上電信、海底電信及無線電信の國際的狀態を審議し、併せて全世界に對し公平に均等通信の利便を供給する趣旨の勸告を提議すべし」との決議に基き、その準備會議が翌大正九年華盛頓に開催せられ萬國電信條約及無線電信條約を併合した萬國電氣通信條約案を決定して各國に配付し、その後大正十四年巴里の萬國電信會議、昭和二年華盛頓の國際無線電信會議に於て、何れも兩條約の併合統一を考慮すべき旨の希望を表明し、次いで昭和七年マドリードに開催の萬國電信會議及國際無線電信會議に於て兩條約を統合して國際電氣通信條約を決定すると共に、從來の電信聯合及無線電信聯合を解消して新に國際電氣通信聯合を形成し、これに依つて國際電信電話及無線通信の國際統制を完ふすることが出來たのである。かくて同條

約及附屬電信規則等はその中至急電報及書信電報に關する規定を昭和八年四月一日より、その他を昭和九年一月一日より實施した。

我國の外國電報規則は明治四十二年に創定せられ、その後國際業務規則の改正の都度小改正を行つたが、大正十五年巴里改正の國際業務規則實施に當り外國電報規則を改定し、更に昭和九年一月から國際電氣通信條約及同附屬電信規則等が實施せられたこととなつたので、在來の外國電報規則を廢止し新に外國電報規則を制定した。之れが現行の外國電報規則である。尤も昭和十三年二月埃及國カイロに於て開催せられた國際電信會議に於て制定せられた附屬電信規則等が全般電信、電話會議及國際無線通信會議の結果前回のマドリード會議に於て制定せられた附屬電信規則等が全般的に改正せられたのと、又支那事變勃發以後大陸に於ける新事態に即應して從來の外國和文電報制度が廢止せられ、新に日華電報規則を制定して昭和十四年一月一日より實施せられたこととなつたので、外國電報規則等にも必要な改正を加へられ同じく昭和十四年一月一日實施せられたこととなつた。

又外國電報料金は當初は外國會社の獨占に禍され極めて高額であつたが、機會ある毎に其の低減を圖り殊に無線電信に依る直通連絡の開設に當つては常に二、三割程度の減額が行はれてゐる。又其の告示方法は當初邦貨を以てしたが、昭和八年からは金フランを以て告示し、實際に料金を納付する場合別に定むる換算割合に依り邦貨に換算することに改められ、金フランに対する邦貨換算額は毎年三箇月毎に告示せられることとなつた。

次に外國電報の特別電報の沿革を觀るに、外國新聞電報規則が明治三十年に制定せられて對外新聞通信の料金を低減し、大正二年後廻電報の取扱を開始し、大正四年には長崎上海間海底線により外國和文電報の取扱を開始し、又大正十一年には青島との和文電報取扱方法を制定し、大正十五年にはクリスマス及新年祝賀の特別外國電報を創始して低減料金を以て取扱ひ、昭和四年には後廻新聞電報を設けて特別低減料金を課し又翌昭和五年には書信電報の制度を開いて後廻電報よりも更に料金を低減し、昭和十年から復活祭祝賀電報

の特別取扱を開始して居る。又昭和十五年三月から寫眞電報の制度を創設し獨逸、米國及英國に發著する寫眞電報を特定の料金を以て取扱つて居る。

次に船舶又は航空機に發著する外國電報即ち外國無線電報に關する法令制度としては、明治三十九年伯林に於て開催せられた第一回國際無線電信會議に於て締結せられ、明治四十一年六月公布せられた國際無線電信條約及同附屬業務規則の施行に伴ひ、始めて外國無線電報規則の制定を見たのであるが、其の後明治四十五年倫敦に開催せられた第二回國際無線電信會議及昭和二年華盛頓に開催せられた第三回無線電信會議に於ける條約並に附屬規則の改正に伴ひ、相當の改正が加へられたのであるが、其の後電信聯合と無線電信聯合との合併實現と同時に締結せられた國際電氣通信條約並に同附屬一般無線通信規則及追加無線通信規則の施行に伴ひ、昭和九年一月外國無線電報規則の全文改正が實施せられ、更に昭和十四年一月施行のカイロ改正に伴ふ大改正を經て今日に及んで居る。尙米國ラヂオ・マリン・コープ・ボレー・シヨン・オブ・アメリカ・マツケイ・ラヂオ・エンド・テレグラフ會社及トロピカル・ラヂオ・テレグラフ會社との特別協定に依り、之等各社所屬海岸局經由帝國船舶とアメリカ及歐洲各國との間に交換する、例文クリスマス及新年祝賀無線電報取扱の爲、昭和八年十二月外國祝賀電報規則が制定實施せられ今日に及んでゐる。

最後に國際電信放送に付いてあるが、近年國際間に於けるニュース報道の有力な手段として無線電信放送が盛んに行はれ、各國は其の情報政策遂行の爲強力な無線電信設備を專有し情報の頒布及蒐集に努めてゐる。本邦に於ても此の強力無線電信設備を利用し我國の事情を正確に海外に知らしめる目的で、大正十四年對外放送電信制度を創設し、電通、帝通、東方通信等の新聞通信社に利用せしめたが、近時我國の政治的、經濟的國際地位の向上に伴ひ此種情報頒布の徹底を期する必要一層切實となつたのに鑑み、昭和十年十二月國際放送電報規則を制定すると共に翌昭和十一年一月一日より新に設立せられた同盟通信社の提供するニュースに限り放送することとなり、斯くて本國際放送業務は一層充實擴張せらるゝこととなつた。

而して昭和十二年七月支那事變勃發するや國際宣傳戰に對應する爲、我國の正確なニュースを急速に海外に頒布するの必要を益々痛感し、同年八月より放送回數を一躍倍加し四六時中間断なく情報を傳送すると共に放送設備の改善を斷行し今日に至つた。今其の概要を示せば左の通りである。(昭和十五年九月末現在)

## (1) 對外放送電報(送信)

羅馬字綴日本語 一日二十七回 五千九百語

極東南洋及北米西岸各地向 二十五回 四千九百語

華盛頓向 一回 二百語

歐洲各國向 一回 八百語

英語又は佛語 一日二十五回 八千八百語

北米南米向 四回 二千語

北歐南歐向 四回 二千語

支那向 十三回 二千八百語

太平洋沿岸向 四回 二千語

放送地 ナウエン、パリ、ローマ、ロンドン、サイゴン

## (2) 外國放送電報(受信)

一日九回 一千八百語

## ハ、外國電報利用狀況

明治四年八月大北電信會社に於て敷設した長崎上海間海底電信線に依り歐羅巴以遠と通信を開始したのが外國電報の嚆矢である。然し之は會社の長崎電信局に於て受付配達をなし日本國內は郵便に依つたのであるから、我國電政上外國電報の取扱は明治六年四月國內傳送を帝國電信線に依り長崎に於て大北會社線と連絡した時より始まる。

當時外國との交渉は極めて少く、貿易も五千萬圓内外であり、殊に外國電報に日本語の取扱をしなかつたこと、國內の電信連絡が甚だ不充分であつたこと等が外國電報の利用を阻害し、創業以來數年間は發信通數一萬に満たない状況であった。其の後國內電信網は漸次整備せられ、他方明治十二年には萬國電信條約に加盟し、翌十三年には外國電報に羅馬字に依る日本語使用が認められる等外國電信の基礎漸く定まるに及び、其の利用も漸増の一途を辿り明治二十年には發著合計五萬通を算するに至つた。

爾來日清、日露、日獨等各大戦の結果我國の國際界に於ける政治的、經濟的地位は飛躍的發展を遂げ、之に伴ひ對外通信の利用も亦非常な躍進を見たことは勿論である。特に滿洲事變を契機とする我國の國際的地位の向上と我商權の目覺ましい海外進出は愈々對外通信の發展を促し、今次支那事變勃發第一年目たる昭和十二年に於ては其の取扱通數は實に二百四十六萬餘に上り、我對外通信創始以來の最高記録を樹立するに至つた。

然し乍ら昭和十三年に入るや漸く支那事變の影響を受け、外國貿易の不振等に因り取扱數は漸減し、他方同年九月以降本邦中國間通信中滿洲經由のものは日滿電報に準じ取扱はれることとなつた爲、外國電報の増加率は愈々緩慢となり、更に昭和十四年に入るや同年一月一日日華電報制度の創始に伴ひ、右滿洲經由信は元より對中華民國通信は總て外國電報より分離し新たに日華電報として登場することとなつた爲、外國電報通數は著しき減少を見るに至つた。而して右日華電報通數は十四年に於て二百五十萬通の多數に上つたのであるから之を加算するとせば事實上約百七十萬通の増加を示したものと云ふことが出来るが、茲には右は一年前に比し通數三割一分一厘、語數六分二厘の減少を示したが、之は主として右制度の改正に因るものである。通數の減少にも不拘語數の減少輕微に止まつたのは、同年九月歐洲第二次世界大戦勃發に伴ひ、長文の

情報通信増加した一方、暗語の使用禁止又は制限等に因り普通語電報の増加したのに起因するものである。

右取扱状況を月別に観察すれば一月以降八月迄は通數十二、三萬臺、語數二百萬臺に過ぎなかつたものが大戦勃發の九月に於て一躍通數十五萬臺へ、語數四百萬臺へと飛躍し十月以降は多少衰勢を示したが、尙戦前に比較すれば遙かに増勢を辿り居ることは今次大戦の影響として注目に値する。

次に十四年中の通數を發著別に比較すれば發信四・八五割、著信五・〇二割と略同數である。尙同年中の總語數を有無線別に比較すれば、無線七・二六割、有線二・七四割と極めて好率を示し、之を五年前の昭和九年の有線六割、無線四割に對比すると全く隔世の感がある。海外拂の節約を急務とする現下の情勢に照し洵に慶すべき現象である。

今や世界の現状は日獨伊軍事同盟の結成を契機として一大轉換をなさんとして居る。政治、經濟、貿易等と密接不可分の關係を有する對外通信はこれ等情勢の變轉に應じ利用の趨勢に相當の變化を見るであらうことは想像に難くない。(外國電報統計三一一、三九五、四七八、五〇〇頁參照)

## 二、電話

### イ、對外電話連絡の沿革及現状

國際間の電話通信は西暦一八九一年早くも英佛兩國間に開始せられ、其の後歐洲内主要國に於て各隣接國との間に所謂國境通信を開設したが、一九二四年歐羅巴主要國間に長距離電話通信諮詢委員會設立せられ、各國電話組織の統一を目的とし長距離國際電話の發達に努力することとなり、其の結果歐洲内電話業務は著しい進歩發達を遂げたのである。一方アメリカに於てはベル電話系に依り民營形式の經營的特長を巧みに利用して其の發達見るべきものがあり、一九一五年に於て紐育桑港間米大陸横斷電話連絡を完成した。

然るに世界的規模たる國際間の電話通信は、經濟的技術的理由に依り電信に比し發達稍遅れたが、一九二

七年歐米兩大陸を結ぶ大西洋横断無線電話の開設せられるに及び、右は諸大陸長距離電話通信設定の導火線となり爾後數年ならずして國際間の無線電話は急激な増加を見るに至つた。

斯く無線電話の長足な進歩は遂に世界を打つて一丸とする國際電話網を形成せんとするの情勢に立ち至り獨り、本邦のみ此の通信圈外に置かることになつたので、本邦に於ても國際電話の急速實現を策し、無線電話設備は民間の資本を以て建設し、電話業務は政府之を運用する方針の下に準備を進め、昭和七年此の目的の爲に國際電話株式會社の設立を見たのである。昭和九年會社の無線設備の竣工と共に政府は先づ國際電話の魁として同年八月滿洲國との間に電話連絡を開始し、次いで九月比律賓との間に國際電話連絡を開始したのを始めとし以後蘭領印度、アメリカ合衆國、獨逸、英國、上海、佛領印度支那、泰國、アルゼンチン、ヘワイ、チリ、伊太利と順次直通電話連絡を設定した。

尙國際電話は海上航行中の船舶の領域にも及び、現在郵船鎌倉丸及靖國丸が前者は米國、布哇及比律賓方面と後者は歐洲アフリカ方面と通話を行ひつゝある。而して政府が國際電氣通信株式會社の設備を以てする國際電話連絡等の對手地及連絡開始年月日等に就ては左表の通りである。

方 面	別 —對 手 局	所 在 地	本 邦 局	所 在 地	通 信 開 始 年 月 日
歐 羅 巴 方 面	桑 普 尼 諾 亞 伊 拉 斯 利 奧 德 吉 雅 尼 伊 ホ ノ ル ル	港 ブ ニ ス ア イ レス サン テ イ ア ゴ リ オ デ ジ ヤ ネ イ ロ	東 京	昭 和 九 年 十 二 月 九 日	
亞 米 加 方 面				昭 和 十 二 年 四 月 十 日	
歐 羅 巴 方 面				昭 和 十 三 年 六 月 二 十一 	
林 敦				昭 和 十 五 年 六 月 一 日	
東 京				昭 和 十 三 年 三 月 二 十六 	
昭 和 十 年 三 月 十三 日					

方 面	別	對手局所在	本邦局所在	通 信 開 始 年 月 日
南洋極東方面	マニラ バンズラ サイゴン バンコック	羅馬	東京	昭和九年九月二十七日 昭和九年十月二十六日 昭和十一年五月一日 昭和十二年三月十一日
船 舶 通 話	鎌倉丸	東京	東京	昭和十一年八月八日 昭和十二年八月十五日
靖 國 丸				

今前記對外無線電話連絡を連絡線別に述べれば次の通りである。

(1) 桑港線

本連絡は本邦桑港間の無線電話連絡に依り本邦内地とアメリカ合衆國、カナダ、メキシコ、キューバ諸國との間の通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は本邦時午前七時より午後四時迄(桑港時午後二時より午後十一時迄)とし、料金は昭和十一年十一月一日より平日二割、日曜四割方の低減を行つたが昭和十五年八月一日より更に約三割五分の低減を行ひ現行料金は三分間桑港四十五圓(日曜三十六圓)紐育六十三圓(日曜五十一圓)等である。

(2) ブエノスアイレス線

本連絡は本邦サンティアゴ間無線連絡に依り、本邦各地とアルゼンチン國、ウルグワイ國パラグワイ國及ブラジル國との間の通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は毎日午後七時より同九時迄及午後八時迄。

時より同十時迄(アルゼンチン國側は午後六時より同八時迄及午後七時より同九時迄)とし、料金は三分間百圓である。

(3) サンチャヤゴ線

本連絡は本邦サンチャヤゴ間無線連絡に依り、本邦各地とチリ國との間の電話連絡を取扱ふ。無線電話連絡時間は毎日本邦時午前七時より同九時迄及午後八時迄とし、料金は三分間百圓である。尙昭和十四年七月十五日よりサンチャヤゴ中繼に依り、本邦とペルー國及コロンビア國との通話を開始した。

(4) リオデジヤネイロ線

本連絡は本邦リオデジヤネイロ間無線連絡に依り、本邦各地とハワイ諸島との間の電話連絡を取扱ふ。抑々本邦とブラジル國との間の電話連絡は、昭和十一年四月伯林中繼に依り開始されたが、更に昭和十二年十月よりブエノスアイレス中繼に依つても取扱ふこととなつてゐたもので、料金も高額であつたが、直通連絡の開始に依り料金は大いに低減された。即ち三分間百圓とし、取扱時間は毎日午前七時から同九時迄又午後八時から同十時迄である。

(5) ホノルル線

本連絡は本邦ホノルル間の無線連絡に依り、本邦各地とハワイ諸島との間の電話連絡を取扱ふ。無線電話連絡時間は本邦時午前七時より午後二時迄とし、料金は三分間四十五圓である。

(6) 倫敦及伯林線

本連絡は本邦倫敦間及本邦伯林間の兩無線電話回路に依り最初本邦と英吉利國及獨逸國各地との間の通話を取扱ふことを開始したが、昭和十年七月一日より對手側通話區域を歐洲内二十七國に擴張し右各國へは倫敦、伯林其の孰れを經由しても通話が出來ることとなつた。尙昭和十一年四月十日より倫敦經由で本邦南阿聯邦間同年四月十五日より伯林經由で本邦ブラジル間通話の取扱を開始した。而して無線電話連絡を開始した。

絡時間は東京倫敦間本邦時午後五時より午後九時迄、東京柏林間本邦時午後四時より午後九時迄とし料金は三分間八十圓である。

## (7) 羅馬線

本連絡は、本邦羅馬間の無線連絡により本邦各地と伊太利國との間の電話通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は本邦時午後六時迄とし料金は三分間八十圓である。

## (8) マニラ線

本連絡は、東京マニラ間の無線電話連絡に依り本邦内地とフイリツビン群島ルソン島内各地との間の通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は本邦時午前九時より午後十時迄（フイリツビン時午前八時より午後九時迄）とし、料金はマニラ迄三分間三十一圓である。

## (9) バンドン線

本連絡は、東京バンدون間の無線電話連絡に依り本邦内地とジャバ、スマトラの各地及ボルネオの一部との間の通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は本邦時午前九時三十分より午後十時迄（但し歐洲戰亂の余波を蒙り昭和十五年五月より連絡時間は午後一時三十分より同三時三十分迄に制限されたが、同年九月より稍々擴張され午前九時三十分より午後三時三十分となつて居る）とし料金は日本ジャバ間三分間六十圓である。

## (10) サイゴン線

本連絡は、本邦サイゴン間の無線連絡に依り本邦各地と佛領印度支那との間の電話通話を取扱ふ。無線電話連絡時間は午前十時より午後二時迄とし料金は三十六圓である。

## (11) バンコック線

本連絡は、本邦バンコック間無線連絡に依り本邦各地とバンコックとの間の通話を取扱ふ。無線電話

連絡時間は毎日午前十時より午後十時迄（泰國時間午前八時より午後八時迄）とし、料金は三分間三十六圓である。

## (12) 對米船舶通話

昭和十一年十月三十一日より桑港航路鎌倉丸（當時の秩父丸）と桑港電話局、又同年十二月三十日本ノルルとの間に夫々無線電話連絡を設定し、太平洋航行中の鎌倉丸とアメリカ合衆國、カナダ、メキシコ、キュバ及ヘワイとの間に通話の取扱を開始した。通話取扱時間は午前九時より午後十時迄の海岸局時間で、料金は對米は船舶の距離に依り二段に分れ、鎌倉丸は桑港より五〇〇浬以内の海上に在るときは桑港へ三分間十四圓、一五〇〇浬以内の海上に在るときは桑港へ二十八圓、紐育へ五十一圓、又一、五〇〇浬以遠の海上に在るときは桑港へ五十六圓、紐育へ七十五圓で、布哇は船舶の位置に拘らず二十八圓である。尙靖國丸が南米西岸航路に就航することとなりたるに伴ひ、昭和十五年一月ホノルル及桑港との間に臨時船舶電話業務を開始し今日に及んで居る。

## (13) 對歐船舶通話

昭和十二年九月二十一日歐洲航路靖國丸と倫敦、ノルドダイヒ（獨）、巴里及羅馬との間に無線電話連絡を設定し、歐洲各國及南阿聯邦印度方面との通話の取扱を開始した。通話取扱時間は概ね毎日午前九時より十時迄（海岸局時間）で料金は經由海岸局及船舶の位置に依り異つてゐる（靖國丸の航路變更に伴ひ本業務は目下休止中）

## (14) 對比律賓船舶通話

昭和十四年五月十八日より郵船鎌倉丸とマニラとの無線電話連絡を開始し、ルソン島各地との通話取扱を開始した右は船舶が神戸香港間を航行中に限り業務を行ふもので三分間十五圓である。

## (15) 對智利船舶通話

昭和十四年五月十八日より郵船鎌倉丸とマニラとの無線電話連絡を開始し、ルソン島各地との通話取扱を開始した右は船舶が神戸香港間を航行中に限り業務を行ふもので三分間十五圓である。

昭和十五年二月十日より靖國丸とサンチャヤゴとの間に無線電話連絡を開始し、智利國一圓との通話取扱を開始した。三分間の料金は、船舶が海岸局より千糸以内に在るとき二十一圓、千糸以上に在るとき四十六圓五十錢である。

#### 口、對外電話制度

電話通信に關する國際上の規定としては、西暦一八八三年（明治十八年）柏林に開かれた萬國電信會議に於て萬國電信條約附屬細目規則（後に國際業務規則と稱す）中に電話通信に關する規定を挿入せられたのを以て嚆矢とし、爾來一九三二年マドリッド國際電信電話會議に至る迄條文中多少の改正を見たのみで依然として上述の國際業務規則中に包含せられて來たのであるが、一九三二年國際電氣通信條約の附屬規則として電信規則及電話規則が夫々獨立して今日に及んだのである。本電話規則は一九三八年のカイロ國際電信電話會議の結果再び改正せられ、昭和十四年一月一日より實施を見ることとなつたが、其の内容は主として歐羅巴各國相互間の國際電話業務に關する規定であつて、我國の如き歐羅巴外の諸國に於ける業務に付ては關係國間の協定に依ることとなつてゐる。

本邦に於ては昭和九年九月フィリピンとの國際電話業務開始と同時に省令を以つて國際電話通話規則を制定し其の後昭和十一年十月船舶通話開始に伴ひ船舶國際通話に關する條章を挿入せられた外、カイロ會議改正に伴ふ一部改正の上今日に及んで居る。尙昭和十年十二月には別にクリスマス及新年祝賀國際通話規則を制定し、又昭和十一年八月以降歐洲アメリカ方面へは土曜日、日曜日等に特に低料金通話の取扱を開始した。

#### ハ、國際通話利用狀況

我國に於ける國際通話は昭和九年九月對比律賓無線連絡の開設を以て嚆矢とし同年中の取扱通話時分は二千三百に過ぎなかつたが、其後毎年對米、對歐並に對南洋方面との間に連絡の開設を見、之が利用は漸次増加しその取扱通話時分は十年度には一萬一千、十一年度には二萬六千、十二年度には八月以降對支連絡が中絶したに拘らず三萬を突破するの状況であつた。

十三年十月對支通話は日華通話制度の下に復活したが國際通話より分離することとなつた爲、十三年度中の取扱通話時分は二萬一千で對支通話を除きたる前年度取扱數と大差なき状態であつた。同年度中その利用增加を見ざりしは對智利及對伊太利通話の連絡開始並に對獨通話の增加にも拘らず對英及對蘭印通話の減少したるに因るもので之は外國電報に於けると同様我が對外貿易の不振に基因するものと思はれる。

十四年度中の利用は九月以降對英及對佛印通話が中絶したるに拘らず通話度數三千回、通話時分二萬七千に達し、前年度に比較し三割の利用增加となつて居る。之を各回線別に見れば依然として對米通話が第一位で全通話の五十三%を占め前年に比し約五割の増加となつて居る。之に次ぐ對獨通話は全通話の十六%を占め以下對比律賓、對蘭印、對泰國、對英、對伊、對布哇等の順序となつて居る。

尙注目すべきは對伊通話が前年に比し五一割の激増を示したことである。

最近の利用状況を見るに本年八月中の取扱通話時分は三千四百二十三分で之を前年の二千七百八十分に比し二割二分の増加を示して居る。國際情勢は今尙之を豫斷し得ざるの状況なるも將來之が安定し現在休止状態にある對英、對佛印、對和蘭通話の復舊と我が對外貿易の隆盛を考ふる時國際通話の利用は益々増加の一途を辿るものと大いに期待される所である。（國際通話統計三七一、四一五頁参照）

第三編 外地及滿蒙支竝に外國に於ける  
電氣通信事業の概況

## 内 容

### 一、外地電氣通信事業

- (一) 朝鮮電氣通信
- (二) 臺灣電氣通信
- (三) 檍太電氣通信

### 二、滿蒙支電氣通信事業

- (一) 滿洲電氣通信
- (二) 蒙疆電氣通信
- (三) 華北電氣通信
- (四) 華中電氣通信

### 三、外國電氣通信事業

## 第三編 外地及滿蒙支竝に外國に於ける電氣通信事業の概況

### はしがき

第一編及第二編に於て遞信省主管にかかる内地電氣通信事業の全般に亘り之が解説を試みたのであるが、本編に於ては朝鮮、臺灣、樺太の各外地及滿洲、蒙疆、華北、華中竝に其の他の外國に於ける電氣通信事業の概況につき説述することとした。蓋し最近に於けるが如く、帝國が世界新秩序の一環たる東亞新秩序建設の大業達成を目指し、國內對策の確立に或は大陸政策の遂行に國家總力を擧げて勇往邁進しつゝある秋に當り、之等諸活動の基本的要素をなす電氣通信事業の東亞を一丸とした有機的結合と其の綜合的發達を必然的に要請されて來るのである。而して之が要請を充足せしめる上に於て幾多の施策のあるべきは言ふまでもないが、先づ何より第一に之等各地域に於ける斯業の實體を把握することこそ先決要件である。此點よりして獨り内地の電氣通信事業を詳かにするのみに止まらず、之と最も密接な關係を有する外地及滿蒙支に於ける電氣通信事業の概況をも明かにし、更に其の他の諸外國に於ける斯業の趨勢に付ても認識を深め置くことが肝要である。

茲に本第三編を設けた所以である。

### 一、外地電氣通信事業

## 1. 朝鮮電氣通信

(統計に付ては第四編中朝鮮)

### 一、電信

朝鮮に於ける電信は明治十七年二月帝國政府に於て釜山に電信分局を設置し内地と通信を開始したのを以て嚆矢とする。其の後京城及仁川に電信局を設置したが、當時内地釜山間の海底電信線は大北電信會社の所有に屬してゐた爲、其の取扱の如きは一、二の例外を除くの外は總て萬國電信の規定に依つてゐた。然るに明治四十三年遞信省は前記海底線を買收し、爾來朝鮮内地間發著電報は之を内地電報として處理することとなつたものである。

其の後、大正十四年迄十數年間を閲したのであるが、當時の電報規定等は制定後既に十五年餘を経過し時代の推移進展に伴はないので、大正十四年十月及同十五年十一月之等内外電報の規定を改正して時代に適應せしめたのである。爾來昭和六年六月の朝鮮船舶通報規則の改正、昭和八年の日滿電報規則の實施、更に昭和十年の年賀電報、昭和十一年の慶弔電報制度の創設等を經、最近に於ては日華電報規則を制定實施して蒙疆、北支、中支發著電報を同一制度に統一し料金の低減及取扱方法の改善を爲す等、終始内地電氣通信事業と密接な關聯を保ちつゝ事業の發達に努めて來たのである。

以上の如く電報諸制度の改廢進歩を圖ると共に、之が取扱機關たる電報取扱局所の増設普及にも努め、電報取扱局所は明治三十八年通信事業合同當時僅かに四十四箇所に過ぎなかつたが年々増加し、昭和十二年度末九百五十三局所、昭和十三年度一千二局所、昭和十四年度末に於ては一千三十四局所（外分室九、出張所八）に達した。又明治四十四年七月より鐵道停車場に於ける電信取扱所以外の電信局所をして總て諺文電報

を取扱はしめ、更に翌四十五年より主要鐵道停車場の電信取扱所に於ては歐文電報をも取扱はしめる等施設の擴張充實を行つた結果合同當時に比して著しく内外電信の利便を増進したのである。而して明治三十九年度の電報發著通數は二百三萬餘通であつたが、昭和十二年度二千五十七萬通、昭和十三年度二千三百二十萬通、十四年度は二千七百七十四萬通と年々累増してゐる。

電信回線は通信機關合同前雖然として統一を缺いてゐたのを合同後地況の變化、通信狀態、回線の良否等を調査して、或は中繼線を廢して直通線を設け或は印字機通信を音響通信自働通信又は印刷通信に改め、又通信の數量に依つて電話機を音響機に改裝する等回線の整理をすると共に、鮮内主要各地間は勿論朝鮮と内地及滿洲に於ける樞要地との直通又は浦潮斯德間國際連絡回線の新設及増設を行ひ、通信の敏活な疏通を講じたのである。

### 二、電話

舊韓國政府の經營した電話は明治三十五年京城及仁川間に通話事務を開始したのが始まりであるが、同三十八年通信機關の合同に際し交換事務を取扱つた局は僅か四局、其の加入者六十五人に過ぎなかつたのである。又帝國政府の經營に係るものは明治三十五年京城及仁川の兩郵便局に交換事務を開くと同時に兩地間の電話を開始し、爾後事業を擴張して明治三十八年合同の際には加入者一千三十七人を數へた。而して合同後も漸次通信機關は擴充せられ、合併當時の交換及通話取扱局所五、通話取扱局所一より昭和十四年度末に於て前者は二七六、後者は五九九、外に交換取扱局所六となり、電話加入者は合併當時の一、〇六五人より昭和十四年度末に於て五五、五四〇人となつてゐる。

合同當時に於ける電話通話區間は京城龍山間、釜山草梁間等僅に十六區間に過ぎなかつたが、其の後明治四十年の京城平壤間、同四十四年の京城釜山間を始めとし、毎年新增設を行ひ通話區域を擴張したのである。

而して昭和十二年關係法規の改正に依り長距離電話を特別市外通話と改め、自働式並に共電式交換局の加入者に於ては、從來の長距離電話の裝置は不必要となり、之が爲在來の長距離電話區域たる京城、清津間外四十區間を普通々話區域と爲し右局電話加入者の利便を計つたが、昭和十三年度に於ては普通々話區域七百九十九區間、特別通話區域四十六區間に達し、又昭和十四年度に於ては普通々話區域三百八十四區間特別通話區域十一區間を擴張した。

次に朝鮮外の各地域との通話連絡に付てゝあるが、朝鮮滿洲間は大正十三年度に於て平壤、奉天間外三區間の通話を始めたのが最初で逐次之を增加したが、滿洲國の發展に伴ひ諸般の關係緊密の度を加へて來たので此の需要に應する爲昭和九年度以降殆ど毎年増設した。内地朝鮮間に於ては昭和七年度に内鮮電話連絡の第一期として京城大阪間、釜山大阪間外十四區間の通話を開始し、其の後毎年通話區域を擴張し、更に昭和十四年度に於て支那事變發生以來中國との交渉愈々密接の度を加へて來たので京城對北京、天津或は仁川、平壤對天津又は京城對上海間等北支及中支との通話をも相次いで開始した。昭和十四年十一月一日より京城と世界各國を相手とする國際通話をも開始したが之は朝鮮としては劃期的な施設である。

右の如く鮮内、對内地、滿洲、支那各地間に於ける通話區域の擴張をした結果、通信引繼當時に於て普通區間十六に過ぎなかつたのが、昭和十四年度末には普通一萬二千六百九十七區間、特別五百八十九區間と爲り其の面目を一新したのである。

### 三、無線電信

無線電信は明治四十三年總督府設置に前後して仁川月尾島黃海道小青島及木浦の各燈臺及當時の官有汽船光濟丸等に裝置したのを以て嚆矢とし、次いで翌四十四年全羅南道港門島燈臺にも之を裝置したが、之等は未だ公衆通信用に供するに至らず、一般公衆通信の用に供する施設としては大正十二年京城陸軍無線電信所を遞信局に移管し京城無線電信局と改稱し、公衆通信取扱を開始したのが始まりである。然し乍ら其の設備並に通信方式等總て舊式に屬し且遠距離通信に適しなかつたので、大正十四年度より二箇年繼續事業として在來の無線局舎を送信所とし別に受信所を設け、別に中央通信所を置いて其の通信方式を中心操縱式とし、昭和二年八月之が竣工を見ると共に内地又は國境、燈臺、船舶、其の他との通信を開始し、其の後逐次裝置の增備、通信路の改廢を行つたのである。又最近滿洲國の成立及北鮮地方の開發とに因る北鮮對内地滿洲間電報激増に對處して、昭和七年九月清津無線電信局の設備の改善を加へたのを初めとし此の方面の整備にも努め、着々之が實現を見つゝあるのである。

次に義に鮮滿定期航空路の設定に伴ひ、昭和五年七月蔚山に航空無線電信局を設置すると共に京城無線電信局に於て航空業務をも取扱はしめ又新義州郵便局内に無線設備を爲し航空機發着通報及天候通報を取扱はしめてゐたが、昭和十一年一月設備の擴張を行ひ之を無線電信局として獨立せしめた。次いで昭和十二年六月には大邱に、同十四年十一月には平壤及咸興にも同様無線電信局を設置した。尙京城北鮮間定期航空路の實施、東京新京間直通航空路の開設に依り清津無線電信局に於て航空業務、無線標識業務の取扱を開始し、之に依り一層航空機航行の安全を保持することとした。

尙濟州、木浦、釜山、鎮南浦、清津、江陵、鬱陵島にも無線電信局を設置し、朝鮮近海航行船舶と通信を行ひ航海運輸及水產業等に多大の貢獻を爲しつゝある。

以上の外陸地島嶼間通信連絡に當らしめてゐるのである。

### 四、放送無線電話

大正十五年十一月京城放送局設立を許可され昭和二年二月より電力一「キロワット」の單一裝置を以て内鮮兩語の放送を開始したが、其の後内地其の他に於ける放送業界の異常な發展を遂げつゝある狀況に鑑み、

規模を擴大し、昭和八年四月より電力十「キロワット」の二装置を以て内鮮兩語の二重放送を開始し、更に昭和十二年九月より京城中央放送局第二装置の電力を五十「キロワット」に増大した。

而して全鮮的に聽取施設を簡易化せしめる目的を以て放送無線電話網計畫を樹て左の放送施設をした。

釜山放送局	一五〇ワット	昭和十年九月放送開始
平壤放送局	二五〇ワット	昭和十一年六月電力増大
清津放送局	五〇〇ワット	昭和十一年十一月放送開始 (二重放送装置とす)
裡里放送局	一〇キロワット	昭和十二年六月放送開始
咸興放送局	五〇〇ワット	昭和十三年十月放送開始
	二五〇ワット	昭和十三年十月放送開始

尙昭和十四年度末現在に於ける聽取者總數は十六萬七千四十九人にして、前年度に比し三萬八千九百七十人の增加である。

## 2. 臺灣電氣通信

### 一、一般

(統計に付ては第四編中臺灣  
電氣通信統計四三三頁参照)

臺灣の通信事業は軍政時代には總督府陸軍局に屬して居たが、明治二十九年四月民政が布かれ臺灣總督府民政局官制の制定を見るに至つた爲、野戰郵便電信の制度は廢止せられ、その業務は民政局之を引継ぎ同局通信部の司掌するところとなつたが、之が今日の臺灣電氣通信事業の中央機關としての發祥である。其の後官制の改廢に依り民政局通信課、民政部通信局、民政部遞信局、臺灣總督府遞信局の所管となつたが、大正十三年十二月臺灣總督府交通局官制制定せられ今日に及んで居る。交通局は總務課、道路港灣課、鐵道部、遞信部に分れて居り、遞信部は庶務、監理、爲替貯金、保險、工務、海事、電氣、航空の八課と監察、水力調査、涉外の三係に分れ電信、電話、放送に關する事務は監理課に於て掌理してゐる。

次に地方機關としては明治二十九年三月臺灣總督府郵便及電信局官制が制定せられ、同四月臺北、臺中及臺南に一等局を設置し、電信は兵站電信部より引繼を受け、更に同月基隆外二十二の二等局及二支局を設置して夫々事務を開始したが、更に明治三十一年六月郵便及電信局官制改正と共に十六箇所に三等郵便電信局が設置されたのである。

又電話に付ては明治三十三年三月臺灣總督府電話交換局官制が制定せられ、同年七月より臺北、臺南の兩電話交換局に於て電話交換の業務を開始し、三十五年郵便及電信局官制改正と同時に電話交換局官制廢止せられ、電話業務は臺灣總督の特に指定した郵便電信局に於て之を兼掌することとなつた。

明治四十年五月從來の郵便電信局を郵便局と改稱し、次いで大正十年八月郵便局官制廢止せられ、臺灣總

督府通信官署官制が制定せられ更に大正十三年十二月現在の臺灣總督府交通局官制の制定に伴ひ通信官署官制は廢止せられて今日に及んで居る。

現在電氣通信事業の現業機關として郵便局、電信局、電話局、無線電信局、電信取扱所、無線電信取扱所があり、郵便局は一、二、三等に分れ、出張所を有してゐるものもある。局所も事業創始當時は僅か二十七箇所であつたが逐年増加し現在は二百六箇所となつてゐる。

## 二、電 信

臺灣に於ける電信事業は光緒八年（明治十五年）安平、打狗（現在の高雄市）間の線路竣工を以てその嚆矢とし、帝國の領有前既に本島西部の主要地間の電信連絡成り、又本島福建間、安平澎湖島間の二海底線も光緒十三年（明治二十年）完成し、公私との通信を取扱つてゐたものであり、大體電信の形容が整つてゐたのであるが、帝國の領有する前後に於ては線條、機械の破損甚しく用をなさぬものが多かつた。然し乍ら明治二十八年六月より野戰電信隊に於て島内主要地に通信所を設け、又福州電報局（福建省）とも通信を開始したのを第一着手として其の後銳意その整備改善に努めたのである。而して明治二十九年三月末に於ける通信所數は二十七箇所、線路延長は百九十七里余であつた。

電信取扱局所としては明治二十九年民政創始當時一等局三局、二等局二十二局及二支局が設置され、次いで明治三十一年始めて三等郵便電信局が設置されたが、明治四十年從來の郵便電信局は郵便局と改稱された。而して局所數は民政創始の際は二十七局であつたが、逐年増加して大正十五年末に於て百六十二局を數へ現在は二百六局である。

電信線路は民政創始當時に於ては陸線百九十里海底線五十一浬であつたが完全ではなく、年々改修、移築、増設をなすと共に重要都市間の直通線を増加し、地理的事情に依り最も困難であつた東部の各地とも迂回曲折の後大正八年四月連絡成りこゝに全島を一周する線路が完成したのである。

次に電信制度であるが、明治廿九年民政が施かれると同時に電信條例中一部分を除いて之を本島に施行されて以來大體遞信省に於て發する省令、告示、公達等は總て之を本島に準用する立前を持して居り、従つて内地の制度と大體似てゐるが、臺灣の特殊事情に因り内地のものをそのまま悉く準用出来ないもの或は又本島に於て別に制定したものもあるのである。

その主なるものを擧げれば次の通りである。

- (1) 同報電信規則を適用してゐないこと
- (2) 本島には未だ株式取引所の設置なく不必要である。
- (3) 市内に在る無集配局にて電報を受付置き電報を配達の序に取集め發信局に到着の時を以て受付時刻とする。尤も一時間以上配達のない時は特に集配人を派するといふ制度で利用する者も甚だ多い。
- 本制度は本島獨創的な制度で内外地にも其の例がない。
- 次に電報の利用狀況に付てあるが、局所及回線の増設に伴ふ利用增加による外、本島の交通文化の發達或は産業の勃興、商取引關係の頗繁化等に因り年々増勢を辿り、殊に大正八、九年度は一般經濟界の活況に因り電信事務は繁忙の極に達したが、大正十年度よりその反動による不況のため一時稍々低下した。其の後漸次回復し順調に發達しつゝあつたところ、昭和十二年七月支那事變勃發し事變關係信及經濟界の活況による電報の通數は増加の一途を辿り、加ふるに廈門、廣東、海口、汕頭の南支主要地の通信機關を本府に於て運營

するに及んで、昭和十三年度に於て通數七百八萬七千四百五十五通、料金百拾八萬六千五百十圓、昭和十四年度に於て通數九百四萬三千六百五十一通、料金百九十五萬九百一圓と未曾有の増加を示した。明治三十年創業當時の通數百十三萬七千四百九十五通、料金十六萬一千四百九圓に比するとき洵に隔世の感がある。

又外國電報は改隸當時淡水川石山海底線に據り支那電報局と通信して居たが、明治三十二年十月我が國にて買收し、在川石山東方擴張電信會社の電信局と通信する様になつたが、昭和五年同會社と支那政府間の海底線陸揚運用權に關する協定期間が満了したので我が方は支那主管廳と種々折衝の結果、福州支那電報局と通信を爲すこととなり、自然其の取扱範圍も南支方面に限定されるに至つた。

昭和五年十月臺北香港間、昭和七年三月臺北マニラ間の無線連絡が出來たが、從來川石山線又は内地を經由してゐた、南洋方面に發受する電報の本線の開始により受ける便益は大きなものがある。

而して取扱通數及料金に於ても大體内國電報と同様の經過を辿りつゝあつたが、今次事變以來日華電報の制定、歐洲戰亂に因る種々の制限其の他國際關係等の影響を受け、島内に於ける外國電報は低調を示しつゝある。

### 三、電 話

領臺以前には電話の施設がなかつたのであるが、明治三十年三月に至り澎湖島守備隊各部相互間及澎湖島郵便電信局媽宮西嶼燈臺間に架設されたのが臺灣に於ける電話の濫觴である。其の後各官廳に於ては適宜種々の名稱の下に架設して遂に無牽束な一種の交換法が生ずるに至つたのであるが、斯くては國家通信機關統一の本旨に悖るので、茲に電話制度確立の必要を認め、明治三十三年三月電話交換局官制を定め次で電話交換規則、電話交換支局規程等を制定した。而して同年臺北、臺中、臺南に電話交換局を又斗六、基隆に電話交換支局を設置して各業務を開始すると同時に、前記の各種電話をも概ね之に加入せしめ茲に始めて臺灣に

於ける電話業務の組織が確立されたのである。爾來長足の進歩發達を見たが、業務の擴張複雜を來した結果從來の規則規程に不備の點が尠くないので大正六年四月臺灣電話規則を制定して電話業務に關する法規類の改廢統一各種料金並に制度の整理等大改正を斷行したのであるが、本規則は爾來一部の改正を行ひ今日に至つてゐる。其の外大正十年七月に船舶電話使用規則、昭和七年五月に臺灣電話特別開通規則を制定實施したが、更に昭和九年六月内臺電話通話規則を制定し同月内地臺灣間無線電話連絡に依る通話業務を開始するに至り、業務は劃期的躍進を見た。又島内各局に於ける市内交換機は手動式を採用してゐたが、主要局に於ける自働化の必要を認め、昭和七年以來高雄、臺北、嘉義の各局を自動式に改裝、士林局を小自動式局とした。次に電話取扱局所に付てあるが、明治三十三年始めて電話交換局官制が制定されたときは、交換局數は五局、加入者數四百三十一名（臺灣人加入者なし）に過ぎなかつたのであるが、昭和十四年度末現在に於ては、電話事務取扱局所數は百八十五（内交換事務を併せ取扱ふもの百二十三）を數へ、加入者數に至つては實に五十二倍の二萬二千四百六十八名（内臺灣人加入者七千二百五十六名）を算するに至つた。

電話線路は明治三十三年の創業當時は各官廳が建設したものと交換局所屬市内線、市外線を合せて其の延長一五〇〇杆に過ぎず市外通話の可能地域は臺北基隆間のみであつたが、現在に於ては島内何れの地とも自由に通話し得るに至つてゐる。而して近時一般通信力の向上並に加入電話の逐年增加に因り市外通話數は遞減を見て今日に至つてゐるが、電信と同様に大體内地の制度と大差はない。

電話料金は幾度かの變遷を経たが大正六年制度の大改正を断行し、土地の狀況、加入者の多少に依つて土地種別を甲乙丙丁戊に別ち一面加入者の利便を考慮し料金を區別して月額とした。而して大正十年歐洲大戰

の余波を受けた物價勞銀の昂騰を見るに及び多少の引上を行つて今日に至つてゐる。現在加入電話の料金として主なものは基本使用料、附加使用料、加入登記料、電話帳掲載料、名義書換料、工事料及通話料等である。

次に電話の利用状況に付てある。

加入者數は明治三十三年創業當初に於ては僅かに四百三十一名に過ぎなかつたので、一加入當平均一箇年間の市内通話利用度數も一千五百度内外で創始年度に於ける總度數は六十五萬餘度であつた。其の後一般社會の進展と加入者の増加に伴ひ電話の利用も漸次増加して來た。而して昭和十四年度に於ては前年度に對し六分增加、一加入當一箇年利用度數は六千四百七度（一日平均十八度）である。

又市外通話は明治三十三年臺北基隆間に初めて開始され同年度には其の通話度數僅かに七千餘度に過ぎなかつたのであるが、昭和十四年度に於ては四百萬度を突破し昭和十三年度に對し四十七萬六千度（一割二分）の増加を示して居るのを見ても其の増進振りの著しいことが容易にわかるのである。

電話收入總額は明治三十三年度に於て四萬四千餘圓に過ぎなかつたのであるが、昭和十四年度に於ては實に百倍以上の四百六十八萬七千餘圓の實績を收めてゐるのである。右の電話收入中大體二百二十萬六千圓が電話使用料で百八十三萬八千圓が通話料殘餘は其の他の收入となつてゐる。

#### 四、無線電信

本島に於て無線電信を採用したのは明治四十三年十月富貴角に淡水郵便局富貴角無線電信支局を設置したのを以て嚆矢とする。

而して開設當時主として同局圈内に入るべきものは内地臺灣間、上海香港間或は香港シンガポール、マニラ間を航行する内外船舶で、一日平均七、八隻の入圈船があり取扱通數一箇月約八百通であつた。大正八年同

支局が暴風のため破壊され通信不能となり、總督府構内に假廳舍を設け無線装置をなし富貴角無線電信支局として業務を開始したが不便渺からず、基隆無線電信局の設置を見るに至つたのである。大正十二年六月鳳山海南端鷺鑾鼻に無線局が設置せられ、歐洲印度及南洋方面へ往復する船舶の最終又は最初の通信を取扱つてゐたのであるが、昭和十二年四月臺南無線電信局設置と共に一切を同局に引繼いたのである。

昭和十五年三月末無線電信局所は固定局六（内郵便局附置のもの四）、海岸局四、内郵便局附置のもの二）、陸上無線電信取扱所三、船舶無線電信取扱所九である。

尙無線は有線と共に内臺間電信電話連絡及國際電信連絡に使用せられてゐる。

以上の外官廳用無線として水產事業の監督、指導のため臺北州知事に所屬する基隆漁業無線取扱所及高雄州知事に所屬する高雄州漁業無線所の二がある。又私設無線電信は臺東廳火燒島漁業組合施設にかかる火燒島漁業無線取扱所がある。

#### 五、放送無線電話

臺灣に於ける放送無線電話は大正十四年臺北に開催された臺灣總督府始政三十年記念展覽會場に於て、交通局遞信部が五〇「ワット」放送機を据付け同年六月試驗放送を試みたに始まる。其後島内に於けるラヂオ熱の勃興に伴ひ昭和三年十二月二十二日遞信部廳舍に於て一「キロワット」試驗放送開始の運びとなつたが、之と同時に府令を以て遞信省令たる放送用私設無線電話規則の一部聽取無線電話に關する規定を臺灣に準用することゝし、許可料、聽取料に付ては之を無料とした。

而して遞信部廳舍からの實驗放送は其の後益々好調で聽取者も九千を突破する有様であつたが、「キロワット」の小規模設備である爲其の恩恵に浴するものは北部區域に限られて居た。從つて全島民衆をして洽く

ラヂオと親ませる爲には強力な恒久的施設を必要とするので、御大典記念事業として経費六十六萬圓を以て臺北十キロ放送局設置を計畫し、昭和五年十二月完成、翌昭和六年一月十五日より愈々放送開始の運びとなつたが、之と同時に從來交通局遞信部に於て一切を經營して居たのを同年二月社團法人臺灣放送協會が設立せられ放送業務の一部を之に委託經營せしむることとなつた。即ち施設及技術に關する業務は官に於て行ふが、聽取者の增加勧誘放送番組の編成實行等の業務は同協會に委託し、同時に月額一圓の聽取料徵收を許可し其の經費に充當せしむることとなつた。其の後昭和七年四月一日臺南放送局（一キロ）の設置を見、更に昭和十年五月十一日臺中放送局（一キロ）が開設されて今日に至つてゐる。

臺南、臺中の兩放送局は臺北の放送を主として中繼して居る。此の中繼も以前は無線中繼に依つて居たのを臺中放送局開局と同時に三局を連絡する搬送式有線中繼に改め島内中繼の完璧を見るに至つた。又臺北放送局は地元放送の外内地よりの中繼に依存する所極めて大であるが、之も當初は熊本（中波）を中繼して居たが臺灣近海は特に夏期に於て空電多く中繼成績が非常に悪かつた爲昭和九年國際無線電話會社中壢、觀音送受信所の完成によつて短波中繼を行ふことゝし、爾來季節に關係なく完全に近く内地中繼をなし得るに至つた。

更に本島放送事業最近に於ける劃期的な施設としては昭和十五年九月二十八日より放送を開始した民雄一〇〇「キロワット」放送所の完成である。この完成により島内聽取の改善は勿論のこと對南支南洋海外放送にも一大偉力を加へ、更に本施設を利用しての二重放送の實現へも大きく一步を進めたことゝなつた。二重放送は右の民雄放送所及既設放送局を利用し更に適當な施設を行ひ全島に之を實現せんとするもので、昭和十六年度中には完成の豫定である。一方臺灣放送協會では大電力放送、二重放送の實現に呼應し臺北に一大演奏所建設の計畫を樹て目下進行中である。

放送番組の編成と實行とは臺灣放送協會が行つて居ること前述の通りであるが、其の編成方針としては内

地よりの中繼の外帝國最南端にあつて活躍する放送局として且又常夏の國臺灣としての特色のある番組の編成につとめて居るが、殊に今次事變勃發以來は時局認識の徹底國策の周知宣傳に其重點を置き、ニュース回數の増加、時局講演、國策講演、官廳ニュースの外各種の講座、子供のニュース、青年の時間等を新設し又右の外に國語を解しない臺灣人の爲には福建語ニュースを海外放送の反射作用として與へて居る。

又放送事業創始以來十年其の間放送設備も漸次擴充せられてゐるのであるが、ラヂオ施設者數は、六百萬人を垂んとする本島人口に比し其の普及遅々として進まず、この原因は種々あるも其の最たるもののは言語風俗を異にする内臺二様の住民に對し内地人向の一元放送を以て臨む結果であつて、この點二重放送施設の完成と共に對本島人放送の擴充が待たれる所以である。昭和十五年三月末に於ける聽取者數は全島を通じて五二、二九五である。但し右の内、内地人は三五、四九四で内地人在住戸數百戸當り四〇・〇を算へ、人口千人當り一一四・九で内地に比し敢て遜色ないが、一方本島人は總數一六、八〇一に過ぎず、戸數百戸當一・九、人口千人當三。一で本島人方面の聽取者開拓こそ今後に於ける最大の問題であらう。

最後に臺灣の放送事業中特色をなすものは、南支南洋向の海外放送である。本放送は在南支南洋方面華僑土着人、歐米人及邦人に對し正確なニュースを基礎とする啓發放送を行ふもので、昭和十二年七月十六日夜の福建語ニュースを最初として、同二十日には北京語ニュース、二十九日の英語ニュース、八月十六日の國語再放送ニュース（海外同胞に對し當日の主要ニュースを特輯再放送す）、續いて昭和十三年八月八日廣東語た。現在では左の時間割で毎夜臺北放送局より放送して居るが之に對しては臺北、臺中、臺南各中波の外短波を送出し、南支南洋方面に於て多大の効果を擧げて居る。

内 容	時 刻	使 用	電 波
安南語ニユース	自後九、三〇——至九、四五	九六九五「キロサイクル」	右
馬來語ニユース	自後九、四五——至一〇、〇〇	同	同
福建語ニユース	自後一〇、〇〇——至一〇、二〇	(七五〇、六七〇(臺北)、七一〇(臺南)、五八〇(臺中)各「キロサイクル」	右
日本語ニユース	自後一〇、二〇——至一〇、五〇	同	同
廣東語ニユース	自後一一、〇〇——至一一、一五	(六七〇「キロサイクル」	右
英語ニユース	自後一一、一五——至一一、三〇	同	同
北京語ニユース	自後一一、三〇——至一一、四五	(五六九五「キロサイクル」	右

尙最近の國際情勢の進展に伴ひ且東亞共榮圈内に於ける臺灣の地位重要化と共に本海外放送の擴充強化を要すること論を俟たない。

### 3. 樺太電氣通信

(統計に付ては第四編中樺太)

#### 一、一般

樺太に於ける交通機關は近來稍整備されたとは雖も未だ内地のそれに比し著しく遜色があり、且本島特有の現象として冬期間は風雪の襲來と沿岸結氷等の爲交通杜絶することは稀ではない。勢ひ郵便物の遅延は免かれないので自然電信電話を利用せんとする傾向が顯著である。中には葉書代用に不急のものでも電報を出す例さへ少くない。加之時局産業の原動力たる石炭鑄業の勃興と拓殖の進展とは彌が上にも其の利用率を高めつゝある。此の特殊事情に鑑み電信電話の普及と之が改善には繼續事業として數年前より多額の豫算を支出して銳意之に當り、地方に於ける通信機關の設置に付ては郵便局の外最も容易に開始得られる電信電話取扱所を設けて島内電氣通信機關の整備に努めてゐるのである。

#### 二、電信

現在郵便局九十二局中「野寒」を除き他は悉く電信事務を扱ひ、外に電信電話取扱所二十五箇所、電信取扱所(驛)十一箇所が置かれてある。東海岸は豊原、西海岸南部は眞岡、北部は恵須取を中心として回線を構成し各局所を連絡してゐる。又一方北海道との間に回線を設定し内地との連絡を圖つてゐるのである。

近時電報の取扱數が急激に増加したのに反し、從業員の殷賑産業方面又は大陸方面に轉出する者多く、爲に有技者の補充には不尠苦心の存するところであつて電報遅延の一原因を爲してゐるは甚だ遺憾である。尙豊原より内路を經て北樺太亞港に達する日蘇連絡電信回線は、昭和十二年秋北樺太に於ける無線電信利用を

禁止されてよりは唯一の連絡回線として重要視され毎日相當の取扱がある。

### 三、電話

電話も電信同様其の利用率極めて高く、海馬島及野寒の二局を除く全局に於て通話事務を取扱ひ、外に二十五箇所の取扱所があつて全島殆んど聲の届かぬ所なしと云ふも過言ではない。電話交換業務取扱局は五十四局全郵便局の半數以上に及び加入者も六千五百名を數ふ。交換方式は豊原は自働式他は直列復式又は單式である。

昭和九年十二月内地樺太間通話の開始を見てより其の通話範囲擴大されて一般の利便増大された爲一層取扱數の増加を見てゐる。

### 四、無線電信

無線電信局は大泊及恵須取の二局であつて固定局陸上局及海岸局の一般業務を取扱ふ。近來石炭の輸送、木材、海產物の積取の爲來航する船舶頗る多く、之等の陸上との連絡航海の安全を保つ爲、大泊は宗谷海峡、亞庭灣及オホツク海方面の船舶と、恵須取は日本海北部樺太西海岸及北樺太方面の船舶と専ら交信してゐて、夏季繁忙時には一局一日四十艘位を對手とし百二、三十回の交信である。

### 五、放送無線電話

本島には未だ放送局の設置がない爲ラヂオを聽取せんとするものは總て札幌中央放送局と契約して樺太廳の許可を受けて居るが、遠距離用の相當高級の受信機でなければ聽取困難な爲普及遲々として、現在一萬二千餘の聽取者に過ぎない。而して樺太は地理的關係上ソ聯の放送が強烈に感受されるのであるが、斯くの如きは島民の思想上に及ぼす影響と且又現今國策上より見るも島内に放送施設の必要を痛感せられるので數年前より日本放送協会と接衝の結果近く豊原放送局の開設を見る運びに至り目下建設工事中である。

## 二、滿蒙支電氣通信事業

### 1. 滿洲電氣通信

#### 一、一般

滿洲國成立當時に於ける電氣通信事業は、關東州及南滿洲鐵道附屬地に於けるものは日本政府の經營により、右地域以外の満洲國領域に於けるものは主として滿洲國政府の經營にかかり、同一地域に二箇の同種事業相對立してゐたので、資本二重投下の弊害あるは勿論、施設及制度にも格段の相違がある等種々遺憾の點が多く、利用上尠からぬ不便があつた。日滿兩國政府は此の點に鑑み、滿洲に於ける各地の電氣通信施設を統一し、合理的に經營すると同時に民間資本をも加へ、以て内容充實した組織たらしめるの緊急なるを認め昭和八年三月二十六日日滿合辦に依る會社設立の協定を了し、同年九月一日滿洲電信電話株式會社が設立せられた。

爾來同社は滿洲國內電氣通信の一元的經營に乗り出し、施設の整備擴充に努めて來たのであるが、昭和十一年三月北鐵買收に依り同鐵道沿線の通信施設は同社の經營となり、又昭和十一年四月朝鮮總督府と協定して間島地方の通信施設も同社が經營することとなり、他方民營の所謂地方電話の買收も殆ど完了した結果、公衆通信の元化は完成の域に達してゐる。以下各項に述べるのは同社の事業概況であるが、同社の資本金、組織等に付ては附錄電氣通信事業關係法人の概要（五七四頁）及電氣通信事業關係機關の組織一覽（五九五

頁) を参照ありたい。

## 二、電 信

從來溝洲の電信は其の取扱制度と料金が非常に複雑で、土地によつて料金が異なり、特に北溝地方の施設は實に不完全なものであつた。會社は設立以來銳意之等の施設を改善し、全溝通信網の一元化と料金の合理化に努力し着々その實を擧げて來たのであるが、之等に付てその現状を述べれば次の通りである。

會社創立當時日溝兩國より繼承した電報取扱局所數は三六三局であつたが、其の後溝洲事變以後の休止局の復活、新興各地の事務開始、朝鮮側施設の讓受、北鐵の讓受等の外、鐵道總局管下の國鐵沿線主要驛に電報取扱所を設置する等取扱局所は漸次増加し、昭和十四年末に於ては前年に比し六〇局を増加し八〇二局となつた。

電信線路は會社創立の年たる昭和八年に於ては鐵路總局、溝鐵沿線及熱河省内に於ける新增設に努め、更に第二年度たる昭和九年以降に於ては溝洲各地に於て大量の新增設計畫を樹て着々進捗しつゝあり、昭和十四年末現在電信線路亘長約一萬六千杆、同延長三萬四千餘杆に達し、有線電信回線數は前年末に比し四五回線を增加して四六一回線となつた。

又會社設立當時溝洲國より繼承した電信機械は舊式のモールス印字機が大多數を占めてゐたが、漸次之は音響機、自動機、印刷機等に替へられ、昭和八年末印字機三一八箇が同十四年末一五箇に減じ今や當時の面目を一新してゐる。昭和十四年末現在有線電信機械座數は前年末に比し一一七座を増加し一、一七八座となつてゐる。

電報取扱通數は、會社設立以來常に増嵩の一途を辿りつゝあつたが、北邊振興計畫、開拓國策、產業五箇年計畫の強行、更に今次支那事變に於ける新生支那建設工作の目覺しい躍進等現下非常時局の進展を反映

し、昭和十四年に於ては其の通數は更に一段と飛躍的増加を示した。即ち一箇月平均取扱總通數は昭和十二年に於て二百四十萬通、同十三年三百萬通、同十四年三百八十萬通であつて、十四年の通數を十三年に比すれば一・七割、十二年に比すれば實に五・八割の増加に當る。

電信收入は電報通報の増加に對應して激増し、昭和十四年に於ては七百三十六萬餘圓にして、前年の五百五十四萬圓に比し三・三割、更に昭和九年の約四百五十萬圓に比し六・三割の増加になつてゐる。

尙日溝間の電信連絡は、兩國關係の緊密化に伴ひ有無線共に漸次擴張せられてゐるが、昭和十四年に於ては日溝無裝荷ケーブル完成に依り更に一段と整備せられるに至つた。(第二編内地電氣通信事業中日溝間電氣通信の項一八五頁参照)

對中華民國電信連絡は今次事變勃發以來大連芝罘間海底線を除き一時杜絕したが、華北に於ける治安の回復と相俟つて漸次復舊し、更に對支通信の膨脹に對應する爲新連絡線を開設して其の需要に應じてゐる。又國際連絡線としては新京と柏林、巴里、桑港間の無線三回線がある。

## 三、電 話

溝洲に於ける電話事業の經營形態は溝洲國成立前は甚だ複雑で、國營の他縣營、民營、官民共營等の地方電話があつた。會社は創立當時電話事務取扱局所二四八局を引繼いだが、其の後毎年各種電話の買收、休止局の復活、新規開局等を爲し、昭和十四年末に於ては電話交換取扱局二三二局、通話取扱局四八六局合計七八局となり、前年末に比し合計に於て六四局の増加となつてゐる。

電話線路も毎年新增設せられ、昭和八年末現在市内線の線路亘長二千杆、線路延長二萬一千杆であつたが、昭和十四年末に於ては線路亘長五千餘杆、延長四萬三千餘杆に達して居る。

市外回線は昭和十四年末に於て六一七回線で、昨年に比し六一回線を増加し、その亘長約一萬六千杆、延

長約七萬四千杆に達してゐる。

加入者數は會社創立當時三〇、七六四名であつたが、十年末五萬餘名、十三年末八二、六三〇名と飛躍的に増加し、十四年には更に一萬餘名を増加して九三、三一四名となつた。これを國籍別に分類すると日人五五、〇六二名、滿人三七、一三一名、外國人一、一二一名で、日人五九%，滿人四〇%，其他一%の比率で、滿人の占むる割合は昭和八年度末の三四%より遙かに向上し、その増加率は日人のそれと比肩し得るに至つた。昭和十五年六月末に於て一千以上の加入者を有する都市は、大連、奉天、新京、哈爾濱の四大都市を始め合計十三都市あり、其の加入者總數は全加入者の六八%に當つてゐるが、之は今尙電話の普及が偏してゐることを示すものである。

次に電話制度であるが、會社の電話事業開始に際し制定せられた電話規程は、僅かに日本行政權下に於ける地域にのみ施行せられ、滿洲國行政權下に於ける地域は依然として電話規程の範疇外にある「滿洲國行政權ノ下ニ在ル地域ニ於ケル電話局ノ電話取扱制限ニ關スル件」なる特殊規定に依つてゐた。故に滿洲國より引繼いだ各地電話局の電話制度並に會社が其の後買収統合した縣民營電話局の電話制度は、從前の儘之が不統一性、不合理性をも併呑して承繼せざるを得ず、從つて特殊電話規定が多數雜然として存立してゐたのである。加之新に電話交換事務を開始し、當該地に適用すべき規定制定の必要を生じた土地或は買収した縣民營電話局にして新規定制定の必要を認めたる土地に於ては前記繼承した特殊電話規定以外に又新に特殊電話規定の制定を餘儀なくされたのである。而して之等の規定は何れも非組織的、非文化的であり、電話サービスの基準及範圍を異にし、又料金體制の基礎を異にし、通話制度に根本的缺陷を有する等無統制な實状につたのである。されば之が改正は焦眉の急務とされてゐたが、昭和十四年六月一日を期し二百に亘んとする地方的特殊規定を廢止すると共に、之等の特殊事情を考慮して從來日本行政權下の地域に施行された電話規程に大修正を施し、茲に滿洲電話制度の一大改革が斷行せられた。其の改正要旨を列舉すれば次の通りであ

る。

(1) 加入者數を基準として土地種別を決定したこと。即ち毎年九月一日現在に於ける當該地の加入者數を標準として決定し之を翌年一月一日より實施する。

級地別	一級地	二級地	三級地	四級地	五級地	六級地	七級地	八級地	九級地
加入者數	三〇,〇〇〇以上	二〇,〇〇〇以上	五,〇〇〇以上	二,〇〇〇以上	八〇以上	四〇以上	三〇以上	一〇以上	九以下

(2) 三級地以上の大都市に度數料金制を、四級地以下の中小都市に從前通りの均一料金制を施行したこと。

(3) 基本料（度數制施行地）若は使用料（均一制施行地）並に加入者數に關係ある加入電話料金（即ち加入申込登記料、電話架設料、電話番號簿掲載料、機械移轉料、名義書換料）に付段階別料金制を採擇したこと。

(4) 南北滿の事情の相異を基本料（度數制施行地）若は使用料（均一制施行地）に加味したこと。之は事業經營の相異に因由する料金負擔の不公平を是正せんとするもので、一般地域と特殊地域とに區別し、後者に於ける基本料若は使用料を前者の約一割高として賦課せんとするものである。

市外通話は昭和九年發着合計度數四、一一七、六三三より同十三年八、五九一、五一五となり同十四年十月末迄には九、〇五九、六五〇と躍進してゐる。

收入狀況は回線及加入者の増加に伴ひ増加し、昭和九年七、九五四、六〇一圓より同十三年一六、四七九、〇七七圓となり十四年十月迄には一七、九四四、六三二圓となつてゐる。

尙日滿間連絡電話は從來無線に依り疏通してゐたが、其の後有線を新增設し、現在に於ては兩國間電話連絡網は一先づ整備されるに至つた（第二編内地電氣通信事業中日滿間電氣通信の項一八五頁参照）。又支那方面

との通話に付ては昭和十年より満華連絡が開始され、北京、天津等と満洲主要都市との間に通話し得ることとなり、支那事變後一層著しい利用増加と共にその重要性を加へてゐる。

#### 四、放送無線電話

會社設立當初たる昭和八年八月に於ける放送設備は、舊施設を繼承した大連、奉天、新京、哈爾濱の四局に過ぎず且極めて小規模のもので聽取者も僅かに五千八百餘であつた。爾來同社は銳意舊施設の改修擴充と増設に努め、昭和十二年に於ては安東、牡丹江、承德の三局、同十三年に於ては齊々哈爾、佳木斯、延吉、黑河、海拉爾の五局、同十四年に於ては營口、錦縣、富錦の三局が開設せられ合計十五局となり、其の内二重放送を實施するもの大連、新京、奉天、安東、齊々哈爾、海拉爾、營口、錦縣の八局であつて、新京の百キロ電力を第一に十五局の合計電力は一一七、九八キロワットである。此の外に對外放送用として新京の二十キロ短波放送がある。

満洲に於ける放送番組編成の基調は日満蒙鮮露の各民族の分布を考慮して之に即應した放送をなすにある。此の爲には一局一波長では不充分で二重乃至三重放送が必要となつて來る。而して放送用語は日本語満洲語の外、住民の用語を考慮して朝鮮語、露西亞語、蒙古語を使用してゐる。

満洲の放送に特異のものは廣告放送である。廣告放送は昭和十一年十一月より實施されたもので、昭和十二年に於ては五〇、五八六圓（件數二、八二五）同十三年は六九、五〇二圓（件數四、七七七）の收入を質らしたが、昭和十四年に於ては十二萬餘圓（件數七、五二三件）に上り前年に比し約三割七分の増加を示し、利用者の地盤も略固まりつゝある。然し乍ら時局の緊迫化に鑑み、放送制度にも現時局下の國策的要求を徹底せしめる見地より、自發的に廣告放送の運用を制限することになつた。

聽取者數は昭和八年末八、〇四三人、同十年末一九、七六四人、同十三年末一二七、四一七人と激増し、更

に昭和十四年末に於ては日人一二六、九六五人、滿人九六、四八八人、外國人二、四三六人、合計一二五、八八九人に達した。昭和八年に於ける國籍別に依る比率は日人八九%、滿人五・二%、外人五・八%であつたが、昭和十四年末に於ては日人五六%、滿人四三%、外人一%と滿人の増加が注目される。

日語番組の約五十%は日本放送協會よりの入中繼に依つて編成されてゐるが、他方全滿放送局よりは講演、演藝、實況等を日本に對し送出し、満洲國の實相紹介、満洲國に對する認識向上と日滿一如の助成に資してゐる。

満洲華北間交換放送は昭和十二年九月六日満洲よりの第一聲を皮切りに、爾來月曜日は満洲から金曜日は華北から交互にプログラムを交換することになつた。放送内容は當初は治安宣撫を主要目的として編成されてゐたが、其の後北京中央廣播電臺の開設、華北放送網の確立に依りいよいよ文化交流の新しい段階に入りつつある。尙右定例放送の外臨機に相互の交換は屢々行はれてゐる。

對外放送は今次支那事變に際し蔣政權の逆宣傳に對抗する爲に生れた大連短波放送が最初である。其の後支那に於ける新政府の確立に伴ひ防禦的體勢より積極的體勢を執り、放送施設は擴充されて現在に於ては前記大連放送局は廢止され新京の二十キロ短波を以て放送し、歐羅巴向、北米西部向、極東一圓向、南洋向の四放送あり、使用國語は日本語、支那語、獨語、佛語、蒙古語、露語で放送時間は合計三時間四十五分である。

## 2. 蒙疆電氣通信

蒙疆の電氣通信事業は昭和十二年八月皇軍占據と同時に軍管理の下に運営されて居たが、昭和十三年四月蒙疆政權の手に復し茲に蒙疆獨自の通信として發展し來つたものである。

一般に電氣通信事業は國家活動の手段である以上通信政策に於ても將亦經營形態に於ても蒙疆の通信が蒙疆の有する特殊性に合致する様指向されるのは當然である。從つて各種の點に特異なものが多い。

其の尤なるものは高度國防國家の要請により國防治安を第一義とし、公衆通信を第二、第三義とした點である。即ち所謂不生產施設たる軍用、警備用の通信施設を主とし、公衆通信施設を從とし、而も之等を一體的に建設運營し和戰兩様に備へると共に軍警通信は凡て優先的取扱をして居るのである。

次に事業の經營形態を見るに之亦大陸に於ける通信事業としては異例に屬するものである。即ち郵政、電政の兩事業を合同して官廳經營とし、而かも電氣通信事業に在つては民有國營の形態を採つて居るのである。郵電總局は郵電兩政の經營官廳であり、蒙疆電氣通信設備株式會社は電氣通信設備を建設、維持、所有して之を郵電總局の使用に供して居るのである。(蒙疆電氣通信株式會社に付ては別項電氣通信事業關係法人的概要五七六頁参照)

蒙疆の電氣通信事業が今日まで歩み來つた足跡を顧みるに昭和十三年二月蒙疆聯合委員會は郵電總局を開設して郵便、電信、電話、放送の運營に當らしめ通信事業の有機的且經濟的運營を期したのである。

一方電氣通信施設の高度資本性に鑑み蒙疆法人たる日蒙合辦の特殊會社蒙疆電氣通信設備株式會社を設立し、蒙疆地域内に於ける一切の電氣通信設備の建設維持を爲し之を所有して所要の使用に供せしめることにしたのである。即ち蒙疆電氣通信設備株式會社は公衆通信は勿論鐵道事業用、警備用等其他一切の電氣通信

設備を建設維持所有し、之を郵電總局、鐵道會社及其他の者の用に提供して居るのである。

郵電總局及蒙疆電氣通信設備株式會社は昭和十三年四月察哈爾作戰軍よりその業務の一切を繼承して各種通信施設の改良擴充をなして來たもので、その主要なる事績を擧れば次の通りである。

先づ第一着手として引繼當時殆んど腐朽狀態に在つた一切の施設を應急的補強をなし、次いで京包鐵道沿線の電線路の改築工事、張家口、大同、厚和の市内電話改式工事をはじめ、市内電話の新增設工事、對日本及對滿洲の無線電信施設の新設或は張家口に放送局の擴充等、業務の擴張、設備の整備等之を引繼當時に比較すれば事業の發展は隔世の感がある。即ち引繼當時を昭和十五年三月末の現在に比すれば電信電話線の線條總延長は二、九八七杆より一六、〇六八杆に飛躍し、其の中警備電話線は約一二、〇〇〇杆に及んでゐる。電信關係を見るに一年間電報取扱總通數は同期間に五十一萬通より百六萬通に倍加し、中、小無線施設の整備せられたもの六十二機に及び、その中四十數機は警備用無線通信所に使用せられて居るものである。對外無線電信としては昭和十四年七月一日對東京の三「キロワット」を新設し、對奉天は五百「ワット」を一「キロワット」に強化したのである。昭和十五年五月よりは鐵道停車場十七箇所にも電報の取扱を開始した。

電話關係に於ては電話加入者は引繼當時の一、一二七名より昭和十五年三月末三、一六二名に増加し、張家口市内電話は昭和十三年八月、大同市内電話は昭和十五年六月それ／＼磁石式を自動式に變更し昭和十六年四月頃には厚和も自動式に變更せられる豫定である。

昭和十五年十月一日よりは日本蒙疆間に有線電話の通話も開始せられるに至つた。

放送無線電話事業に於ては昭和十三年十一月張家口放送局を一〇「ワット」より五〇〇「ワット」に増強したのである。今後大同、厚和方面にも五〇〇「ワット」級の放送局を設置せられる豫定である。現在ラヂオ聽取者數は約三千の見込である。蒙疆のラヂオ放送は郵電總局の管理に屬し無料聽取せしめるのみならず、各都市の主要街頭には共同聽取機の擴聲器約三百個を設置してラヂオ放送の民衆化を期して居る。

### 3. 華北電氣通信

#### 一、一般

華北に於ける電氣通信事業は從來國營を主としてゐたが、其の他省、縣、民營等があり雜然としてゐて相互に無用の競争をなし、或は列國の通信權益に蹂躪せられ今次事變の勃發に遭遇したのである。

今次事變勃發するや滿洲電信電話株式會社特派員は公衆通信の復舊及運營を命ぜられ、治安維持會の委囑に依る天津通信總局より平津通信總局を經て華北電政總局が設立せられる迄取敢へず華北電政諸機關の應急復舊に當つた。

華北電政總局は昭和十三年一月北京に設立せられ、遞信省、滿洲電信電話株式會社より人材と機械を得て華北電氣通信事業の統一經營に當つたのであるが、今次事變を契機として中國の更生、東亞新秩序體制の確立を目的とする諸種の建設工作が著々と進展を見るに至り、治安の確立、政情の安定、產業の開發、文化の向上等各般の施設の先駆たるべき電氣通信事業經營の整備統一の緊急なるに鑑み、中華民國臨時政府は昭和十三年七月三十日（民國二十七年七月三十日）「華北電信電話株式會社條例」を制定公布し、翌七月三十一日華北電信電話株式會社が設立され華北電政總局の事業を同社が繼承し八月一日より其の業務を開始するに至つたのである。

爾來同社は放送事業を除く華北電氣通信事業の復舊整備統一擴張に邁進し漸次其の實を擧げつゝある。以下各項に於て述べるものは同社の事業概況であるが、同社の資本金、組織等に付ては別項附錄の電氣通信事業關係法人の概要（五七八頁）及電氣通信事業關係機關の組織一覽（五九七頁）を參照されたい。

#### 二、電信

營業範圍は隴海線以北華北政務委員會行政權下の地域であつて蒙疆地方を含まない。但し現在の業務取扱は北京、天津、濟南、青島等の四大都市及治安の關係上鐵道沿線に限られてゐるが、事業は左の如く順調に躍進の一途を辿りつゝある。

電報事務取扱局所數は、昭和十三年一月華北電政總局設立當時は三十四局で、昭和十三年八月華北電信電話株式會社設立當時四十八局となり、昭和十四年三月末は五十九局となり、昭和十五年三月末には八十一局に增加してゐる。

電信回線は海底線及無線を含めて昭和十五年三月末に於て九十三回線、其の線路亘長四、三三四糠で前年四月末に比し回線數に於て四十五%、線路亘長に於て三十二%の増加を示してゐるが、單に回線の増設のみならず音響單信を自動二重に變更したものの一回線、音響單信を音響二重に變更したものの一回線、印字單信を音響二重に變更したものの一回線あつて回線の質に於ても向上しつゝある。

電信機械は無線機械を含め昭和十五年三月末に於て百六十二基に達し、前年四月末に比し五十四基の増加となつてゐるが、機械別に此の増加率を見れば「自動二重」に於て二倍「音響二重」に於て三・七倍「音響單信」に於て一・五四倍であり、尙昭和十五年一月「自動單信」二基の新設があり單に量的のみならず質的の向上が窺はれるのである。

取扱局所の新設、治安の安定、產業の復舊、開發、日本人の進出、各種建設工作の進捗等に依り電報の利用も激増し、昭和十四年四月より昭和十五年三月迄に至る一箇年間の有料電報發著總取扱通數は約五百八十三萬四千通で、昭和十五年三月分六五一、二七〇通を前年同月分三九八、三五二通に比較すれば約六割四分の増加を示してゐる。尙華北の特殊事情として擧げられるものは和文電報に比し華歐文電報の利用が多

いことである。即ち昭和十五年三月分有料發信總數三三七、四四八通に對し、華歐文電報は九四、一一九通で全通數の約二割八分を占めてゐるが、前述の產業開發、經濟條件の好轉に因り漸次增加の傾向を示してゐる。

電報通數の增加と相俟つて電信收入も急激な增加を示し、昭和十四年四月より昭和十五年三月に至る電報總收入は六百四十八萬圓に達し、昭和十五年三月分七十一萬六千圓は前年同月分四十二萬五千圓に比較し約六割八分六厘の增加を示してゐる。

右の如く電報利用の激増、機械の増設、取扱通數の增加、局所の新設等に拘らず電信從業員の補充は此の需要を充たすことが出来ない狀態に鑑み、會社は之が對策として電氣通信學院を擴充し通信從業員の養成を行つてゐるが、此の外遞信官吏練習所、無線電信講習所及電氣通信工學校等に養成委託をなし人材の養成を努めてゐる。今會社總從業員に付て見るに昭和十四年三月末に於て四、七七四名にして、昭和十五年三月末に五、〇八五名となり、その增加數は僅かに三一名である。

尙會社の電報制度は現地の特殊事情を加味した外、概して我が國及滿洲の現行制度と殆んど同様であるが、唯交際電報（慶弔電報）制度に於て贈呈金添付電報なる制度を設け其の利用範圍は頗る廣汎に亘つてゐる。

### 三、電話

從來中國に於ける事業經營形態の不統一は電話事業に於て特に甚しく、官、省、縣、民營電話亂立し諸種の摩擦を惹起し或は軍閥の軍備借款の具に供せられる等其の發達を著しく阻害されてゐた爲、華北電信電話株式會社は設立以來施設の整備擴充を爲す一方之等電話の買收に着手し、漸次電話事業一元的經營の實を擧げつゝある。

皇軍占領地域の擴大と治安の確保に伴ひ各種開發事業の進捗は必然的に電話の需要を熾烈ならしめた爲、會社は其の事業を擴充する一方北京東局を自動化し又自動局の北京北局を新設する等銳意設備の改良に努めてゐるが、各地に散在する公、民營電話の買收は今後に殘された重要問題の一つである。

今會社の事業活躍の跡を辿るに、昭和十五年三月末現在を前年同月に比すれば取扱局所數に於て一七局を增加して一四二局となり、加入者數に於て六、六六一名を增加して三九、七七二名となつて居り躍進の跡が窺はれるが、諸物資統制の爲擴張意の如くならず電話加入申込未設積帶數二千餘に及んでゐる狀態である。

又電話收入は毎月累進し昭和十四年四月より九月迄は毎月四十萬圓臺、十月より翌年二月迄は五十萬圓臺、三月には六十萬圓臺に躍進し、一年の合計六百萬圓に達した。尙昭和十五年三月分六十二萬三千五百餘圓を前年同期分五十一萬六千八百餘圓に較べれば十萬六千六百餘圓、二割の增收である。

次に日華間の政策、軍事、外交等各般の關係が緊密化されるに至り兩地を結ぶ直通電話開設が要望され、昭和十四年七月無裝荷ケトルに依り延々三千杆に亘る直通々話が開始されたが、既存電信連絡線と相俟つて日華兩國の通信連絡に一新紀元を劃し日本と大陸との關係を愈々緊密ならしめ重要な役割を演じてゐる。尙華北電氣通信業統合發達史上特筆すべきものは天津外國租界電話問題の解決である。即ち天津に於ける電話事業は會社系電話と外國租界電話とが對立してゐたが、同社の電政統合の使命に鑑み凡ゆる困難を克服し、昭和十五年九月三十日天津市公署へ移管せられた英、佛、伊、三租界内の電話事業經營を同社が受託されることとなり、多年の懸案であつた天津市電話事業の一元的經營の確立を見るに至つたのである。

### 四、無線電信

昭和十三年八月會社創立以來凡ゆる困難を克服しつゝ銳意無線電信の整備擴張に努めた結果事變前の面目を一新してゐる。現在無線電信を裝置する電報局は皇軍占領地域の主要都市に裝置され、管内主要都市間無

線電信連絡、管内沿岸航行船舶との連絡並に日本、滿洲、蒙疆との連絡に當つてゐる。尙國際電氣通信は對外連絡基地を持たないので日本及滿洲を中繼して行はれてゐるが、事變前に於ける中國の國際電氣通信界は悉く列國の通信権益に蹂躪され、中國は列國の電氣通信が暗躍する舞臺と化してゐたのであるが、事變後に於ても華北に於ては第三國通信會社が公然と或は祕密裡に通信施設を有し、國際電報を送受せしめ或は其等會社に於ける勸誘員が自社通信線路の利用獲得に猛烈な競争を演じつゝある事實に鑑み、同社は日本を盟主とする東亞電氣通信brook内に存續する第三國通信施設に依り第三國に發著する國際電報を吸收せられるが如きは到底默許し得ないところとなし、之等抗日不法敵性無線通信施設の撲滅を期し全力を傾注する一方、國際電報の無線利用勸奨に付ても經過時分の短縮、サービスの向上刷新等凡ゆる方法を講じ着々其の成果を挙げてゐるのである。

### 五、放送無線電話

華北に於ける放送無線事業に關しては昭和十五年七月二日華北廣播協會設立せられ放送事業の運營に當つてゐる。

## 4. 華中電氣通信

### 一、一般

華中に於ける電氣通信事業は華北に於けると同じく從來國營を主とし、其の他、省、縣、民營及外國經營等があつたのである。

今次支那事變に當り中支の電信電話は被害殊に甚大であつたが、國民政府の首都南京及支那經濟の中心上海を擁する關係上電氣通信の復舊並に運營は一日も忽せに出來ない爲、遞信省より派遣した電政要員を以て組織した軍特務部（東班）に於て接收及處理に當り、且新會社設立に到る迄の過渡期に於ては華中電信公司の名稱を以て國際電氣通信株式會社及日本電信電話工事株式會社の兩會社が一體となり、對内外通信及主要都市に於ける電信電話の復舊並に運營に當つてゐたのである。而して維新政府交通部令「華中電氣通信株式會社ニ關スル件」に據り昭和十三年七月三十一日華中電氣通信株式會社が設立されるや、同社は中支那に於ける電氣通信事業を一元的に經營する使命を帶びて華中電信公司の施設及業務を繼承し其の業務を開始したのである。以下各項に於て述べるものは華中電氣通信株式會社の事業概況であるが、同社の資本金、組織等に付ては別項附錄の電氣通信事業關係法人の概要（五七九頁）及電氣通信事業關係機關の組織一覽（五九九頁）を參照ありたい。

### 二、電信

營業地域が皇軍占領地域に限られ、それも多くは前線基地であるばかりでなく事變處理に關聯する諸政策

の遂行に伴ひ經營上可成りの拘束を受けては居るが、事業は順調に躍進の一途を辿つてゐる。會社に於て採用して居る電信制度は日本の現行諸制度を緯とし、從來支那に於て行はれた所を經として、之に作戦遂行中なる現地の特殊事情を加味したもので、概して日本と大差ないが經營上の特長を擧げれば

(1) 華文電報の制を設け大體舊交通部時代の制度に依り主として華人の要望に應じて居ること

(2) 特殊取扱中には「時間外」の如く從來の慣行に鑑み實施し難いもの、又は「別使配達」の如く治安の關係上差向實施し難いもの等は目下の處之を實施せず我が現行制度より稍々縮少されて居ること

(3) 料金は現金收納の方法に依り軍票を以て收納することを原則として中國通貨（法幣）に依る收納の途も講じてあること

(4) 華人通信從事者にも和文通信術を教育し良好な成績を收めてゐること

(5) 奧地に在る局に於ては治安の關係上電報託送の利用者比較的多數であること

等である

會社は目下長江流域を中心に中支那に於ける政治經濟上の要地を連絡する通信網の結成に邁進しつゝあつて、取扱局處數は既に昭和十五年三月末現在五十に達して居るが、之等の通信網は保守の關係もあつて無線通信に依るの外なく、有線施設は上海南京間、上海杭州間、南京蚌埠間、南京蕪湖間其の他數回線に過ぎない。

通信從事員は主に日華人であつて共存共榮の實を擧げて居るが、施設の膨脹に伴ふ通信有技者養成の爲上幹部社員は多く遞信省の派遣に俟つてゐる次第である。

電信利用狀況を著地域別に觀れば中支内相互間、中支北支間、中支日本間の順で中支滿蒙間、中支外國間が之に續き、又之を電報の種別より觀れば總數に對し和文電報が約五十四%、華文電報が約三十%、歐文

### 三、電話

電報が約一六%であつて、邦人の大陸進出と華人の經濟復興を如實に物語つて居る。

尙ほ支間の緊密關係に對應し日支共存共榮に資する爲、昭和十五年二月二十六日、日支間無線寫真電信業務を開始し差向きニユーツス寫眞の傳送に當つてゐるが近く一般寫眞電報の取扱を開始する豫定である。

先づ市内電話に付てあるが、會社の現在運營する電話交換局は十四局、其の加入數は八千五百六であつて、内十一局が中國政府の現物出資に屬し他の三局中一局は現地陸海外三省より運營を命ぜられた武漢電話總局であり、亦餘の二局は事變前民營であつたものである。而して會社の營業區域内に於て事變前國營又は省營であつた電話交換局は四十二局、其の加入數は一萬九千三百餘あつたが、事變に當り中支は其の被害最も甚大であつた爲、電話機其の他の加入者宅内裝置の殘存數は復舊濟の十一局中蘇州の六百餘箇を除いては殆ど算へるに足らぬ少數であつた。

電話に對する需要は政治經濟の再建復興に伴ひ逐月増加し、現在二千二百十三の未設積滞を見てゐる。斯かる需要の激増は日本人の進出が主因であつて、中國人の加入申込は戰禍の僅少な蘇州を除いては未だ常態とは稱し難い。因みに前記八千五百六加入の加入者を國籍別に分類すれば左の通りである。

國籍	加入數	百分率	備考
日本	五、五七六名	五・五%	無料加入を含む
中國人	二、八八六	三・〇	
其他	四三	〇・五	
計	八、五〇六	一〇〇	

會社は支那第一の商業貿易都市たる上海を其の營業區域内に擁してゐるが、上海の心臟部とも言ふべき共同租界に西隣する蘇州河南岸一帶の厖大な地域はアメリカ籍の上海電話公司の獨占營業地域であつて、會社は僅に閘北、市中心及南市を其の傘下に收めてゐるに過ぎない爲、事業上極めて不利な立場にある。

同社の市内電話制度は大體に於て日本に類似してゐるが、日本と異なる特色を學ぐれば左の通りである。

- (1) 加入申込は隨時受付け原則として申込承諾の順序に開通せしめること
- (2) 加入種別は一加入に付一回線を有する所謂單獨加入のみであること
- (3) 設備費を徵せず十圓程度の加入料のみで加入せしめること
- (4) 三箇月を最低加入期間として契約し、其の期間満了前に解約するも全期間分の電話使用料を徵收すること
- (5) 電話使用料は電話の使用種別に從ひ住宅用、業務用の二種に區別し毎月之を徵收すること
- (6) 住宅用及業務用の電話に付て電話使用料三月分程度の保證金を徵收すること

市外通話區域は八十四を算へ營業地域内の主要都市は殆ど之を網羅してゐるが、事變後も引續き市内電話を民營に委ねてある重要都市も殘存してゐて、之等民營電話は未だ同社の市外電話線と連絡するに至つてゐない。

次に市外電話に付てゝあるが、現在市外電話回線は實回線十七回線、搬送回線四回線、合計二十一回線あり、其の線條延長は二千五百餘杆に達してゐる。

本年三月中の市外通話取扱數は通話度數二萬五千三百餘、通話時數三萬八千三百餘、取消度數四千五百餘で、取消度數は請求度數の一割五分餘に上り通信需要の旺盛さを物語つてゐる。尙前記取扱數の約三分の一は上海電話公司所屬電話の發著信である。

次に華日電話は現在上海及南京と日本内地間、上海と朝鮮京城間に限られてゐるが、昭和十五年三月中の

取扱數は通話度數一千百二十度、課金時分六千八百八分、取消度數一千五十六度であつて、取消度數は請求度數の半に達してゐる。従つて至急電話は總通話度數の約七割六分餘の高率を示してゐるが、近く上海大阪間の連絡開始と共に此の輻輳は大部分緩和せられる見込である。上海電話公司所屬電話に依る華日通話度數は前掲一千百二十度の内九百八十度に及んでゐる。

#### 四、無線電信

會社の行ふ移動無線業務は目下對船舶通信に限られ、上海に短波及中波の裝置を併有する海岸電臺一局と支那籍船舶に會社の電報取扱所を設置するもの五を有するに過ぎないが、名にし負ふ上海港及中支の大動脈を爲す長江を控へて居る爲、内外船舶の運航するもの頗る多く、右海岸電臺の成績は逐月伸張し、本年上半期は前年下半期に比し取扱通數に於て九〇%以上、在圈船舶數に於て六〇%以上の増加を見んとして居る。而して利用關係を見れば主として日本船舶であつて、外國電報は内國電報（華日、華滿電報を含む）の一割にも満たない状況である。之は昨今の世界情勢を反映して、外國船舶の航行が著しく制限された爲である。

#### 五、國際電氣通信

中支那の外國電信は國際都市上海に集中せられてゐて、漢口及首都南京等に若干の通信量がないでもないが、上海を除いては殆ど語るに足りない状態である。上海は各國權益が錯綜してゐる關係上外國電報の發著も極めて活潑である。然し外國海底線會社即ち丁抹の大北電信會社、英國の東方擴張電信會社及米國の商業太平洋海底電信會社が、七十年來強固な地盤を形成して上海外國電信界に隱然たる勢力を扶植してゐる爲、華中電氣通信會社は現在の處上海發著外國電報總數の約二割を吸集してゐるに過ぎない。之等の華中電氣通

信扱の外國電報は上海と左の各地との間の無線電信連絡に依つて疏通せられてゐるの外、東京、大阪の對外無線電信運絡を通じて日本經由に依つても相當數取扱はれてゐる。

區	別	對手地	開始月日	摘要
亞米利加方面	一、桑港(R.C.A通信 會社)	昭和十三年五月十四日	南北亞米利加歐羅巴及亞弗利加 等との通信連絡に當り、本會社無線電 信連絡中の最好で、一箇月取扱通數約二、八〇〇	
極東南洋方面	二、桑港(マツケイ無線 電信會社)	昭和十三年五月十四日	通信取扱範圍は大體右に同じ 態極めて良好 一箇月取扱通數約八五〇	
四、馬尼刺(R.C.A通信 線電信會社)	三、馬尼刺(R.C.A通信 會社)	昭和十三年二月十一日	比律賓群島、太洋洲、亞細亞南 方方面との通信連絡に當る 一箇月取扱通數約一、二〇〇	
五、香 港	昭和十三年一月十一日	比律賓群島、太洋洲との通信連 絡に當る 一箇月取扱通數約三五〇		
六、バンコック	昭和十五年一月十七日	中支那、北支那及滿洲と香港及 澳門との通信連絡に當る。而して 殆んど上海側の一方的送信で ある (一箇月取扱通數約一、九〇〇)		
七、伯 林	昭和十四年五月三日	泰國との通信連絡に當る (一箇月取扱通數約八〇〇)		
八、羅 馬	昭和十四年六月十九日	歐羅巴諸國及亞弗利加洲の一部 との通信連絡に當る。歐羅巴方 面への幹線路を爲し R.C.A 桑港 線と共に會社線中重要回線である (一箇月取扱通數約一、九〇〇)		
九、壽 府	昭和十五年十月十五日	歐羅巴各國との通信連絡に當る (一箇月取扱通數約五〇〇)		

歐羅巴方面	七、伯	林
八、羅		
九、壽		

(備考)

上記各無線電信連絡の内、馬尼刺(マツケイ)及「バンコック」回路を除いては孰れも支那事變前より

中國政府交通部の手に依つて運營せられてゐたのを事變後再開せられたものである

以上の如く中國と世界各國との間の電報は如何なる地域にも前述無線電信に依つて疏通せられ得ることゝはなつてゐるが、更に一層對外無線電信網の整備擴張を圖る必要があるので、本會社では蘭領東印度、佛領印度支那、英領印度、英國、佛國等との直通無線電信連絡を設定する豫定で著々之が準備を進めてゐる。

### 三、外國電氣通信事業

#### 一、國際電氣通信

##### イ、海底電信

海底電信網は今を去る二十年前迄は海外電氣通信の唯一の機關として多大の勢威を示したが、英國は夙に世界の各主要地を連絡する自國系の海底線網を組織し自國をして國際電氣通信の中権たらしむことに成功した結果、此の點に於て立後れとなつた他國は自國系の海底線網を開設すること頗る困難となり、自國の對外通信の多くが英國系の海底線網を經由することを忍ばねばならなかつた。然るに偶々出現した無線電信が短時日の間に驚異的發達を遂げ、之に依る各國間の直通通信が陸續として開設せられ好成績を擧げるに及んで、海底線通信事業は經營上一大打撃を受け昔日の全盛の佛は漸く没し去り、今や其の一部の通信を維持することに専心しつゝある状態であつて、海底線通信の技術上には多少の改良進歩があるにせよ専ら經營上の理由から線網の大擴張の如きは到底望み得ないことになつた。さは言へ某方面に在つては海底線事業擁護の爲に無線の進出を阻止せんと試みるものもあり、且該事業は數十年の久しき経験を有するもの故今尙無線事業に對して勁敵たるを失はないのである。而して國際通信用の海底線は政府の經營に係るものもない譯ではないが、其の多くは隣國を連絡する比較的短距離のものに過ぎず、長距離のものは殆んど全く私企業の運営する所である。

次に各地方に於ける海底電信線の状況を東半球、西半球に區別して概説して見よう。

(1) 東半球 大體丁抹國大北電信會社（資本的に英國と深き關係がある）の電信線網と英國イースタン

口、無線電信

無線電信は其の發達の初期に於ては主として陸地と海上船舶との間の通信竝に海上船舶相互間の通信に利用されたものであるが、此の方面に於ける利用は連絡電線を必要としない無線電信の特異性に基くものであつて、現在に於ても無線電信業務の最も重要な役割はこの點に在ると考へられる。殊に先年海上人命安全條約に依り海洋航行の船舶に無線電信の施設が強制せられるに及んで船舶無線電信は飛躍的の増加を來したのである。無線電信は又標識及方位測定等の特殊方面に於ても其の威力を認められ、世界各文明國の沿岸には

更に主要な國に陸揚せられる國際海底線數及主要國に於ける國際海底線亘長（一九三四年現在）を擧げれば次の通りである。

電信會社及其の子會社の電信線網が各主要地を連絡してゐる。即ち大北會社は英國蘇聯邦間、長崎香港間會社は地中海經由英國印度間及アフリカ間(西廻)に、其の子會社イースタン・エクステンション會社は印度上海間及フィリッピン、布哇、濠洲間に海底線を有し、其の他の子會社及連絡會社の線網と連絡して歐羅巴、アフリカ及濠洲間通信を取扱ひつゝある。

(2) 西半球 英國のイースタン會社、ウェスターん電信會社、海底線及無線會社、パシフィックケーブ會社、商業海底電信會社、伊太利のイタロ海底電信會社、米國のウェスターん・ユニオン電信地を連絡してゐる。即ち

イースターン會社は西廻の英國アフリカ間海底線を運營し、南阿に於て濠洲線と連絡してゐる。ウェスターン會社は歐羅巴南米間及南米(東廻)に海底線を運營してゐる。ウェスタン・ユニオン電信パシフィックケーブルボードは加奈陀より濠洲に至る海底線を有し、加奈陀經由英濠間通信を取扱ひ又西印度に於ける海底線を運營してゐる。

佛蘭西海底電信會社は佛米間海底線を、又イタロ海底線會社は歐羅巴南米間海底線を夫々運營してゐる。商業海底電信會社は歐羅巴北米間に多數の海底線を運營し、歐米間通信に付ウェスターん・ユニオン會社と競争關係にある。

商業太平洋海底電信會社は米國と日本、支那、フィリッピンとの間に海底線を有し、極東と米國との間の通信を取扱ひつゝある。

ターン會社は歐羅巴南米間及南米（東廻）に海底線を運營してゐる。ウエス  
パシフィックケーブルボードは加奈陀より濠洲に至る海底線を有し、加奈陀經由英濠間通信を取扱ひ又  
西印度に於ける海底線を運營してゐる。

商業太平洋海底電信會社は米國と日本、支那、フイリッピンとの間に海底線を有し、極東と米國との間の通信を取扱ひつゝある。

オールアメリカ海底電信會社は西印度及南米諸地方に多數の海底線を運營してゐる。其の他西印度地方に數個の海底線會社が其の海底線を運營しつゝある。

オールアメリカ海底電信會社は西印度及南米諸地方に多數の海底線を運營してゐる。其の他西印度地方に數個の海底線會社が其の海底線を運營しつゝある。

其の他西印度地方に數個の海底線會社が其の海底線を運營しつゝある。

更に主要な國に陸揚せられる國際海底線數及主要國に於ける國際海底線亘長（一九三四  
次の通りである。

更に主要な國に陸揚せられる國際海底線數及主要國に於ける國際海底線亘長（一九三四）次の通りである。

更に主要な國に陸揚せられる國際海底線數及主要國に於ける國際海底線亘長（一九三四）次の通りである。

更に主要な國に陸揚せられる國際海底線數及主要國に於ける國際海底線亘長（一九三四年）の通りである。

次の通りである。

米加佛英	國
奈	別
國陀國國	海底線數
元三三四六修	海底線直長
一、六四二五、九七	國
一、五	別
英海ア埃及	海底線數
領	一
印植デ民	二
度地ン及	三

英	佛	加	米	西
奈	班			
國	國	陀	國	牙
修				
交	三	元	西	西
修				
一六二、六〇〇	七一、九一七	一五	七一、六四	三、九八
涅				
埃	ア	海	英	香
狹				
デ	植			
印	民			
及	ン	地	度	港

アルゼンティン牙	國	陀國	奈班	西米	加佛英
三、六四	七、六四	一五	五、九七	六、九八	九五
上香	英海	ア	埃		
	領	峽			
		植	デ		
	印	民			
海港	度地	ン及			

葡伊西米加  
アルゼンティン  
萄太班  
牙利牙國附  
五七七八西元  
七、六四  
三、九八  
二八九三  
六、三一  
蘇白濂上香英  
領印  
篩耳  
邦義洲海港度

西アルゼンティン牙  
班太葡伊獨  
牙利逸爾  
西六七八七五三  
六、三、二、一、八、  
三、六、四、三、二、一、  
香上濤白蘇  
口聯耳  
ン  
港洲義邦示

アルゼンティン  
獨伊太  
葡利  
逸牙  
ジル  
三五七七八  
一三四  
六、三三一八九  
二〇  
コ蘇白濛上  
口  
聯耳  
ン  
洲海義邦示

(1) 英國

從來世界各地に自國系の海底線を有し世界電信上の覇權を握つてゐたが、無線電信に於ても自國通信系の擴張を企圖し、一九一二年早くも本國及海外領土を連絡する無線網の計畫を樹てたが大戰のため其の實施を妨げられた。其の後マルコニの研究に係るビーム式短波無線通信方式に依る「帝國無線計畫」を決定しマルコニ會社をして各地に無線局を建設せしめ、一九二六年（大正十五年）に開始した英本國

國	別	回	數
米獨佛英佛佛伊西シ和波香	國逸國那利牙ン蘭蘭港	佛アフブ葡蘇メ蘭闕埃濠丁	七疊互毛三云云三三三元元元
別	國	回	數
ル領領佛ア印シジアリ	ゼセ道アンアフチ	ゼリ	別
カソリ	カソリ	カソリ	別
國	路	回	數
八九〇二二二二三三四五六	八九〇二二二二三三四五六	八九〇二二二二三三四五六	數

(3) 各國別國際無線電信回路數

別 區	亞 細 亞 洲	歐 羅 巴 洲	亞 弗 利 加 洲	亞 米 利 加 洲	太 洋 洲	計
回 路 數	三 二	三 四	三 三	三 九	一 八	一、三 五
(2) 國際無線電信回路の官營及私營の別						
官 營						
私 營						
計						

(2) 國際無線電信回路の官營及私營の別

相續いて此の種の特殊無線局が施設せられつゝあり、更に近時航空事業の發達に隨ひ航空通信用無線設備の普及も著しいものがある。

及加奈陀間通信を初めとし、濠洲、南阿聯邦及印度とも同様の連絡を開設し政府に於て之を運用した。一方マルコニ無線會社は一九二五年自ら通信事業を行ふ特許を受け、南米、北米、歐洲諸國、埃及、日本、泰國等との間に通信連絡を開始した。

然るに之等無線電信網の活躍は自國系の海底電信會社に對し經營上の大打撃を與へるに至つたので、英國政府は之が調整策に付考究の結果一九二八年（昭和三年）右無線と海底線とを合同せしむることに決し、同年九月資本金三千萬磅の「海底線及無線會社」を設立し、同國の國際有線及無線電信は少數の官營無線局を除く外同會社をして統括經營せしめた。

次に無線電信に依る對外放送に付ても英國は逸早く之が利用に著目し、ルーターチ通信社に對しラグビー無線局及オーソクスフォード無線局の使用を許し、新聞放送は毎日十八回、經濟市況の放送は毎時間三回乃至十回之を行ひ一日百四十回を超える對外放送を爲しつゝある。右の放送は歐洲各國の主要都市に於て最も有效に利用せられてゐる。

## (2) 米國

米國は其の有する無線局數に於て列強に冠たるのみならず、世界各地との通信連絡に付ても東海岸に於ける紐育局及西海岸に於ける桑港局の如き大規模の局を有し、前者は英、獨、佛、其の他歐洲大無線局並にブヂル、アルゼンチン等の南米大無線局との間に、後者は日本、比律賓、蘭領印度、ハワイ、佛領印度支那、中華民國等の大無線局との間に直接無線電信連絡を行つてゐる。右兩局は米國無線電信會社（通稱R・C・A）の子會社たる米國無線通信會社（R・C・A・コンミニケーションズ）の經營する所である。R・C・A社は歐洲大戰前米國最大の無線會社であつた米國マルコニ無線電信會社の後身であつて、一九一九年成立、爾後多數會社の特許權を獲得利用し無線機器の製造販賣其の他各種無線電氣關係の業務を行つてゐたが、其の規模の擴大するに及んで一九二九年（昭和四年）通信部を獨立せしめてR・

C・A・コンミニケーションズと他の業務と分離することゝなつた。R・C・A社は米國の龐大な資本を利用して南米、歐洲及二、三流國の無線局建設に參與し米國勢力の扶植に努める所があつたが、中華民國政府に對しても自社の無線機を購入せしむることに成功し、上海無線局を請負建設し一九三〇年（昭和五年）十二月前記桑港局と直通通信を開始した。

米國の對外無線電信はR・C・Aの外尙局部に事業を經營する二三の會社があるが、最近國際通信界に進出目覺ましいものにマッケーリ無線電信會社がある。同社は國際電話電信會社（通稱I・T・T）通信系統の一部を爲すものであつて、一九二九年（昭和四年）以來無線界にも進出し、現在に於ては桑港紐育間其の他九個の國內無線連絡を初めとして紐育南米間、紐育歐洲間、桑港ホノルル及マニラ間、桑港上海間、桑港東京間等の多數の直通無線連絡を有するのみならず、前記I・T・Tの資本を背景として海外進出に努めてゐる。

又I・T・T系統の有線電信會社オール・アメリカ・ケーブルス會社も祕露國を中心として無線通信を各方面に開設しつゝある。尙情報頒布機關としては一九二七年（昭和二年）米國プレス・ワイアレス通信會社と稱する米國新聞を代表する通信會社が設立された。同社は海外との新聞連絡を行ひ實費を以て業務を提供するものである。現在同社は十五の無線送信所を有し、其の内最も有力な局は紐育にあり、巴里、倫敦、羅馬、ハヴァナ、メキシコ等との間に新通信連絡を有する外東洋方面への放送業務をも行つてゐる。同社の桑港局は最近我が東京局とも新聞通信專用の無線連絡を設定した。

以上の如く米國無線界は主として私企業の活躍に放任されてゐたものであるが、國際及國內の情勢は右の如き放任的態度を持続することを許さなくなつたので、米國通信政策の統一を期する目的を以て一九三四年（昭和九年）米國議會に聯邦通信委員會と稱する政府機關を設置し、統一ある通信政策の施行に任せしむることゝした。尤も本委員會の効果は對外通信上に於ては未だ決定的革新を齎らずに至つてゐる。

ゐない。

(3) 佛國

同國對外無線電信は主として特殊會社たる佛國無線會社「コンパニー・ラジオ・フランス」の經營する所である。同社は巴里郊外サンタシーズに大無線局を有し、歐洲諸國、南米、北米、日本、泰國等の各の直接通信を行つてゐる。政府は又巴里、ボルド、リオン等に自ら大無線局を有し同國各植民地と同國植民地には既に夫々大無線局設置せられ、悉く本國と直接又は間接に連絡を保持してゐる。同國は從來世界海底線を制御した英國に比し國際通信上不利な地位に在つたが、近時其の無線網計畫の遂行に依り國際及對植民地通信上の地歩を確保するに至つた。

次に無線電信に依る對外的新聞放送として、巴里無線局の放送する新聞電報の語數は毎日北美方面へ八、五〇〇語、南米方面へ一、五〇〇語、東洋方面へ三、〇〇〇語及印度支那方面へ一、〇〇〇語であつて、何れもアヴァス通信社の提供する所である。尙同社は右の他比較的近距離地方へ向けリオン無線局を使用して約二十回の新聞放送を爲してゐる。

(4) 獨逸

獨逸は二十世紀初頭佛國と共に英國の海底線制覇に對抗して自國系海底線網の結成に努力したが、大戰の結果全く此の政策を放棄するの己むなきに至つたので、茲に無線に依る通信網計畫の實行に着手し先づ歐洲諸國との無線連絡を政府自ら行ひ、歐洲以外の諸大陸との無線連絡を特殊會社たる「トランスマヂオ」社をして行はしむることとした。同社は柏林近郊ナウエンに世界的大無線局を建設し、南北アメリカ、日本、比律賓、蘭領印度、埃及等と直通通信を開始した。右「トランスマヂオ」社の對外通信は一九三二年（昭和七年）之を政府の手に買收し海底線を除く全對外通信を統一した。尙對外的新聞無

線放送は獨逸通信社をして毎日十數回ナウエン無線局を使用して放送を爲さしめてゐる。

(5) 和蘭

和蘭本國と蘭領印度間の通信連絡の爲一九二四年（大正十三年）早くもジャバ島のマラバル及本國のコートヴアイク大無線局を建設して兩地間の無線連絡を開始し、西印度方面の植民地に對しても自主的通信連絡の樹立を期した。本國コートヴアイク局は其の後米國其の他の諸國との直通通信の開發に充て、日本との直通連絡も亦昭和十年二月から實施した。尙蘭領印度に於ける無線局は東京局、米國桑港局、獨逸ナウエン局、佛蘭西サンターシーズ局、佛領印度支那西貢局及比律賓マニラ局等との間に直通通信を行つてゐる。

(6) 伊太利

特殊會社たるイタロ・ラヂオ社はローマ、ミラノ等に大無線局を有し、歐米諸國及東京局との連絡局等との連絡通信を營んでゐる。又政府は自ら有する無線局を以て主として自國海外植民地との通信を行つてゐる。

(7) 露西亞

モスコー無線電信局に依り日、佛、獨、伊、土等の歐洲諸國及米國との無線連絡を營んでゐる。

(8) 濟洲

先年の英帝國會議に於て濠洲政府は英帝國と濠洲との直通通信路の完成を約したが、是は同國に於て無線通信権を有してゐたアマルガメーテツド無線會社の事業に關係することとして、同社の資本金を百万磅に増額して政府は其の過半數の株式を受け、同社をして濠洲の無線通信の開拓を爲さしめることがした。同社が政府との契約に基き實現した無線電信計畫の主なものは濠洲英國間（昭和二年）及濠洲加奈陀間（昭和三年）直通無線電信連絡の開始、濠洲大陸と附近諸島との連絡設定及海岸局業務の維持

發達等である。

(9) 英領印度

一九二六年（大正十五年）資本金三千萬ルピーを以て印度無線會社を設立し、ボンベイ附近にビーム式無線設備を建設翌一九二七年九月より英本國との間に無線連絡を開始した。尙同地は英本國の例に倣ひ一九三二年（昭和七年）有無線を合併して Indian Radio and Cable Communications Co., Ltd. なる一會社を設立した。

(10) ブラジル國

ブラジルはブラジル無線電信會社に依りリオデジヤネイロに大無線局を建設し、亞米利加各國及歐洲各諸國との通信を交換しつゝある。

(11) アルゼンチン國

アルゼンチン國はトランス・ラヂオ會社に依りブエノスアイレスに大無線電信局を有し、アメリカ各國及歐洲諸國との間に直接連絡を交換してゐる。

(12) メキシコ國

同國に於ては一八九八年以來米國系電信會社に對外通信獨占權を與へてゐた爲對外無線通信を開設することが出來なかつたが、一九二六年（大正十五年）右契約を改訂し同時に對外通信用として三局（對歐、對米及對亞細亞）を建設する計畫を樹て、獨逸テレフンケン會社の手に依りメキシコ市近郊のチャブルテベルクに無線局を建設し、中米諸國並に獨逸及西班牙との無線通信を開設した。尙昭和九年十月より東京局との間にも直通無線電信連絡を開始した。

(13) ペルー國

最近米國オール・アメリカ・ケーブルス會社をして歐洲及南米各地との間に連絡を開設せしめつゝあつたが東京局との間にも昭和十五年八月直通無線電信連絡を開始した。

(14) 白耳義

同國は最近まで歐洲各國並にコンゴーとの間に連絡を有してゐたが、最近強力な設備をブラツセルに建設本邦との連絡も開設せられる筈であつたが獨逸の進駐に依り無期延期の已むなきに至つた。

### ハ、無線電話

國際間の電信及電話は近年無線通信技術の發達に依り異常の進歩を見たが、特に無線電話の發達は技術上海底線に依り難い大洋横斷長距離電話通信連絡の設定を成功せしめ、一九二七年开始て大西洋を横断して英間線電話回線の開設せられてより諸大陸間長距離無線電話線の數は急激な増加を見た。今や其の連絡回米線數一百有餘に及び、之等の回線を通じ無線電話を以て連絡せられる國は六大洲八十餘國に亘つてゐる。而して大陸間無線電話回線に依り相互通話し得るものとせられる電話數は實に世界の總電話三千七百萬餘の内九十五%以上に及ぶ狀況である。以下主要各國に於ける國際無線電話事業の概況を述べよう。

(1) 米國

電話施設の最も普及し世界電話數の約六割を占める米國は、國際長距離無線電話に在つては米國電話電信會社（通稱 A・T・T）に於て一九二七年（昭和二年）一月大西洋横斷無線電話を紐育倫敦間に開始し此の種大陸間長距離電話の先驅を爲した。同連絡は今日に於ては長波一、短波三、合計四回線を有し歐洲大陸と北米全大陸を完全に結合するものであつて世界無線電話網の大幹線を爲すものである。而して一九三〇年（昭和五年）にはアルゼンチンと、翌一九三一年にはペルー、コロンビヤ及ヴェネズエラとの間に於て夫々直接電話通信を開始し、之等の連絡に依り北米諸地方と南

米諸地方との間に無線通話を取扱つてゐる。而して濠洲方面へは前記英國の中繼に依り取扱はれてゐたが一九三八年（昭和十三年）桑港シドニー間に直通連絡の開始を見た。又太平洋方面へは一九三一年（昭和六年）よりハワイと、一九三三年マニラと、又一九三四年初頭より蘭領印度と無線電話を開始したが、日本との間にも同年末に之が開始を見、一九三七年五月には中華民國との間に通話開始を見るに至つた（自下中止）。

(2) 英 國

英國に於ける國際電話業務は英國郵政廳の經營するところであつて、政局は一九二七年（昭和二年）一月前記米國との間に又一九三〇年濠洲及南米との間に無線電話を開始した。其の後英國加奈陀間、英國南阿間、英國埃及間（以上一九三二年）、英國印度間（一九三三年）等の無線電話回線を順次實施し以て本國と重要な海外領土との間に於ける電話通信網設定計畫を大體完了した。

(3) 獨逸

獨逸に於ける對外無線電話業務は英國と同じく政府が經營し、政府所屬局ナウエン無線局は一九一八年（昭和三年）以來アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、蘭領印度、泰國、比律賓、日本等との間に電話連絡を行ひつゝある。

(4) 佛 國

同國對外無線電話業務は對外無線電信と同様ラヂオ・フランスなる會社が經營し、一九二九年（昭和四年）四年）南米アルゼンチンと無線電話連絡を開始してよりブラジル、コロンビア、米國等と順次直通連絡回路を増設した外、對殖民地連絡としては一九三〇年開設した佛領印度支那及モロッコとの回線を有してゐる。

(5) 和 蘭

和蘭の對外無線電話は政府の經營に屬し、蘭領印度との間の無線電話連絡を一九二九年（昭和四年）一月開始し、有線電話の接續に依り歐洲諸國と蘭領印度との間に電話通話を取扱つてゐる。

(6) 伊 太 利

同國イタロ・ラヂオ社はローマに於ける無線に依り一九三一年（昭和六年）南米との間に無線電話連絡を開始した。

(7) 濠 洲

濠洲に於ける對外無線電話は一九三〇年四月英本國との間に、同年十二月蘭領印度との間に連絡を開始したが更に最近米國との間にも直通連絡の設定を見るに至つた。

(8) 英 領 印 度

印度に於てはインディアン・ラヂオ・エンド・ケーブル會社の手に依り一九三三年（昭和八年）五月英本國との間に無線電話連絡を開始した。

(9) 比 律 賓

比律賓に於てはR・C・A社の無線局に依り一九三三年（昭和八年）マニラ桑港無線電話連絡を開始した。

(10) 南 米 諸 國

ブラジルはリオデジヤネイロに於ける無線局に依り北米及英、獨、西、伊等の歐洲諸國との間に直接無線電話連絡を行つてゐる。

アルゼンチンはブエノスアイレスに於ける無線局に依り一九二九年以來順次獨、伊、英、西、米の諸國との直接連絡を開き同國及チリ、ウルグワイ兩國と歐洲諸國との間の國際通話を取扱つてゐる。

## 二、放送無線電話

### イ、經營形態

近時世界各國に於ける放送事業は次第に國家統制的經營組織に改められ、或は直接國家管理に移されつゝあるのであるが、以下主要國の放送事業を概説すれば次の通りである。

#### (1) 英 國

英國の放送事業は初め英國放送會社の經營であつたが、一九二六年郵政長官の特許規則により公受益法人たる英國放送協會が組織されその獨占經營に移されて現在に至つた。同協會は議會及郵政廳の監督下に在るが、實際の運營に關しては全く自主的である。財源は聽取料と出版物の收入に依存してゐるが、聽取料は郵政廳の手で徵收され、集金事務費を控除した殘額の七十五パーセントとを給付される外大藏省より特別融通を受け得る建前である。

#### (2) 佛 蘭 西

從來國營民營併立し無統制な狀態であつたが、一九三三年秋以來聽取料制度實施に依る國營放送に改組する方針を探り、その監督には遞信省放送中央監督局が之に當り、全國的放送局の外、主要地に夫々中央放送局を設けてゐる。現在尙民營放送局が殘存してゐるが、近き將來に於て全部國營に移管せられる豫定である。而してその特色は各放送區域毎に法人組織の聽取者團體があつて放送業務運用の中心を爲してゐることである。

#### (3) 伊 太 利

伊太利の放送事業は民衆教化省の管轄に屬し、特別委員會の監督下に伊太利放送會社これを經營し、聽取料 受信機並に附屬品販賣權使用料及廣告放送料を財源としてゐる。伊太利の放送事業は從來他の

歐洲諸國に此し遜色があつたが、近時政府は國策的機關として之が改善に努めた結果漸次充實されつゝある。

#### (4) 米 國

聯邦通信委員會の監督下にある純然たる私的團體及個人經營であつて、之等放送局の經營者は新聞社學校、百貨店、大酒店、ホテル、病院及純放送局等千差萬別であるが、ナショナル放送會社(N·B·C)コロンビア放送會社(C·B·S)及ミエチユアル放送會社(N·B·S)の三大會社がその中心となり多數の連鎖放送局を有してゐる。財源は専ら廣告放送の收入によるのであつて、一般の聽取は許可届出の要なく全く自由聽取であり、從つて正確な聽取者數は判明せぬが、普及率は頗る高いことは確かである。

(5) 獨逸ナチス政府成立後從來の組織經營に大變革を加へ國民啓蒙宣傳大臣監督の下に統制強化を圖つてゐる。而して實際業務の運用は獨逸放送會社が之に當り、技術設備の管理及料金事務は遞信省の所管となつてゐる。外廓團體としては宣傳省管轄下にある獨逸放送委員會及これに屬する文藝及經濟諸團體がある。

#### (6) ノヴェート聯邦

聯邦人民委員會に直屬する放送委員會により經營せられ、この委員會は放送に關する立法權を有し又直接放送關係業務とその經營に就き特許權を有して居り、開始當初より國策宣傳、國民教化の機關として完全に統制せられてゐる。

#### (7) 其 の 他

其の他の諸國に就いて觀るに、白耳義、丁抹、諾威及トルコの諸國は官營獨占事業であり、南阿聯邦洪牙利及ルーマニヤ等の諸國に於ては民營獨占事業である。同じく民營であるが和蘭は非獨占事業である點に於て前者と異り、瑞典及瑞西國等に於ては官民共營の獨占事業となつてゐる。又一部官營、一部

民營の非獨占事業としての形態を執るものに豪太利、加奈陀及新西蘭等がある。西班牙に於ては民營の許可満期を俟つて漸次官營獨占事業に統制せられつゝある。

#### 四、放送施設

ラヂオが單に日常生活上の必要品たるに止まらず國家經營上不可缺の機關なるが故に、放送局を有せざる國は皆無の状態であつて、近時國際情勢の複雑化に伴ひ各國共國際電波戰の落伍者たらんことを恐れ、競ふて放送局増設、大電力使用、對外放送の擴充等放送事業施設の擴大強化に努力を傾注しつゝある。

#### 五、放送聽取料

放送事業經營の財源を専ら廣告放送の廣告料を以てするアメリカ合衆國及之に類する收入に依る和蘭、アルペニア及ルクセンブルグ諸國の如き無料聽取とするものを除けば、各國共聽取料は放送事業經營財源の主體を爲すものでその經營形態の相異に伴ひ聽取料の内容も亦多種多様に岐れてゐる。

### 三、國際會議の概要

#### 1、國際電氣通信聯合及會議の沿革並に現状

國際電信電話の發達と共に國際的協力機關の必要が感ぜられるのは當然であつた。現在國際間には國際電氣通信聯合なる機關が存在し、現行の國際電氣通信制度は右聯合に依る各國間の行政的協力に依つて圓滿なる運行を見てゐるのである。

國際電氣通信聯合は一九三二年マドリツドに於て締結せられた國際電氣通信條約に依り成立したものであるが、其の本體は從前より存在した萬國電信聯合及國際無線電信聯合の統合せられたものである。

(1) 萬國電信聯合 萬國電信聯合の萌芽とも云ふべきは國際通信に關し一八五〇年獨逸、奧地利等の間に結ばれた聯合であつて、其の後歐洲諸國間に電信業務に關し各種の條約が締結せられたが、年月の経過

に伴ひ新たな國際規定の必要が感じられた結果一八六五年三月佛國巴里に國際的會合が開催せられ、茲に萬國電信聯合の創立を見るに至つた。

この電信聯合の當事國は普、奥、佛、伊、露等の歐洲に於ける二十箇國であつたが、其の他の國も其の希望に依り聯合に加入し得る様同條約に於て規定し、且電報取扱の細目に關する條約附屬規定を制定した。本邦としては一八七二年（明治五年）羅馬會議に始めてオブザーヴアーチを參列せしめ、一八七九年（明治十二年）本聯合に加入して同年倫敦會議に始めて正式委員を派遣した。

巴里會議以後開催せられる會議に付ては前回の會議に於て其の日時及場所を決定することゝせられ、一八六五年（慶應元年）の巴里會議以來別表記載の如く屢次會議を開いたが、一八七五年（明治八年）聖彼得爾堡會議に於て議決した條約は其の後修正を加へられず、一九三二年（昭和七年）迄其の效力を存續したのである。

(2) 國際無線電信聯合 國際間に於ける無線通信統制の必要は夙に認められ、一九〇三年先づ柏林に豫備會議を開き、次いで一九〇六年初めて同地に正式の國際無線電信會議開催せられ茲に無線電信聯合の發生を見、英、米、獨、佛、伊以下世界の主要國二十七箇國が之に加盟したが、我國は最初より本聯合に加盟した。其の後開かれた國際無線電信會議は一九一二年の倫敦會議及一九二七年華府會議等である。

無線電信聯合を有線電信聯合に併合すべしとの説は既に第一回の柏林無線電信會議當時より行はれた處であるが、有線及無線の關係國の利害が必ずしも一致しなかつた爲其の實現を見なかつたが、其の後兩聯合を併合すべき機運濃厚となり、一九二五年の巴里電信會議、一九二七年の華府無線電信會議等に於ける討議を経て一九三二年マドリツド會議に至り遂に之が實現を見るに至つた。併合直前に於ける電信聯合の加盟國は八四箇國、無線電信聯合の加盟國は一五六箇國であつた。兩聯合併合の結果有線及無線に共通の規定を單一條約の下に統合し、其の附屬規則として電信、電話及無線通信の三業務規則を定め、加盟國は之等三規則

中の全部又は一部に調印するを要することとなつた。斯くして本會議に参加し條約に加盟した國は世界の殆んど總ての國を網羅し、其の通信系統は地球を覆ひ完璧に近い世界聯合を形成するに至つた。

聯合の主な任務は適時會議を開き時運の進展に應じ、且通信機器の發達進歩に伴ひ國際電信電話及無線通信の運用上最も合理的且利便な制度を制定し之が運用に國際協力を圖るに在つて、國際電氣通信事業運用の基準たる國際電氣通信條約は締約國政府の全權委員を以て構成する會議に依り、又條約附屬諸規則は該規則を承認した締約國政府の代表委員を以て構成する主管廳會議に依り改正することが出来るのである。但し條約の改正は前回の全權委員の會議に於て決議を爲した場合、又は少くとも二十箇國の締約政府が聯合の事務局所在國政府（瑞西國）に改正の希望を表明した場合に於てのみ行ひ得べく、又附屬規則改正の爲主管廳會議の場所及期日は前回の主管廳會議に於て之を決定することに定められた。因みに最近の國際通信會議は一九三八年（昭和十三年）二月カイロに於て開催せられた國際電信電話會議及國際無線通信會議である。

尙右の外に國際電氣通信條約に基いて電氣通信業務に關する問題を研究する爲設置せられた機關に、國際電信諮詢委員會、國際電話諮詢委員會及國際無線通信諮詢委員會等があり、之等委員會の會議が屢々開かれ居る。

## 四、國際會議一覽

## （一）萬國電信會議

回數	年次	開催地	備考	回數	年次	開催地	備考
第一回	一九〇六年（明治三十九年）	華倫伯		第一回	一八五五年（元慶	巴維羅	
第二回	一九二二年（明治四十五年）	盛頓敦林		第二回	一八六八年（明治	伯倫	
第三回	一九三七年（昭和二年）	リリ	遣す 我が正式加盟委員を派	第三回	一八七五年（明治	聖彼得爾堡	
第四回	一九三八年（昭和三年）	カイロ	リリ	第四回	一八八〇年（明治	里林敦	
第五回	一九三九年（昭和四年）	マドリッド	リリ	第五回	一八八五年（明治	馬納里	
第六回	一九四〇年（昭和五年）	リリ	リリ	第六回	一八九〇年（明治	リスボン	
第七回	一九四一年（昭和六年）	リリ	リリ	第七回	一八九五年（明治	巴黎	
第八回	一九四二年（昭和七年）	リリ	リリ	第八回	一八九六年（明治	ブタペスト	
第九回	一九四三年（昭和八年）	リリ	リリ	第九回	一九〇三年（明治	リスボン	
第十回	一九四四年（昭和九年）	リリ	リリ	第十回	一九〇八年（明治	敦	
第十一回	一九四五年（昭和十年）	リリ	リリ	第十一回	一九一八年（明治	カイロ	
第十二回	一九四六年（昭和十一年）	リリ	リリ	第十二回	一九二八年（昭和	マドリッド	
第十三回	一九四七年（昭和十二年）	リリ	リリ	第十三回	一九三八年（昭和	マドリツ	
第十四回	一九四八年（昭和十三年）	リリ	リリ	第十四回	一九三九年（昭和	カイロ	

## （二）國際無線電信會議

回數	年次	開催地	備考
第一回	一九〇六年（明治三十九年）	華倫伯	
第二回	一九二二年（明治四十五年）	盛頓敦林	
第三回	一九三七年（昭和二年）	リリ	遣す 我が正式加盟委員を派
第四回	一九三八年（昭和三年）	カイロ	
第五回	一九三九年（昭和四年）	マドリッド	
第六回	一九四〇年（昭和五年）	リリ	
第七回	一九四一年（昭和六年）	リリ	
第八回	一九四二年（昭和七年）	リリ	
第九回	一九四三年（昭和八年）	リリ	
第十回	一九四四年（昭和九年）	リリ	
第十一回	一九四五年（昭和十年）	リリ	
第十二回	一九四六年（昭和十一年）	リリ	
第十三回	一九四七年（昭和十二年）	リリ	
第十四回	一九四八年（昭和十三年）	リリ	

第四編 電氣通信事業統計

内 容

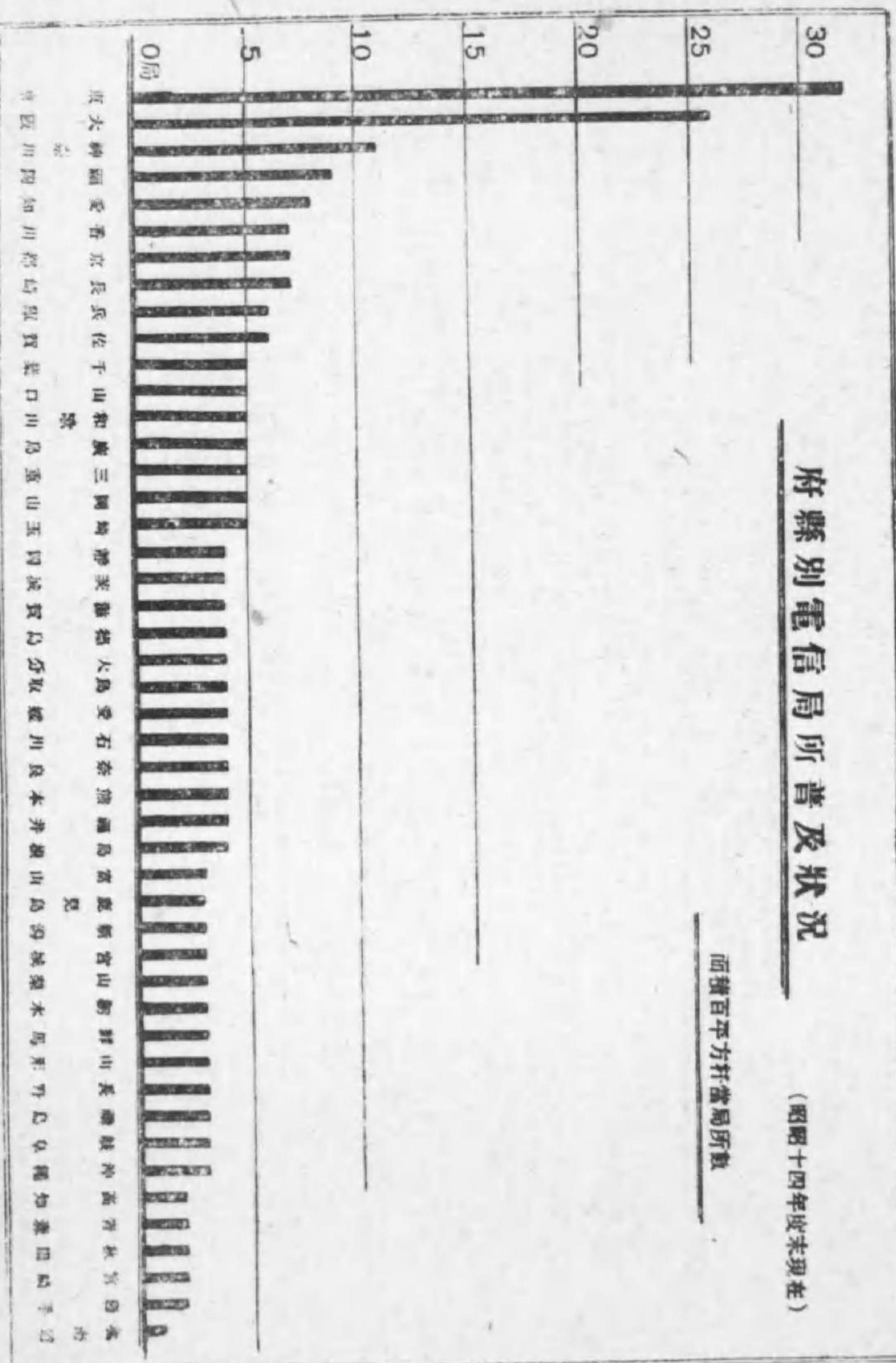
一、内地電氣通言統計

- 一 昭和十四年度統計  
二 累年統計  
三、満蒙支電氣通信統計  
四、外地電氣通信統計

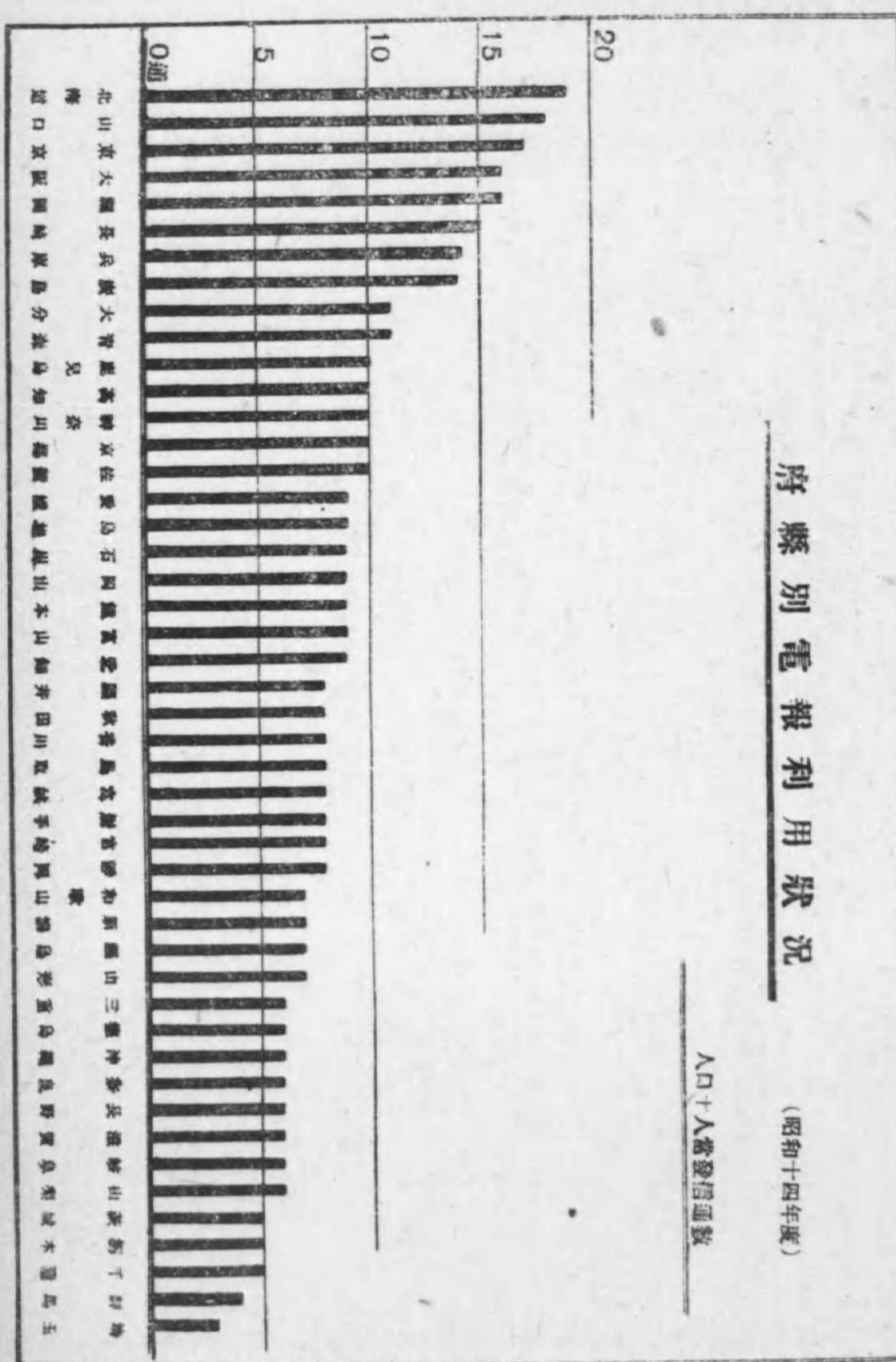
(自昭和十五年度至昭和十四年度)

西曆一九三八年

(自西曆一九三四年至)

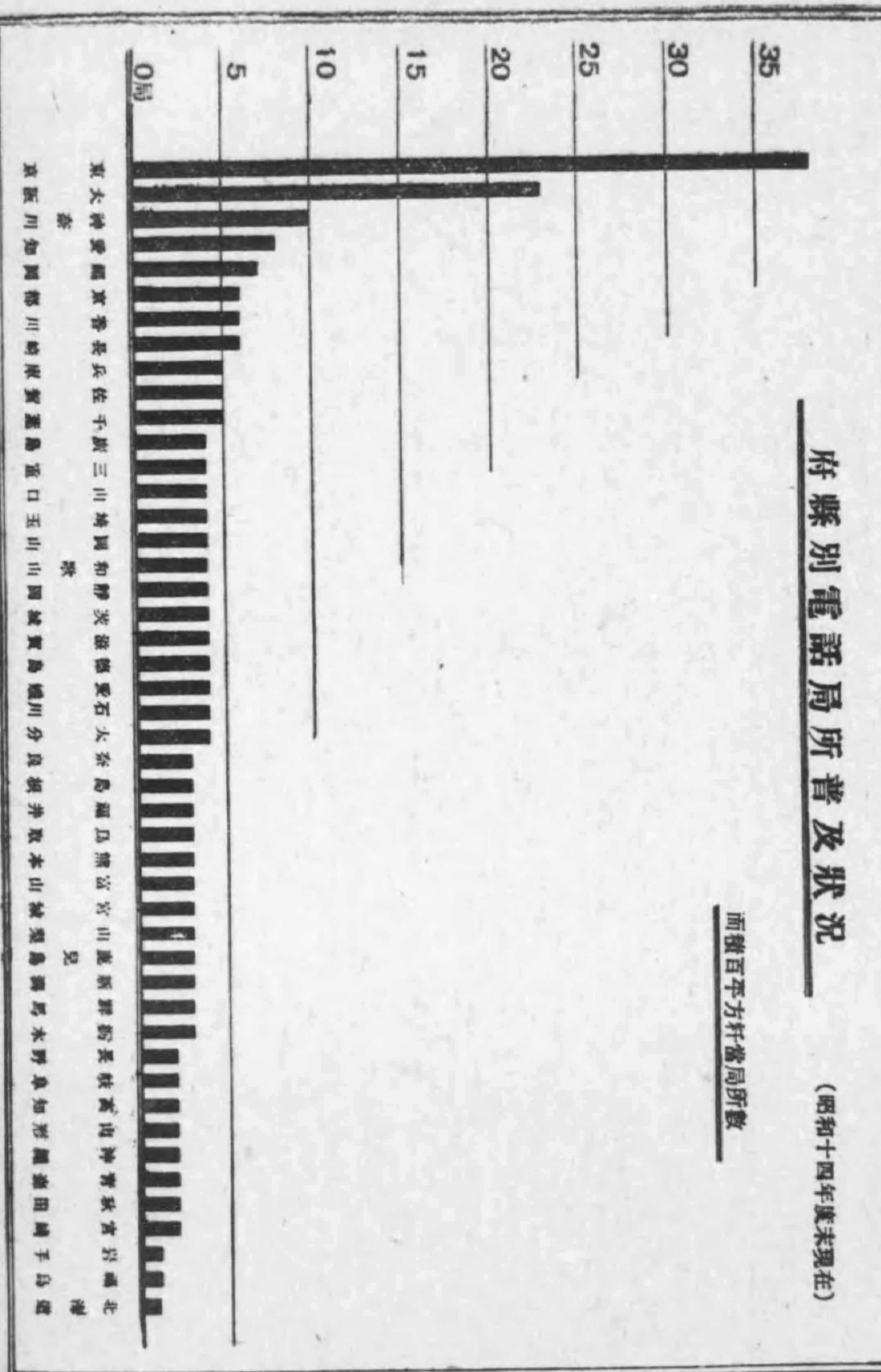


圖表十一



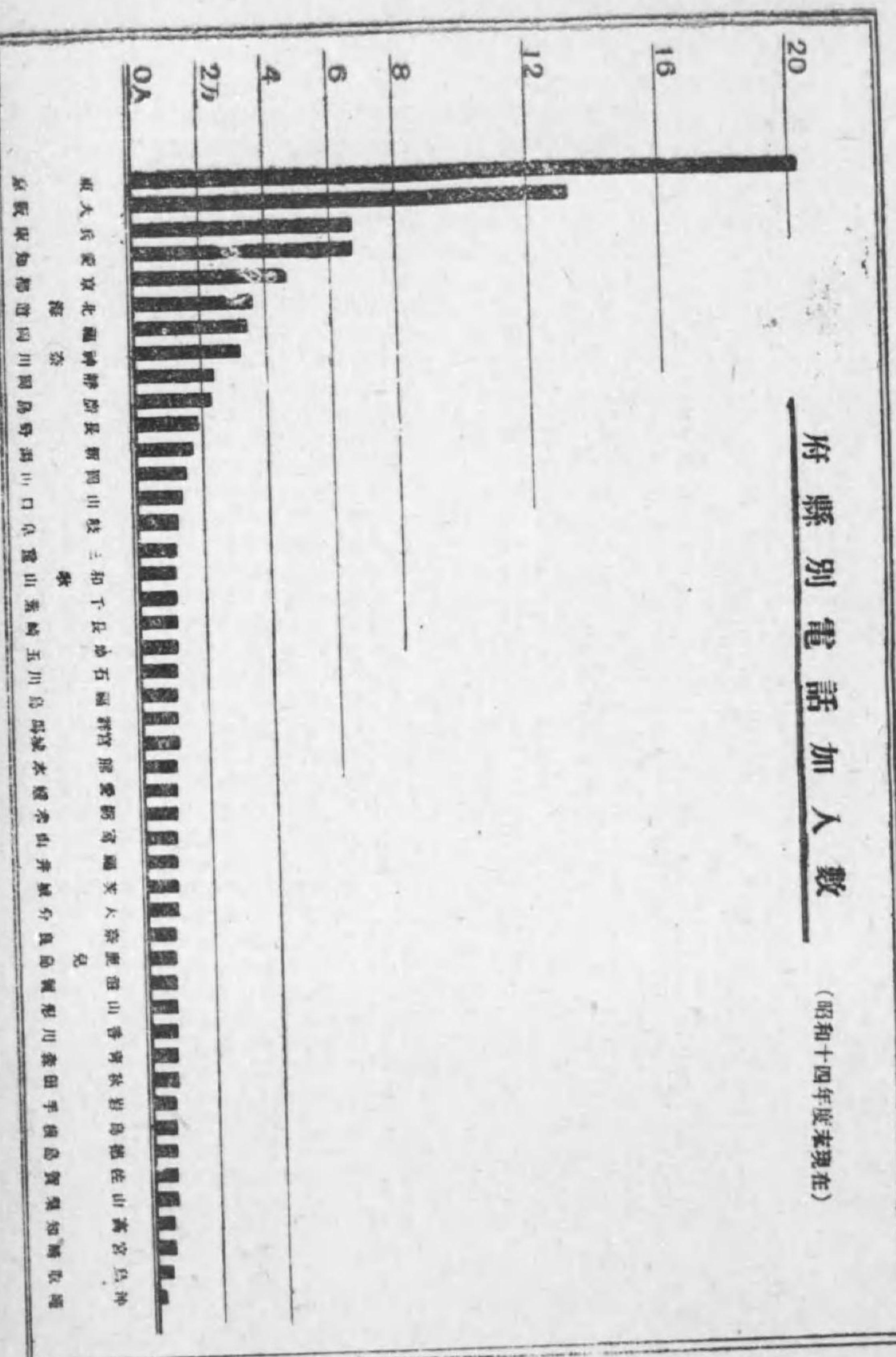
(三〇二頁參照)

二十一



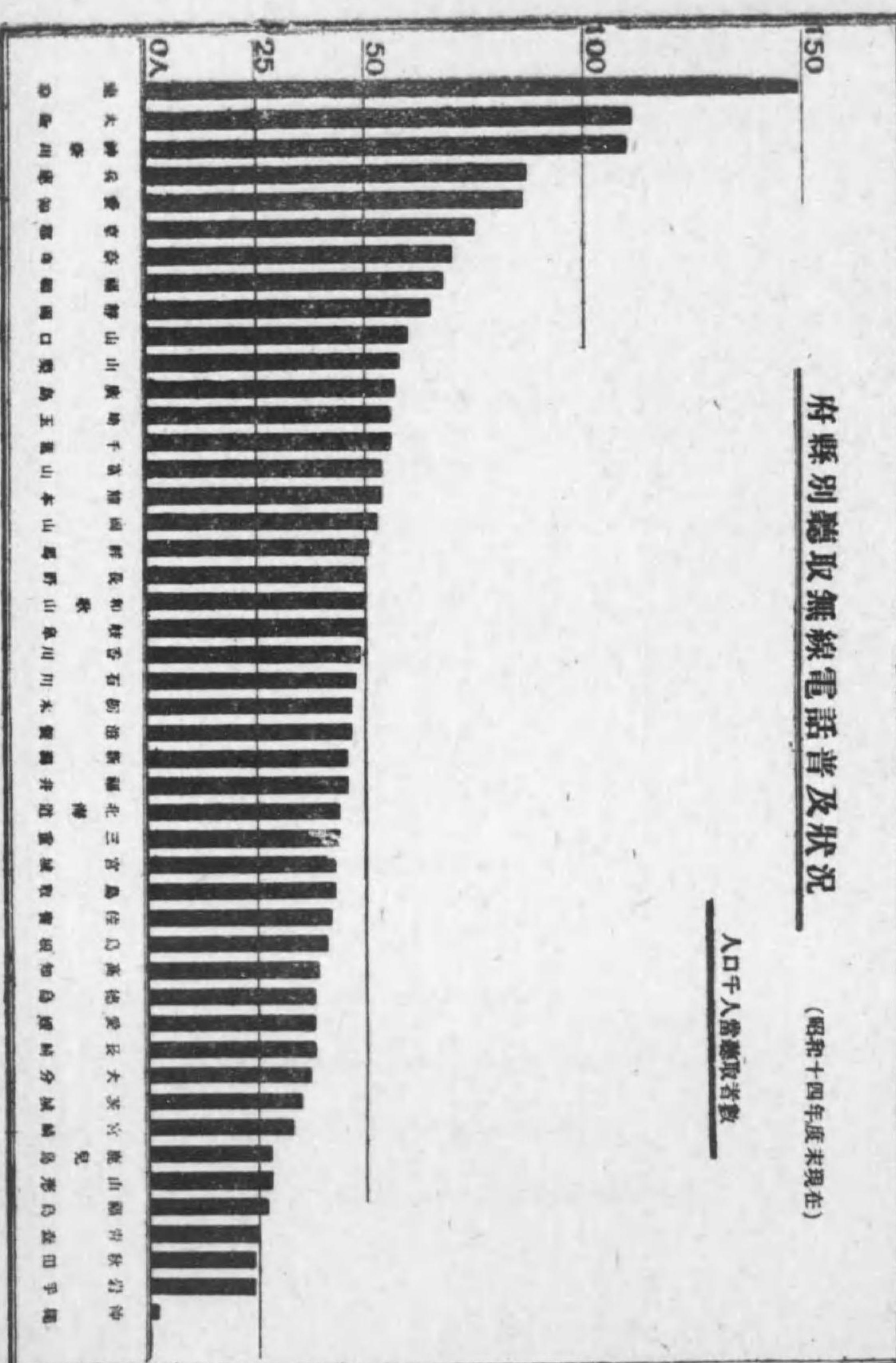
(二二一六頁參照)

三十一圖



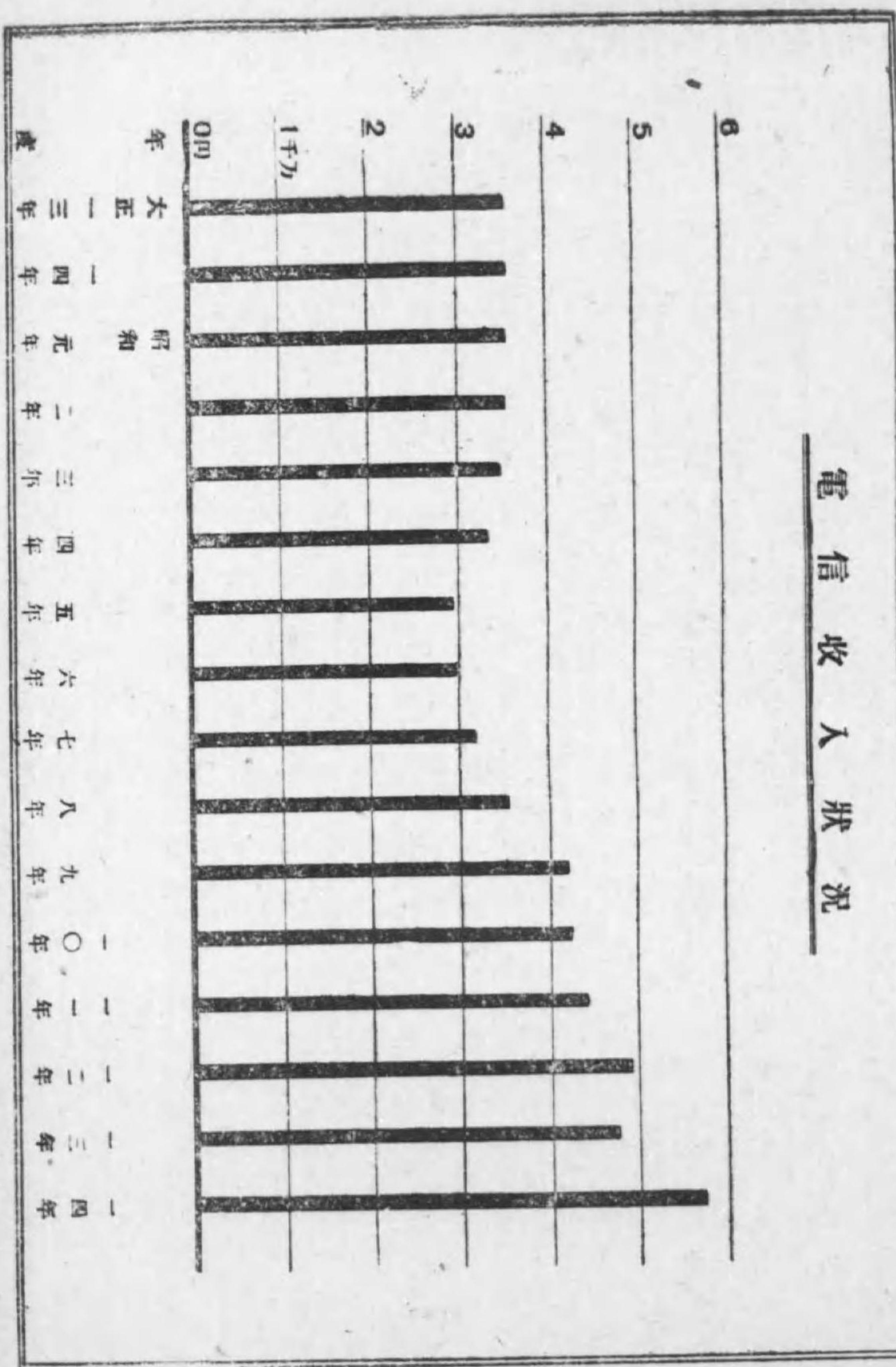
三四九頁參照)

圖表十四



(三八二頁參照)

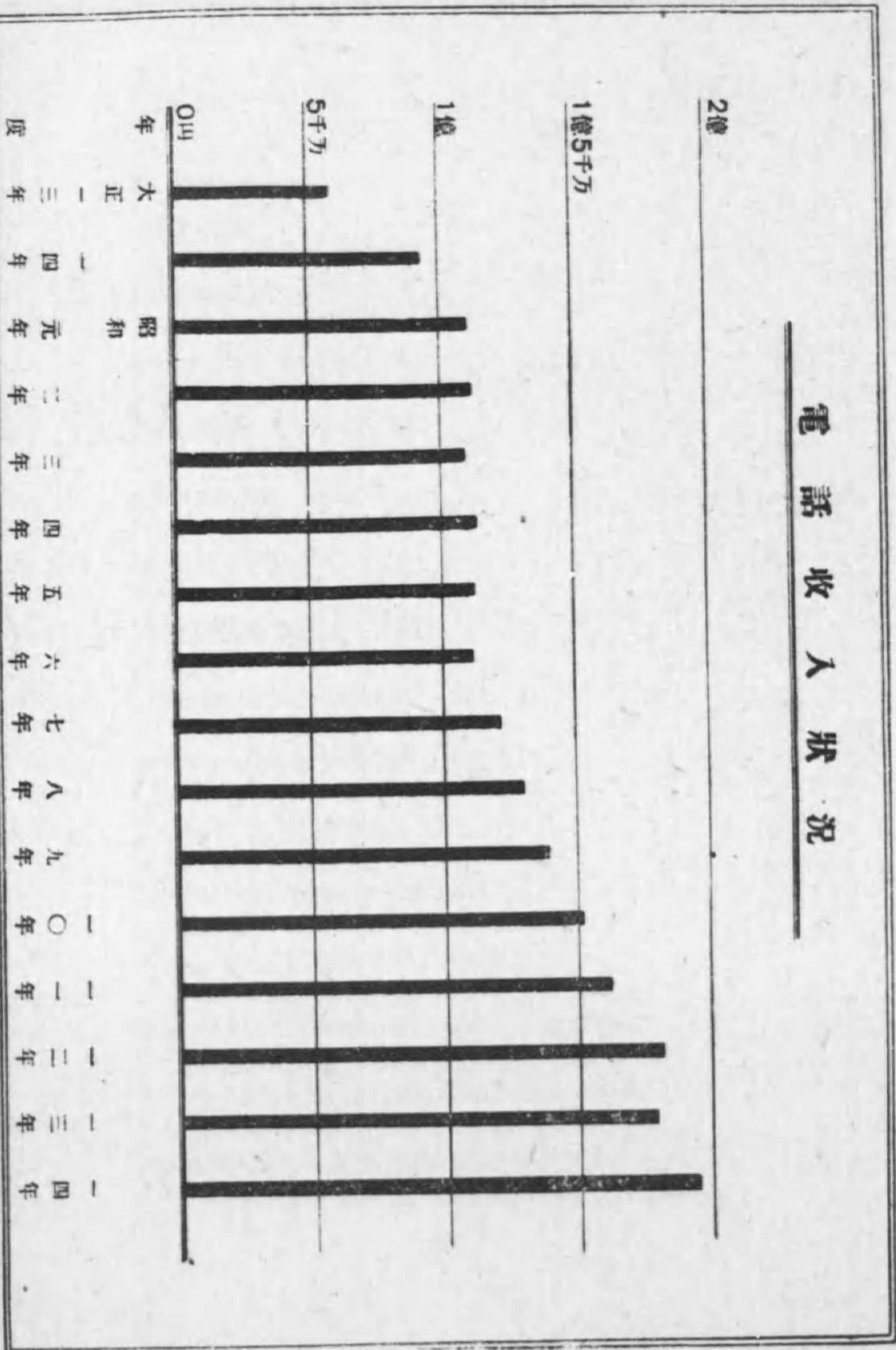
圖表十五



(一七四〇三頁參照)

圖表六

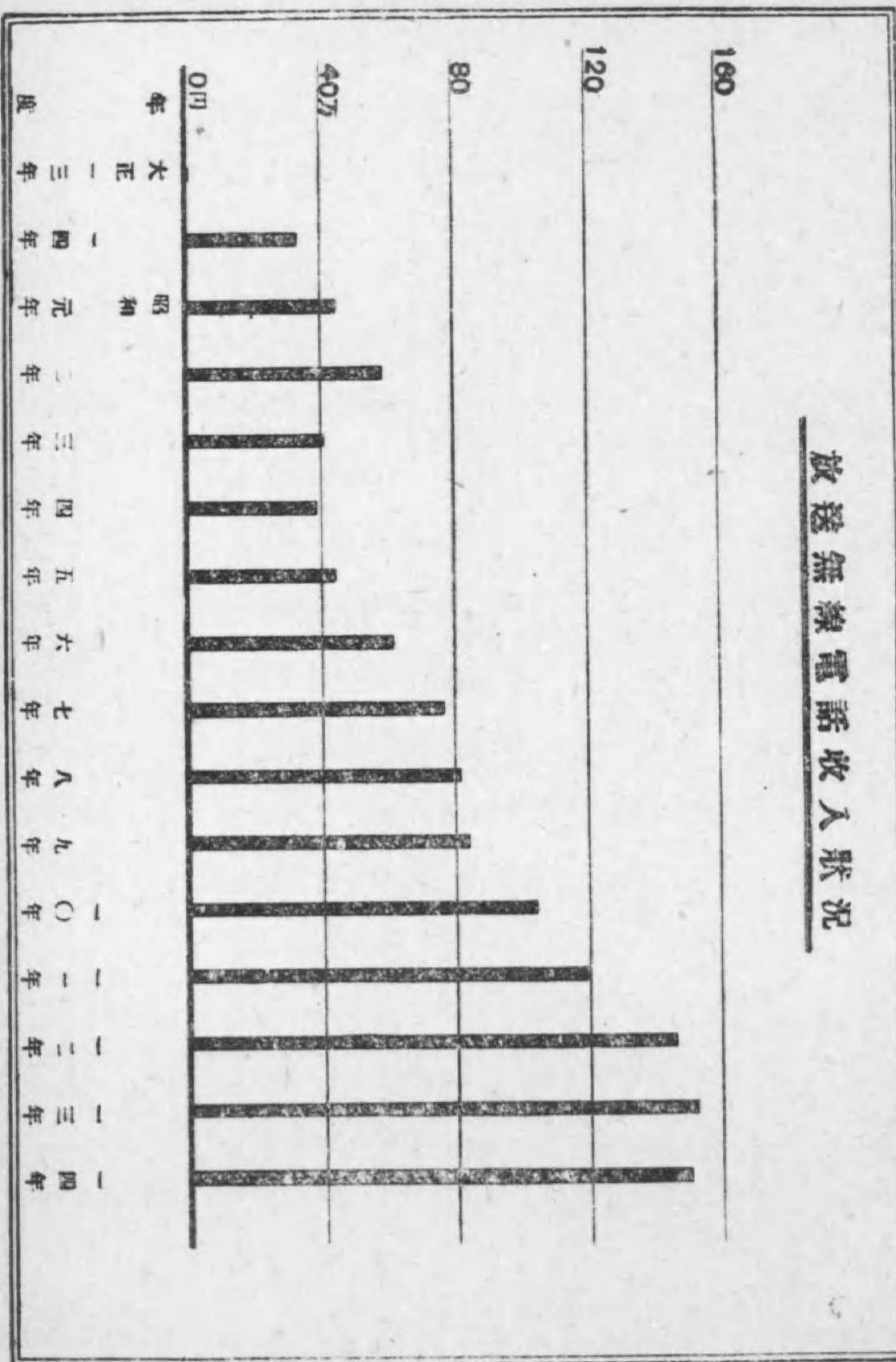
雪 記 人 狀 情



(一五一、四一七頁參照)

圖表十七

放送無線電話收入狀況



(一八三、四二三頁參照)

一、内地電氣通信統計

（昭和十四年度統計）

## 第四編 電氣通信事業統計

### 1. 電 信

#### 1、有線電信局所

(一) 局所等級別局所

昭和十四年度末現在

計 (備考) 在外電信局芝罘、上海及青島(何れも一等局)の三局を含まず	郵便電話通話取扱局所		區別局所		單獨電信局		集配電信局		無集配電信局		取扱便局		取扱郵便局		合計		電		信		取		扱		郵		便		局	計
	郵	電	電	便	單	獨	電	信	集	配	電	信	取	扱	無	集	配	電	信	取	扱	郵	便	局	計					
	二	一	一	一	一	一	四	六																						
	五	五	三	三	三	三	三	三																						
	五	五	三	三	三	三	三	三																						
	五	七	四	六	八	六	六	六																						
	二	三	六	一	一	一	一	一																						
	二	二	三	六	一	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一	一	一																						
	一	一	二	三	六	一																								

## 信 電

	廣 島	大 阪	
長熊	愛香山岡鳥烏廣 計	高德和滋奈兵京大 計 歌	富 計
崎本	媛川口山根取島	知烏山賀良庫都阪	山
一	一一一→一↑一↑	三↑↑↑↑↑一↑一	↑↑
二	一↑一→一↑↑↑	↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑	↑↑
三	三↑↑三↑↑↑↑	二↑↑↑↑↑↑一↑一	↑↑
四	三一→二一→一五	五一→一→一五四五	六一
五	三四三四二三一四	六↑↑三二三三二三	四一
六	二三	三↑一→一→一↑一	六三
七	西三七	一、四六五五七三三三三三三	一、五三
八	西三〇	一、八七六七三三三三三三	一、五七
九	五三三	一、九四一四八五三元四一六	一、二元
十	三四	五一→一→一→一→一	七一
十一	五六〇	四六三毛云天充高云	一五四
十二	五六四	元五四七三一五三一	三三
十三	一六	二、九七一五三一五七八四	一、八九
十四	二八三	一、九七一五三一五七八四	一、六六

## 信 電

名古屋	地東 方京	都東 市京	遞信局別
石福長岐三愛	山靜柳茨千群埼新 計	神東 計奈 川京	道府縣別
川井野阜重知	梨園木城葉馬玉湯		一等電
			二等信
			計局
			一等郵
			二等郵
			特定便
			普通一等計
			普通二等計
			合計局
			取電電 拔所話信 取電電 拔所話信 取電電 拔所話信 郵便
			昭和十四年度末現在

道府縣別	無線電信局 (二等局)	取扱所	郵便局又は電信局に無線電信の裝置しあるもの
東京都	東京	一等	三
神奈川	二	二等	二
船岡	一	三等	一
总计	二	計	六

## (一) 府縣別局所

(備考) 一、局所數は(二八四頁参照)二、面積及人口は内閣統計局所載。

二、面積及人口は内閣統計局發表にかかる昭和十年三月末現在面積、及昭和十四年十月一日現在全國推

昭和十四年度末現在

局別	所數	當年新方所	當年人口	當年面積	當年人頭
東京	一〇九	四・二四	八、九四	六、三三	八、九四
京都	一、九五	一・七七	一、八〇九	一、九五	一、九五
古都	一、八九	一、七九	一、九〇九	一、九一	一、九一
地方	一、九九	一、五五	一、九〇九	一、九九	一、九九
市	一、九五	一、七七	一、九〇九	一、九九	一、九九
阪島本臺幌幌	一、九九	一、五五	一、九〇九	一、九九	一、九九
合计	三・六	三・七	三・八	三・九	三・九
平均	三・五	三・四	三・六	三・七	三・七
平	一・二	一・三	一・三	一・四	一・四
百	一・三	一・三	一・三	一・四	一・四
局	一・三	一・三	一・三	一・四	一・四

(三) 周易晉刀繫辭

昭和十四年度末現在

總 計	札幌 北海道	仙臺					熊本					遞信局別 道府縣別
		秋山	青岩	福宮	計	田形	森手	島城	沖鹿	宮佐	大福	
六	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一等
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二等
二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	計
一二三	八	八	一	一	二	一	一	一	五	一	一	郵
二四五	九	三	三	三	一	一	二	二	三	二	二	便
四九	六	七	一	一	二	二	一	一	二	一	一	特定
一〇、八九	七	一、 九	九	三	三	六	三	五	一、 九	四	三	普通
一〇、九三八	九	一、 二〇〇	九	二	一	六	四	三	一、 七	四	三	等
一一、二九六	八〇	一、 三〇	九	二	七	八	六	五	一、 六四	五	三	合計
六	一	三	二	一	二	四	二	二	三	一	一	取電
一、七六五	七〇	二	九	九	四	五	三	一	三	八	三	報所
二六	一〇	二	九	九	四	三	四	七	二	一	一	話信
三、四〇七	一、〇九	一、 五九	五	三	五	三	五	三	一、 九四	一	一	電信

## 信 電

仙 臺	熊 本	廣 島	
船青山宮	航船大福沖鹿長熊 計空兒	船山島岡廣 計	船
舶森形城	機船分岡繩島崎本	舶口取山島	舶
一一一	八一三一一一四一	三一四一一一	〇八
五一二	六一三一二四一	三三一	五毛
一			
一十一	三一三一—一—一	一三一三一	一
一	一三一三一三一	一三一三一	一
一	六一三一三五四五	一三一三一	四一
一	三一三一三七四五	一三一三一	五一
五一二三	六一三一三七七九五	五三一一一	五毛

## 信 電

大 阪	名 古 屋	東 京 地 方	遞 信 局 別
高和兵大 歌	船富石福長三愛 計	船靜千新 計	航 空 計
知山庫阪	舶山川井野重知	舶岡葉湯	機
一一一	二一三一—一—一	二一三一	三一
一			
一	二九一三一三一	八一三一	毛三
一	二一三一—一—一	一三一三一	一
一	一三一三一三一	一三一三一	等一三
二	四一三一三一	一三一三一	等一
二	六一三一三一	三一三一	計
二二三一	八九二一一一四一	六八三一一一	總 計

廣東東東本  
京京省  
古地都所  
島阪屋方市管

1、總路回場

(其の一)

二、電信線路

四  
年  
度  
掲  
載  
の  
兩  
統  
計  
を  
掲  
げ  
る  
こ  
と  
は  
し  
昭  
和  
二  
十  
年  
電  
信  
機  
械  
末  
も  
同  
じ  
和  
二  
十

六、無線標識局とは方位測定機の裝置を有する船舶に對し自ら其の位置を測定せしめる爲に特定の無線信號を發射する陸上無線電信を謂ふ

七、無線羅針とは濃霧等の場合船舶より發する電波を方位測定機に依り測定し其の方位又は位置を判定して之を該船舶に通知する陸上無線電信を謂ふ

二、海岸局とは船舶と交信する目的を以て陸地に施設した無線電信局所を謂ふ  
三、航空局とは航空機と交信する目的を以て陸地に施設した無線電信局所を謂ふ  
四、船舶局とは船舶に施設した無線電信局所を謂ふ

卷之三

(註) 一、固定局とは陸上相互間無線電信に依り通信を爲す無線電信局所を謂ふ

業務別  
周

局 所 數	業 務 別	(二) 業務別局所	總 計	札 幌				道府縣別 計	遞信局別 無線電信局 (二等)
				航 空	船 上	陸 船	計		
七	固 定 局	海 岸 局	四   二 三	四   一   一	一	一	一	二	取 無 線 電 信 所
三	航 空 局	航 空 局	一、二 五 四   三 元	突 穿   一 六	一	一	一	六	一 等
一	船 舶 局	船 舶 局	二   一 〇	一   一   一	一	一	一	一	二 等
一	航 空 機 局	航 空 機 局	四   一   四	一   一   一	一	一	一	一	三 等
一	無 線 標 識 局	昭和十四年度末現在	元   一 元	一   一   一	一	一	一	一	計
三	無 線 羅 針 局	四   一 〇	三   一   二	三	二	一	二	三	總 計
三		一、二 三 四	七 九 一 二	七 九 一 二	一	一	一	三	

## 口、線條延長

昭和十三年度末現在

計		札仙熊廣大東東本		遞信局別		計		札仙熊廣大東東本		遞信局別	
		京省古地都所		裸架線—ケーブル		(其の二)		幌臺本		裸架線—ケーブル	
		幌臺本島阪屋方市管		線路計		昭和十四年度末現在		幌臺本		線路計	
三、四九七	四、六一	四、二七五	四、九一九	四、三〇三	四、四五五	四、九五	一耕	三、九二三	四、六七五	五、四三六	架線—ケーブル
三、四九七	四、六一	四、二七五	四、九一九	四、三〇三	四、四五五	四、九五	一耕	四、六九三	四、六九三	五、四三六	線路計
三、九八七	四、七五	四、三〇七	四、九七	三、九八	四、三〇八	四、五五八	一耕	三、三五七	四、七三六	五、四四毛	地下ケーブル
三、九八七	四、七五	四、三〇七	四、九七	三、九八	四、三〇八	四、五五八	一耕	七六三	七六三	五、四三六	水底ケーブル
一五、四四六	七五七	三二五	三一三	二四六	二三五	二一六	一耕	七六三	七六三	五、五二六	合計
四九、二七〇	四、七九四	四、三四四	五、五七〇	五、三六六	四、二二三	四、四九六	一耕	四九、六四四	四九、六四四	五、五二六	水底ケーブル
四九、二七〇	四、七九四	四、三四四	五、五七〇	五、三六六	四、二二三	四、四九六	一耕	四九、六四四	四九、六四四	五、五二六	合計
一五、三九四	一五、三九四	一五、三九四	一五、三九四	一五、三九四	一五、三九四	一五、三九四	一耕	一五、四七三	一五、四七三	四、三九〇	水底ケーブル
一五、三九四	一五、三九四	一五、三九四	一五、三九四	一五、三九四	一五、三九四	一五、三九四	一耕	一五、四七三	一五、四七三	四、三九〇	合計

東京都市	東京地方	名古屋	大阪	廣島	熊本	仙臺	札幌	合計
電寫機	電現字機	電現字機	電現字機	電現字機	電現字機	電現字機	電現字機	電現字機
單式交換機	歐文印刷機	和文印刷機	自動現波機	自動現波機	自動現波機	自動現波機	自動現波機	自動現波機
(以五 十回線 下)	集電信機	多重重式機	自動手送二重機	自動手送二重機	自動手送二重機	自動手送二重機	自動手送二重機	自動手送二重機
			單	二重	四重	六重	八重	十重
十二三二六	一九二一三	七三三二	五三三二	二五三二	一五三二	一四五三	一四五三	五五三二
一—一三一	一—一三一	三五四七	四七五七	六七六七	七七七七	一、五七	一、五七	一、五七
一—一—一	一—一—一	五四三〇	四八三〇	六五六五	七五七五	一、五五	一、五五	一、五五
一—一—一	一—一—一	三五二	七三三	八三三	九三三	一、五二	一、五二	一、五二
一—一—一	一—一—一	三一五九三	二三二	三二二	四二四	一、三二	一、三二	一、三二
一—一—一	一—一—一	三三三	四三四	五四五	六五六	一、三三	一、三三	一、三三
一—一—一	一—一—一	一六三	一六三	一五五	一四五	一、三三	一、三三	一、三三
三六五五五	五六五六五	六六六	七七七	八八八	九九九	九、三三	九、三三	九、三三

## 1、有線電信機械

機械通信電機

三、電信機械

(電信線路註二九一頁參照)

昭和十三年慶未現在

記		計		計		計		計		計		計	
電		寫		印		現		交		四		音	
計		電		真		直		合		響		音	
一		電		電		信		雙		重		單	
電		信		電		專		用		信		刷	
共		用		用		信		動		信		重	
用		信		刷		波		動		信		重	
用		信		刷		波		動		信		重	
六		五		三		四		一		八		六	
五		四		三		二		一		七		十	
四		三		二		一		空		一		五	
三		二		一		一		空		一		五	
二		一		一		一		空		一		五	
一		一		一		一		空		一		五	
合		計		合		計		合		計		合	
昭和十四年度末現在		昭和十四年度末現在		昭和十四年度末現在		昭和十四年度末現在		昭和十四年度末現在		昭和十四年度末現在		昭和十四年度末現在	
六		五		四		三		二		一		五	
五		四		三		二		一		五		一	
四		三		二		一		五		一		五	
三		二		一		一		五		一		五	
二		一		一		一		五		一		五	
一		一		一		一		五		一		五	
合		計		合		計		合		計		合	
熊		仙		札		計		熊		仙		札	
架		空		(裸線)		架		空		(裸線)		架	
空		(線條)		(心線)									
架		空		架		空		架		空		架	
水底		ケーブル		水底		ケーブル		水底		ケーブル		水底	
底		ケーブル		(心線)									
水底		ケーブル		水底		ケーブル		水底		ケーブル		水底	
底		ケーブル		(心線)									
水底		ケーブル		水底		ケーブル		水底		ケーブル		水底	
底		ケーブル		(心線)									
水底		ケーブル		水底		ケーブル		水底		ケーブル		水底	
底		ケーブル		(心線)									
水底		ケーブル		水底		ケーブル		水底		ケーブル		水底	
底		ケーブル		(心線)									
水底		ケーブル		水底		ケーブル		水底		ケーブル		水底	
底		ケーブル		(心線)									
水底		ケーブル		水底		ケーブル		水底		ケーブル		水底	
底		ケーブル		(心線)									
水底		ケーブル		水底		ケーブル		水底		ケーブル		水底	
底		ケーブル		(心線)		(心線)							

昭和十四年度末現在

種別	東京都市 東京地方	名古屋	大阪	廣島	熊本	仙臺	札幌	合計
受信機	六三五三六	一	一	一	一	一	一	一
發信機	二四四四	一	一	一	一	一	一	一
長波送信機	三三三四二	一	一	一	一	一	一	一
中波送信機	一九二	一	一	一	一	一	一	一
短波送信機	一七一	一	一	一	一	一	一	一
超短波送信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
長中波送信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
短波送信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
中波受信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
短波受信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
全波受信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
長波受信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
中波受信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
短波受信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
全波發信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
中波發信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
短波發信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
超短波發信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
長中波發信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
短波發信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
中波發信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
短波發信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
全波發信機	一六三	一	一	一	一	一	一	一
受信機	三三三三	一	一	一	一	一	一	一
發信機	二二二二	一	一	一	一	一	一	一
總計	二二二二	一	一	一	一	一	一	一

## 口、無線電信機械

昭和十三年度末現在

昭和十四年度未現在

四、電信從事員

昭和十四年度末現在

方	監	超	短
向	視	短	波
探	用	波	受
知	受	信	信
機	機	機	機
<hr/>			
三   一 芬			
<hr/>			
一     八			
<hr/>			
二   七 九			
<hr/>			
三   一 二 四五			
<hr/>			
一     五			
<hr/>			
三     五			
<hr/>			
三   三 四			
<hr/>			
一   四 三			
<hr/>			
六   一 七 三			
<hr/>			

種別	短波受信機 超短波受信機 方向探知機	(其の二)	東京都市 東京地方	東京都市 東京地方	東京都市 東京地方
別	三一究	三一究	名古屋	名古屋	名古屋
受信機	一一三一   一八六五四五	一一三一   一八六五四五	東京都 東京地方	東京都 東京地方	東京都 東京地方
受信機	一一四一   一四七一三一	一一四一   一四七一三一	名古屋	名古屋	名古屋
受信機	一一九二   一三四三七一	一一九二   一三四三七一	大阪	大阪	大阪
受信機	二二三一   一三三一   一七	二二三一   一三三一   一七	廣島	廣島	廣島
受信機	一一三一   一三四一   一	一一三一   一三四一   一	熊本	熊本	熊本
受信機	一一空一   一六元六四一	一一空一   一六元六四一	仙臺	仙臺	仙臺
受信機	一一三一   一三一四   一	一一三一   一三一四   一	札幌	札幌	札幌
受信機	一一三一   一八九三一   一	一一三一   一八九三一   一	合計	合計	合計
受信機	二二三二   一七八三元三	二二三二   一七八三元三	昭和十四年度末現在	昭和十四年度末現在	昭和十四年度末現在

昭和十四年度末現在

月	別	發	信	著	信	中	繼	信	合	計
月	有 料	無 料	有 料	無 料	有 料	無 料	三	七	三	三
昭和十四年四月	六、五一、九四六	八四、三五五	六、六三五、〇三七	一、一九五、七〇一	一四、四九二、四六五	三、六四九、五〇四	二九、六四九、五〇四	二、一二二、七〇七	一、一二、七〇七	一、一二、七〇七
五月	六、二六五、五〇六	七六、三八四	六、二七三、二〇七	一、二四九、三八三	一、二四九、三八三	三、六三七、〇四八	二八、〇三七、五三七	一、〇六九、九一〇	一、〇六九、九一〇	一、〇六九、九一〇
六月	五、四五三、〇五七	七〇四、一三七	五、五三四、五九六	二、九四一、八三四	二、九四一、八三四	三、六三七、五三四	二四、七〇三、五三四	三、七〇四、一三九	三、七〇四、一三九	三、七〇四、一三九
七月	五、七六三、三九六	七四〇、四八五	五、八六二、五三九	五、八六二、五三九	五、八六二、五三九	三、七〇四、一三九	二六、一八三、三三六	二六、一八三、三三六	二六、一八三、三三六	二六、一八三、三三六

(三) 月別通數

前に同じ

100

等級別		發料	無料	信料	有著料	無信料	中繼信合計
一等	二等	一九、八八九、九五〇	三、六三五、二三八	元、二二九、五三八	五、〇一六、九六六	一四六、二五四、三六五	二〇四、〇〇五、九毛七
二等	三等	九、六五〇、三〇三	一、二四七、五五五	八、一四三、八六九	二、一〇三、六三九	一〇、〇三七、七六三	四一、一八三、〇八八
特集	配	一、〇八六、九一六	一六四、四九九	一、三九八、〇六三	一、六四六、九三七	二一七、三〇六	四、五一三、七三〇
郵便	取扱	二、〇四〇、八四七	二、七八五、三五五	三、三三六、二六〇	三、六三四、三四四	四、八四六、三三〇	六三、六四三、〇七六
電信	取扱	三、六六八、五八七	二、〇九五、五三七	六、五一〇、四九三	二、三〇三、四七七	四〇七、〇一〇	三、六八三、四七八
電話	取扱	三八、八三五	六八、八三五	二、八五五	二、四八七	六七	四〇七、〇一〇
無線	局	六、九六五、二八七	一、八一四	二、二四、一二四	二、五二六、八五五	一二四、一二四	二、五二六、八五五
計		六三五、三五五	二〇六、〇三〇	四〇七、〇一〇	三三、八〇三	七一、〇〇四	一〇、四一六、八四九
		七七、八八八、五四四	二七四、三四九	四〇七、〇一〇	三三、八〇三	二、二一、〇八八	一七五、一〇九、二八四
		七九、三九八、五三三	二六六、五〇七	四〇七、〇一〇	三五、〇五七、六三四	二、二一、〇八八	三五、二四四、四三四

(二) 局所等級別通數

(備考) 一、在外局取扱のものを含む  
二、對外地電報及日滿日善電報之合併

二、對外地電報及日滿日華電報を含む

(備考) 明記を含ます

## 五、電報利用狀況

(外國電報中※を附したるは關門局アブストラクトによ  
る公衆報のみにして外地發著を含む暦年別統計とす)

(一) 發著中繼信別通數

廣島		大阪		名古屋	
山岡島	鳥廣	高德	和滋	奈兵	京大
計	歌	計	富石	福長	岐三愛
口山	根取島	知烏	山賀	良庫	都阪
二、一九三、六三	二、九三、七三	一、九三、三三	四、四七五、三六	七、九〇二、七〇七	二、六一八、九三
二、一九三、七三	二、九三、八五	一、七七、七〇三	五九、五三	七、九九、八六	七、九九、七九三
七、八九、八四	七、八九、八三	三九、六三	七五、四四	六九、九一	六九、九一
二元七、六八	一三三、四〇三	三九、六三	七五、四四	八八、八〇	五九、九一
三	三	三	三	三	三
札幌		仙臺		熊本	
北海道	計	秋山	青岩	福宮	沖鹿宮
計	田形	森手	島城	佐大福	長熊
七、五二、六三	六、四〇、〇四六	五、七二、六七	一、一〇三、六七	一、〇六九、五五七	一、六三五、〇九五
二〇・五	一八・五	七・九	六・六	一〇・九	七・九三
一	一	一	一	一	一

(備考) 前に同じ		(四) 人口當通數		別月	
昭和十五年一月	三二月	十九八年十二月	十一月	十九八年二月	二月
群崎新馬玉潟	神東奈川京	東京都市	道府縣別	遞信局別	有發
一、三七〇、五七五	一、九七六、三八八	二、一八六、〇七〇	内外信電有報料	發信局別	料無
五九四、九三六	四九四、九三	一、九七六、三八八	當人口十人	道府縣別	信料
一、三三、二三	一、五九・八五	一、五九・八五	順利用位率	遞信局別	有著
四・三	七・八	一三三	東京地方	發信別局	料無
四・三	六・七	一三三	山靜板茨千	道府縣別	信料
一、四五九、五三	一、三一、九三	一、三七、七三	梨岡木城葉	遞信別局	中繼信
一、五、四四、三四	一、四九、五三	一、四九、五三	六、八九〇、六七四	發信別局	合計
六、四七八、七四	三六六、三六	七五、三五	五、〇六、二二	道府縣別	
五・三八	五・七三	七二、一七〇	四、九三、二七三	遞信別局	
一	一	一	三〇、三五、〇二〇	發信別局	

卷之二

和外周取扱の事例を含む

二、在外局分三〇六  
口、內、國、電、報

(備考) 一、有料報のみとす

一、有料報のみとす

種類別	文歐文計	信著文歐文計	有料	小課新官報報聞金計	無計
和文歐文計	一、五四二、九九〇	一四八、三三〇	七五、三五、五七六	七五、四五〇、三七九	七五、五三、五七六
文歐文計	一、五四二、九九〇	一四八、三三〇	六一〇、五四一	六一〇、三五	六一〇、五四一
信著文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	四九、六五九	四九、六五九	四九、六五九
和文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	三九、五五九	三九、五五九	三九、五五九
信著文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	二一、三六三	二一、三六三	二一、三六三
和文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	一四、七三一、二六六	一四、七三一、二六六	一四、七三一、二六六
信著文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	老、二七三	老、二七三	老、二七三
和文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	九三、五三、七三三	九三、五三、七三三	九三、五三、七三三
信著文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	四二、八三	四二、八三	四二、八三
和文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	七七、二七一、六〇一	七七、二七一、六〇一	七七、二七一、六〇一
信著文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	七六、九四四、六三三	七六、九四四、六三三	七六、九四四、六三三
和文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	六一、三五、五七一	六一、三五、五七一	六一、三五、五七一
信著文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	三六、九六八	三六、九六八	三六、九六八
和文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	二一、三五	二一、三五	二一、三五
信著文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	六一〇、五四一	六一〇、五四一	六一〇、五四一
和文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	九、九三三、七三三	九、九三三、七三三	九、九三三、七三三
信著文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	九、八七九、九〇一	九、八七九、九〇一	九、八七九、九〇一
和文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	七六、九四四、六三三	七六、九四四、六三三	七六、九四四、六三三
信著文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	六一、九一、六三〇	六一、九一、六三〇	六一、九一、六三〇
和文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	四一、七三一、二六六	四一、七三一、二六六	四一、七三一、二六六
信著文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	三九、五五九	三九、五五九	三九、五五九
和文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	二一、三六三	二一、三六三	二一、三六三
信著文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	老、二七三	老、二七三	老、二七三
和文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	九三、一六三、三八八	九三、一六三、三八八	九三、一六三、三八八
信著文歐文計	七六、一八、四八三	三〇三、三七九	三九、六五、六五	三九、六五、六五	三九、六五、六五

### (1) 局所等級別運動

## 二、局所等級別通數

等級別		發信	
有料	無料	有料	無料
一等	二等	三等	特
局	局	局	局
一九、一五、三三	九、五〇一、七六九	三、四七二、六一九	一、〇八六、七〇七
二八、四四六、〇三三	一、二四二、〇三三	一七、九八五、四〇三	一六四、四七一
四、八七一、七五〇	二、〇八七、四七六	二四三、七九七、二〇四	一、三九七、八〇五
一九九、七三七、九三三	一〇、〇三六、七九八	四〇、八五三、四二八	一、六四六、九三〇
四、五一三、一八三			

昭和十四年度

(備考) 有無料の合計とす

(四) 府縣別通數

二、在外地局取扱のもの、を含む  
對外地電報及日滿、日華電報を含む

## 八、内地外地間電報

昭和十四年度

外 地 別	有 料		無 料		内 地 發 信	内 地 收 信	外 地 收 信
	發 信	著 信	發 信	著 信			
朝鮮	二、四九、三六	二、四九、三六	一、五、六八	一、五、六八	四三、三六	二、七五、七四	五四、六四
太洋	九五、六〇	九五、六〇	八一、五六	八一、五六	九〇、八六	三一、四〇	一、八五、九六
臺灣	六四、一八	六四、一八	二九、八六	二九、八六	六九、三八〇	六三、二〇〇	一、三四、五八
南樺	一九、〇九	一九、〇九	二〇、六八八	二〇、六八八	二五、二〇四	八七、六八	二四、七六
計	四、三四、三〇〇	四、三四、三〇〇	六七三、四八八	六七三、四八八	九七六、五二三	八、五四、三〇	一、五八、六四
(参考) 小笠原島	一六、八六六	三、三三	二〇、七九六	二〇、七九六	一〇、四二、五三〇	一、六五、〇〇〇	四三、三七六

(備考)

本表は昭和十四年十一月内國電報總計に依り推計したる全國(在外局取扱のものを含まず)の通數とす

## 二、日満電報

昭和十四年度

月 別	有 料		無 料		内 地 發 信	内 地 收 信	外 地 收 信
	發 信	著 信	發 信	著 信			
朝鮮	四七、五九	四七、五九	六一、四七六	六一、四七六	五〇、三六	五、三七、九七	九四、八〇
滿洲	五八、七八	五八、七八	五五、七三	五五、七三	一〇、二七	一、八三、九七	七七、一〇
間	五八、九九	五八、九九	五五、六九	五五、六九	二〇、二七	二、九八、〇六	二、一九、〇六
合	五九、一〇	五九、一〇	五八、九〇	五八、九〇	三〇、五七	三、三九、七八	一、五八、六四
計	一九、一七	一九、一七	二一、五七	二一、五七	三七、〇九	六七三、五〇	四三、三七六

月 別	有 料		無 料		内 地 發 信	内 地 收 信	外 地 收 信
	發 信	著 信	發 信	著 信			
朝鮮	一九、一七	一九、一七	一九、一七	一九、一七	一九、一七	一九、一七	一九、一七
滿洲	二一、五七	二一、五七	二一、五七	二一、五七	二一、五七	二一、五七	二一、五七
間	二一、五七	二一、五七	二一、五七	二一、五七	二一、五七	二一、五七	二一、五七
合	二一、五七	二一、五七	二一、五七	二一、五七	二一、五七	二一、五七	二一、五七
計	一九、一七	一九、一七	一九、一七	一九、一七	一九、一七	一九、一七	一九、一七

(備考)

一、關門局のアブストラクトに依り公衆報のみとす  
二、内地は朝鮮を除く外地を含むものとす

昭和十四年中

月 別	有 料		無 料		内 地 發 信	内 地 收 信	外 地 收 信
	發 信	著 信	發 信	著 信			
北支	三〇、四〇	三〇、四〇	三〇、三九	三〇、三九	二九、一〇	二九、一〇	二九、一〇
上 海	三〇、三九	三〇、三九	三〇、三九	三〇、三九	二九、一〇	二九、一〇	二九、一〇
中 支	三〇、三九	三〇、三九	三〇、三九	三〇、三九	二九、一〇	二九、一〇	二九、一〇
蒙 疆	三〇、三九	三〇、三九	三〇、三九	三〇、三九	二九、一〇	二九、一〇	二九、一〇
合	三〇、三九	三〇、三九	三〇、三九	三〇、三九	二九、一〇	二九、一〇	二九、一〇
計	三〇、三九	三〇、三九	三〇、三九	三〇、三九	二九、一〇	二九、一〇	二九、一〇

信 電

(備考) 一、關門内のアブストラクトに依り公衆報のみとす

外國電報

一、關門内のアブストラクトに依り公衆報のみとす  
二、外地發信のものも含む但し本邦中繼信を含まず

(一) 種類別通語數

(備考)

一、關門局のアブストラクトに依り公衆報のみとす  
二、外地發著のものも含む

## 信 電

## 信 電

		遞信局別		道府縣別	
		東京都市		發 信 著 信	
		東京	神奈川		
		計			
千葉	新崎	三六、八一六	三七、三九一		
群馬	鴻巣	一〇一、〇三三	九五、八六六		
埼玉	一〇五	四三七、八三六	四七四、一〇七		
四八	一七				
西多	一六				
三三	二三	七二五、〇五五	一九六、八九〇		
西二	五四	九一一、九四五	九二一、九四五		
	二七				
		東京地方		遞信局別	
		計		道府縣別	
		山梨	静岡	愛知	三重
		岡城	木原	三	一
三愛	三	二八	一八	七九	七九
重知	一	四三	三〇九	三〇九	三〇九
	一	四〇七	三〇七	三〇七	三〇七
	一				
		東京地方		遞信局別	
		計		道府縣別	
		山梨	静岡	愛知	三重
		岡城	木原	三	一
三愛	三	二八	一八	七九	七九
重知	一	四三	三〇九	三〇九	三〇九
	一	四〇七	三〇七	三〇七	三〇七
	一				

(備考) 前に同じ

(備考)

前に同じ

卷之三

(III) 月 別 通 數

二  
外傳

のものを含ます

(二) 局所等級別選定

10

4

昭和十四年六月

-

※(五) 對手國別通語數		昭和十四年中		在(参考)外局		北海道		札幌	
國別		通語數		發信著信數		通語數		計	
亞細亞洲	中華(占領地帶外)	西	九四	二、六五	二、四四	八、五六	一、二二〇、八四五	二、三九、七九〇	一七、五元
印度律	印度支那	六	九五	八九三、二七四	二、五九、九九五	八、九七七	一、二二〇、八四五	二、三九、七九〇	一七、五元
佛蘭印度	佛蘭印度那國	九	三三	六三六、七三二	三、三五二	八、五六	一、二二〇、八四五	二、三九、七九〇	一七、五元
泰國	泰國賓度	九	八三	六〇八、六〇三	一、一五〇、六〇九	八、五六	一、二二〇、八四五	二、三九、七九〇	一七、五元
海峽殖民地	海峽殖民地	九	九三	五三、七五五	三二、二九九	九三	一、二二〇、八四五	二、三九、七九〇	一七、五元
亞細亞(ロシア)	亞細亞(ロシア)	九	一〇	一〇、四五六	一、一五〇、六〇九	一〇	一、二二〇、八四五	二、三九、七九〇	一七、五元
其の他	亞細亞	九	一〇	二五、四五五	一、一五〇、六〇九	一〇	一、二二〇、八四五	二、三九、七九〇	一七、五元
計	計	九	一〇	一、八二五、六九七	一、一五〇、六〇九	一	一、二二〇、八四五	二、三九、七九〇	一七、五元
佛獨英	佛獨英吉	九	一〇	一、六三六、七〇九	一、一五〇、六〇九	一	一、二二〇、八四五	二、三九、七九〇	一七、五元
西逸利	西逸利	九	一〇	二五、四五五	一、一五〇、六〇九	一	一、二二〇、八四五	二、三九、七九〇	一七、五元
西	西	九	一〇	二五、四五五	一、一五〇、六〇九	一	一、二二〇、八四五	二、三九、七九〇	一七、五元
六	六	九	一〇	二五、四五五	一、一五〇、六〇九	一	一、二二〇、八四五	二、三九、七九〇	一七、五元
五	五	九	一〇	二五、四五五	一、一五〇、六〇九	一	一、二二〇、八四五	二、三九、七九〇	一七、五元
四	四	九	一〇	二五、四五五	一、一五〇、六〇九	一	一、二二〇、八四五	二、三九、七九〇	一七、五元
三	三	九	一〇	二五、四五五	一、一五〇、六〇九	一	一、二二〇、八四五	二、三九、七九〇	一七、五元
二	二	九	一〇	二五、四五五	一、一五〇、六〇九	一	一、二二〇、八四五	二、三九、七九〇	一七、五元
一	一	九	一〇	二五、四五五	一、一五〇、六〇九	一	一、二二〇、八四五	二、三九、七九〇	一七、五元

廣島		大坂		名古屋		遞信局別	道府縣別
						發信著	發信著
山岡島	鳥廣	高德計	滋奈兵京大	富石福長岐	岐阜		
口山根取島		和歌知	良庫都阪	山川井	野井		
三、一七五	三五四八	七九	三一五五	三一六八	三一六九	三〇九	三〇九
二、六六	三八五九	七〇	一、六八三	一、六八三	一、五四	一五八	三〇三
五、八四二	七四九七	一、二五三、五三	六二二、九五	六三、三四	六三、三四	五七	五七
		一、四七八	三、二六	三、二六	三、二六	三〇三	三〇三
		一、四八	五七〇	五五、三七〇	五五、三七〇	五七	五七
仙臺		熊本				遞信局別	道府縣別
						發信著	發信著
秋山	青岩福宮	沖計	鹿宮佐大福長熊	愛香	香川		
計	田形森手島城	繩	兒島崎賀分岡崎本	媛	媛		
四、三七	三五四九七	四〇、八三	二九五三三	三、二六	三、二六	一五	一五
六、八九	二九九一五三	二、九三四	二九五三三	六、四九	六、四九	五、七五	三〇九
一、二三	一四五三	六、七五四	五六四	五〇四	五〇四	二、四〇	七四
		四八〇	四五四	四七、〇九三	四七、〇九三		
			四五四	二八九	二八九		

卷之三

## 六、電信收入狀況（調定額）

備考

三、中華民國の中には満洲經由本邦北支間通信を含ます

二、外埠取扱の本のを合計

三、中華民國の中には滿洲經由本邦北支間通信を含ま

總計		洲大洋		洲加利米亞南	
		漆	洲聯邦	智伯亞	刺爾西然
		ニユーランド	邦	その他	利爾丁
		哇			
八〇一、九二〇		三八、九三五		五、六六八	九、七八七
		四、二七六		一三、九六四	九、五九八
		三、七三		一五、六七七	三、六三〇
		一、九七二		四〇、七三〇	二、元八
		四八、八〇六			元、三八五
					二〇三、二九九
					一〇七、七九九
					二二、三四四
					一七九、二五五
					八一、八三三
					六七〇、四三〇
					七四、五七三
					一、四〇五、〇〇三
					三五、八〇九
					二一〇、四三三
					一五、六五三、五九八
					一九、七四〇、三三一
					三五、三九三、九三九

# 七、官廳用及私設電信 無線電信施設狀況

昭和十四年度未現在

A 施設目的別

別目的設施

科 目 别	昭和十四年度												昭和十三年度												對前年度增減(△)	同上割合	
	内國電報料				外國電報料				請願電信費納付金				切手收入				内國電報料				外國電報料						
月 別	切 手 收 入	電 信 收 入	計	月 別	切 手 收 入	電 信 收 入	計	月 別	切 手 收 入	電 信 收 入	計	月 別	切 手 收 入	電 信 收 入	計	月 別	切 手 收 入	電 信 收 入	計	月 別	切 手 收 入	電 信 收 入	計				
昭和十四年四月	一、九四六、六五五	一、〇七三、二八一	二、〇一九、五七七	五月	一、九〇三、六八一	一、〇三九、三〇三	二、〇一九、五七七	六月	一、七〇三、〇五五	一、〇八〇、三二五	二、〇一九、九三八	七月	一、六九、二四二	一、三六〇、一五五	二、〇一九、九三八	八月	一、六九、二四二	一、五六七、二四一	二、〇一九、九三八	九月	一、六九、二四二	一、五五〇、七二二	二、〇一九、九三八	十月	一、六九、二四二	一、〇三〇、三八七	二、〇一九、九三八
五 五 五 五 五 五	三、六八七	二、四八七、四五五	五、一〇三、九〇一	六、八六六	二、三九、五七五	二、二〇七、六三四	四、二三三、三五七	四、五九八	二、二八五、三六九	二、二〇三、二四四	四、〇〇九、六九九	三、五、三七七	二、五三、三四四	四、〇八七、五八四	三、三五一、五三四	三、〇九八、七九六	二、二四二、四九三	四、五七五、三〇三	五、一四二、九〇一	五、三三〇、七七五	五、一四二、九〇一	一、九六	一、九六	一、九六			
五 五 五 五 五 五	三、六八七	二、四八七、四五五	五、一〇三、九〇一	六、八六六	二、三九、五七五	二、二〇七、六三四	四、二三三、三五七	四、五九八	二、二八五、三六九	二、二〇三、二四四	四、〇〇九、六九九	三、五、三七七	二、五三、三四四	四、〇八七、五八四	三、三五一、五三四	三、〇九八、七九六	二、二四二、四九三	四、五七五、三〇三	五、一四二、九〇一	五、三三〇、七七五	五、一四二、九〇一	一、九六	一、九六	一、九六			
五 五 五 五 五 五	三、六八七	二、四八七、四五五	五、一〇三、九〇一	六、八六六	二、三九、五七五	二、二〇七、六三四	四、二三三、三五七	四、五九八	二、二八五、三六九	二、二〇三、二四四	四、〇〇九、六九九	三、五、三七七	二、五三、三四四	四、〇八七、五八四	三、三五一、五三四	三、〇九八、七九六	二、二四二、四九三	四、五七五、三〇三	五、一四二、九〇一	五、三三〇、七七五	五、一四二、九〇一	一、九六	一、九六	一、九六			
五 五 五 五 五 五	三、六八七	二、四八七、四五五	五、一〇三、九〇一	六、八六六	二、三九、五七五	二、二〇七、六三四	四、二三三、三五七	四、五九八	二、二八五、三六九	二、二〇三、二四四	四、〇〇九、六九九	三、五、三七七	二、五三、三四四	四、〇八七、五八四	三、三五一、五三四	三、〇九八、七九六	二、二四二、四九三	四、五七五、三〇三	五、一四二、九〇一	五、三三〇、七七五	五、一四二、九〇一	一、九六	一、九六	一、九六			
五 五 五 五 五 五	三、六八七	二、四八七、四五五	五、一〇三、九〇一	六、八六六	二、三九、五七五	二、二〇七、六三四	四、二三三、三五七	四、五九八	二、二八五、三六九	二、二〇三、二四四	四、〇〇九、六九九	三、五、三七七	二、五三、三四四	四、〇八七、五八四	三、三五一、五三四	三、〇九八、七九六	二、二四二、四九三	四、五七五、三〇三	五、一四二、九〇一	五、三三〇、七七五	五、一四二、九〇一	一、九六	一、九六	一、九六			
五 五 五 五 五 五	三、六八七	二、四八七、四五五	五、一〇三、九〇一	六、八六六	二、三九、五七五	二、二〇七、六三四	四、二三三、三五七	四、五九八	二、二八五、三六九	二、二〇三、二四四	四、〇〇九、六九九	三、五、三七七	二、五三、三四四	四、〇八七、五八四	三、三五一、五三四	三、〇九八、七九六	二、二四二、四九三	四、五七五、三〇三	五、一四二、九〇一	五、三三〇、七七五	五、一四二、九〇一	一、九六	一、九六	一、九六			

信　　電

電報送受用		近接地連絡用		正午時通報用		火災報知用		防空警報用		其他通報用		(備考) / 前に同じ		B 電信局別		施設者數		同線數		線路亘長		線條延長		電信機數		其の他機械數	
札	計	東	東	京	京	古	地	都	市	幌	本	島	阪	屋	方	市	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
六	三	一	五	一	四	八	一	九									六	四	六	二	四	一	三	氣送			
氣	送																一	三	二	七	七	七	七	七	一	三	
一	六	二	一	四	一	七	四	一	五	四	一	六	一	六	一	六	一	七	五	五	五	五	五	一	七		
二	六	三	四	一	四	一	三	四	一	六	九	一	三	四	一	三	三	六	九	一	二	九	一	一	七		
三	六	二	八	四	一	三	二	一	七	三	三	一	三	三	一	三	三	三	一	一	一	一	一	一	九		
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		
三	一	八	三	一	四	一	五	三	一	六	五	一	七	三	一	七	六	一	四	一	三	六	一	四	四		
三	一	八	三	一	四	一	五	三	一	六	五	一	七	三	一	七	六	一	四	一	三	六	一	四	四		

信電

(備考) 本表中其の他の機械とは電鈴轉換器又は火災報知用其の他通報用の發報機若は受報機とする

遞信局別	施設者數	回線數	線路亘長	線條延長	電信機數	其の他機械數
東京地古	一九二四〇	一九三三	一五五三	一六四八	三八九七	六五三
大阪市	一九二一	一九三二	一六五元	一六四五	三三五	六九七
神戶	一九一四	一九二三	一五八三	一五八三	一三五七	六九七
名古屋	一九一四	一九二三	一五八三	一五八三	一三五七	六九七
仙台	一九一四	一九二三	一五八三	一五八三	一三五七	六九七
札幌	一九一四	一九二三	一五八三	一五八三	一三五七	六九七
廣島	一九一四	一九二三	一五八三	一五八三	一三五七	六九七
熊本	一九一四	一九二三	一五八三	一五八三	一三五七	六九七
大分	一九一四	一九二三	一五八三	一五八三	一三五七	六九七
福岡	一九一四	一九二三	一五八三	一五八三	一三五七	六九七
鹿兒島	一九一四	一九二三	一五八三	一五八三	一三五七	六九七
沖繩	一九一四	一九二三	一五八三	一五八三	一三五七	六九七
計	一九一四	一九二三	一五八三	一五八三	一三五七	六九七
(備考) 前に同じ						
(二) 私設電信						
A 施設目的別						
事業専用	一七	一三	一七	一九	一九	一九
公共團體事務用	一九	一九	一九	一九	一九	一九
號電信法第二條第二 同第三號	一一	一一	一一	一一	一一	一一
基因法合	一一	一一	一一	一一	一一	一一
機械數	一一	一一	一一	一一	一一	一一
電信機數	一一	一一	一一	一一	一一	一一
線條延長	一一	一一	一一	一一	一一	一一
線路亘長	一一	一一	一一	一一	一一	一一
施設目的別	一一	一一	一一	一一	一一	一一
者施設	一一	一一	一一	一一	一一	一一
回線數	一一	一一	一一	一一	一一	一一
事業専用	一一	一一	一一	一一	一一	一一